

平成26年度

住民参加型在宅福祉サービス団体
活動実態調査 報告書

平成28年3月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目 次

I 調査概要	2
1. 調査目的	2
2. 調査対象	2
3. 調査方法	2
4. 調査時期	2
5. 回収数	2
6. 調査内容	2
7. 報告書の記載方法について（凡例）	3
8. 調査結果の概要	3
(1) 事業開始年度	3
(2) 運営形態	3
(3) 法人化率	4
(4) 事務所の所有率	4
(5) 活動拠点の形態	4
(6) 広報活動	4
(7) たすけあい活動の登録者数、担い手登録数（1 団体あたりの平均）	5
(8) たすけあい活動の担い手登録者の年代、性別（1 団体あたりの平均）	5
(9) サービスの担い手と利用者のバランス状況	6
(10) 担い手募集の手段	6
(11) 担い手募集に最も効果があった手段	6
(12) 担い手への研修機会	7
(13) 担い手に対する研修内容	7
(14) サービスの種類と実施形態	8
(15) サービスの利用者数と活動時間及び回数（1 団体あたりの平均）	8
(16) たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別	8
(17) 収入および支出総額	9
(18) 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか	9
(19) 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等	9
(20) 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額	10
(21) 日常的に協力・連携関係がある団体	10
(22) 現在直面している活動の課題	11
(23) 訪問型サービス、通所型サービスへの移行予定（検討中含）	12
(24) 市町村における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」	12
(25) 市町村における「協議体」の設置状況	13

1. 事業開始年度（問1）	16
2. 運営形態（問2）	17
2. 運営形態A～C（問2）	18
3. 法人格の有無と法人化率（問3）	19
4. 事務所の所有率（問4）	21
5. 活動拠点の形態（問5）	23
6. 広報活動（問6）	24
7. たすけあい活動における会員制採用の有無（問7）	27
8. たすけあい活動の登録者数、担い手登録数（1団体あたりの平均）（問8・9）	28
9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（問10）	29
10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11）	31
10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11（2））	33
11. 担い手への研修機会（問12）	35
12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（問12）	38
13. 担い手に対する研修内容（問13）	41
14. サービスの種類と実施形態（問14）	42
15. 実施するサービスの利用者数（実人数）及び活動時間（回数）（問15）	44
16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別（問16）	46
17. 収入および支出総額（問17）	48
18. 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか（問18）	51
19. 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等（問19）	52
20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額（問20）	53
21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）	56
22. 一定のエリア内で団体間の連絡会等（問22）	83
23. 公的制度について考えていること（問23）	84
24. 現在直面している活動の課題（問24）	91
25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）	94
26. 訪問型サービス、通所型サービスへの移行予定（検討中含）（問26）	103
27. 市町村における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（問27）	104
28. 市長村における「協議体」の設置状況（問28）	106
29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）	108
平成26年度「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」調査票	113

I 調査概要

1. 調査目的

本調査は、全国の住民参加型住宅福祉サービス(※)の活動の状況を明らかにし、今後の住民参加型住宅福祉サービスと地域福祉の発展のための基礎データを集積することを目的として実践した。

2. 調査対象

平成27年3月1日現在、活動している住民参加型在宅福祉サービス団体を対象に、その活動状況について調査した。

3. 調査方法

調査票は、平成26年度に、本会が都道府県・指定都市社会福祉協議会を通じて把握している住民参加型住宅福祉サービス団体 2,026団体に郵送し、郵送及びFAXにて回収した。

4. 調査時期

平成27年3月27日～平成27年5月29日

5. 回収数

389団体(回収率19.2%)

※「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは

●地域住民の参加を基本として

- ① 営利を目的とせず、
- ② 住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、
- ③ 有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う家事援助、介護サービス(ホームヘルプサービス)等を中心とした在宅福祉サービスである。

●こうしたサービス(活動)を行う団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」といい、住民の自主組織として組織されているものの他、市区町村社会福祉協議会、生活協同組合、農業協同組合、福祉公社・事業団、社会福祉施設等が運営するものがある。
また、同団体は、上記の「たすけあい活動」とともに、介護保険制度や障害者自立支援法等に基づくサービスをあわせて実施するところもある。

6. 調査内容

- 団体の組織体制・運営
 - 会員の状況
 - サービス、活動事業の内容
 - その他
- ※ 詳細は巻末調査票を参照。

7. 報告書の記載方法について（凡例）

組織の運営形態の類型化について

本報告書においては、組織の運営形態（調査票問2）を、以下のような類型（呼称）として分類し、集計分析を行った。以下、この類型（呼称）によって記述する。

組織の運営形態（問2）の選択肢		類型		回答数
住民の自主的な会員組織である	→	A 住民互助型	171	142
市区町村社会福祉協議会が運営している		B 社協運営型	142	
生活協同組合が運営している		C その他	70	
ワーカーズコレクティブである				
JA(農業協同組合)が運営している				
行政設置による第3セクター(福祉公社・事業団等)				
社会福祉施設が運営している。				
ファミリー・サポート・センターである				
その他				
		全体	383	

8. 調査結果の概要

(1) 事業開始年度

○「1996年度～2000年度」が最も多く 27.6%となっている。

選択肢	回答数	割合
全 体	362	100.0%
1990年度以前	63	17.4%
1991年度～1995年度	73	20.2%
1996年度～2000年度	100	27.6%
2001年度～2005年度	54	14.9%
2006年度以降	72	19.9%

(2) 運営形態

○「住民互助型」が最も多く 44.6%となっている。

選択肢	回答数	割合
全 体	383	100.0%
住民互助型	171	44.6%
社協運営型	142	37.1%
その他	70	18.3%

8. 調査結果の概要

(3) 法人化率

※社協運営型を除く

○法人化率は 72.3%となっている。

類型		回答数	法人化数	法人化率
全 体		238	172	72.3%
A	住民互助型	169	120	71.0%
C	その他	63	51	81.0%

(4) 事務所の所有率

○事務所が「ある」と回答したのは全体の 89.0%である。

類型		回答数	所有数	所有率
全 体		381	339	89.0%
A	住民互助型	170	140	82.4%
B	社協運営型	141	136	96.5%
C	その他	69	62	89.9%

(5) 活動拠点の形態

○「独自の活動拠点を持っている」が最も多く、52.3%となっている。

選択肢		回答数	回答率
1	独自の活動拠点を持っている	197	52.3%
2	親団体から賃借	67	17.8%
3	自治体等から賃借	113	30.0%

(6) 広報活動

○「広報誌・機関紙」が最も多く 78.7%となっている。

選択肢		回答数	回答率
1	広報誌・機関紙	306	79.9%
2	専用のホームページ(Facebook、ブログ等を含む)	203	53.0%
3	活動を紹介するページがある	97	25.3%
4	公民館等でチラシやポスターを掲示している	101	26.4%
5	その他	76	19.8%

8. 調査結果の概要

(7) たすけあい活動の登録者数、担い手登録数(1団体あたりの平均)

○1団体あたりの登録者数は平均 307.2人、担い手は平均 110.3人。

○担い手一人当たりの登録者数は平均 2.8人。

類型	登録者 (A)	担い手 (B)	担い手一人当たりの 登録者数(A/B)
全 体	307.2人	110.3人	2.8人
A 住民互助型	202.0人	68.6人	2.9人
B 社協運営型	342.2人	136.7人	2.5人
C その他	506.8人	161.3人	3.1人

(8) たすけあい活動の担い手登録者の年代、性別（1団体あたりの平均）

○担い手登録者内訳は、下記のとおりである。

	A 住民互助型（155）			B 社協運営型（142）			C その他（71）		
	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体
全年代合計	51.0人	13.7人	68.6人	103.0人	35.6人	136.7人	136.7人	12.0人	161.3人
20代	4.1人	3.9人	4.8人	2.2人	1.4人	2.4人	4.8人	3.6人	5.9人
30代	3.6人	3.3人	4.4人	7.3人	2.3人	7.9人	20.0人	5.2人	22.5人
40代	7.3人	3.4人	8.3人	13.4人	3.8人	14.9人	37.5人	3.0人	41.2人
50代	11.8人	5.0人	13.1人	16.1人	5.2人	18.6人	37.6人	3.3人	41.9人
60代	16.8人	5.4人	20.0人	32.4人	9.9人	40.1人	43.8人	5.1人	49.3人
70代以上	13.8人	5.4人	16.6人	24.8人	11.2人	32.5人	16.7人	6.2人	20.1人

8. 調査結果の概要

(9) サービスの担い手と利用者のバランス状況

○「担い手が不足している傾向がある」が最も多く 68.6%となっている。

選択肢		各回答率
1	担い手が不足している傾向がある	68.6%
2	利用者が少ない傾向がある	13.1%
3	担い手と利用者のバランスはちょうどよい	11.0%
4	その他	7.3%

(10) 担い手募集の手段

○実施率は「パンフレット、チラシ、ポスター」が最も多く 68.7%、次いで「個別に声掛け(56.1%)」、「登録者による紹介(53.8%)」の順が多い。

選択肢		実施率	選択肢		実施率
1	パンフレット、チラシ、ポスター	68.7%	7	広報誌	48.8%
2	ホームページ	44.6%	8	地域ラジオ・FMラジオ	2.6%
3	他団体の広報誌	13.3%	9	説明会、交流会	23.2%
4	個別に声掛け	56.1%	10	ハローワーク	10.2%
5	登録者による紹介	53.8%	11	掲示板	6.3%
6	担い手養成講座・研修会	27.2%	12	その他	10.4%

(11) 担い手募集に最も効果があった手段

○最も効果があったの手段は「個別に声掛け」で 26.9%、次いで「登録者による紹介(21.5%)」、「広報誌(16.7%)」の順となっている。

選択肢		回答率	選択肢		回答率
1	パンフレット、チラシ、ポスター	12.7%	7	広報誌	16.7%
2	ホームページ	0.6%	8	地域ラジオ・FMラジオ	0.0%
3	他団体の広報誌	1.4%	9	説明会、交流会	4.5%
4	個別に声掛け	26.9%	10	ハローワーク	2.5%
5	登録者による紹介	21.5%	11	掲示板	0.3%
6	担い手養成講座・研修会	7.6%	12	その他	5.1%

8. 調査結果の概要

(12) 担い手への研修機会

○最も効果があったの手段は「個別に声掛け」で26.9%、次いで「登録者による紹介(21.5%)」、「広報誌(16.7%)」の順となっている。

選択肢		実施率	選択肢		実施率	
1	〔内部研修〕	学習会、勉強会、研修会等	76.5%	9	社協主催の研修会に参加	29.9%
2		交流会	56.7%	10	地域包括支援センター主催の研修会に参加	15.6%
3		新人研修	27.9%	11	地方自治体主催の研修会に参加	15.6%
4		ミーティング、定例会の際に	34.6%	12	社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	21.8%
5		ケースカンファレンス	19.3%	13	資格取得支援	17.0%
6		外部から講師を呼んで研修	43.6%	14	その他	7.3%
7		他団体と共催により研修会を開催	16.5%			
8		その他	6.4%			

(13) 担い手に対する研修内容

○担い手に対する研修内容として最も多いのは「高齢者・障害者理解」で65.1%、次いで「認知症理解」(58.9%)となっている。

選択肢		実施率	選択肢		実施率
1	高齢者・障害者理解	65.1%	12	医療・感染症	25.1%
2	認知症理解	58.9%	13	リスクマネジメント(ヒヤリハット)	27.1%
3	介護職員初任者研修	8.7%	14	傾聴	29.1%
4	介護(ヘルパー2級養成講座を除く)	15.1%	15	コミュニケーション	26.5%
5	介助技術	33.0%	16	接遇(マナー)	29.9%
6	調理	32.1%	17	レクリエーション	15.1%
7	食品衛生(食中毒)	25.7%	18	育児・子育て支援	20.7%
8	移送サービス	18.7%	19	法人理念	20.7%
9	掃除	15.6%	20	行政・社会情勢等の動き	20.4%
10	救命救急	36.0%	21	その他	18.2%
11	災害時高齢者・障害者等生活支援	12.3%			

8. 調査結果の概要

(14) サービスの種類と実施形態

○実施しているサービスの種類は「家事援助」が最も割合が高く82.4%、次いで外出援助(73.1%)、話し相手(66.8%)となっている。

選択肢		総実施率	選択肢		総実施率
1	家事援助	82.4%	12	グループホーム	8.0%
2	介護	54.0%	13	小規模多機能型居宅介護	6.9%
3	入浴	42.0%	14	サービス付き高齢者向け住宅	4.3%
4	食事(配食や会食)	46.3%	15	住宅改修	7.2%
5	外出援助	73.1%	16	相談・助言	41.5%
6	車による移送サービス	38.6%	17	話し相手	66.8%
7	デイサービス	30.9%	18	子育て・保育サービス	47.9%
8	サロン活動	36.4%	19	教育サービス	7.4%
9	宅老所	8.2%	20	財産管理・保全サービス	13.8%
10	作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	9.3%	21	ケアマネジメント(居宅介護支援等)	32.2%
11	ショートステイ・宿泊	10.1%	22	その他事業	16.5%

(15) サービスの利用者数と活動時間及び回数(1団体あたりの平均)

○サービスの種類ごとの利用者数と活動時間(回数)は、下記のとおりである。

	サービス利用者数		活動時間(回数)	
	たすけあい活動	公的サービス	たすけあい活動	公的サービス
1 家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス	319人	999人	4,522時間	13,675時間
2 外出援助・移送サービス	132人	151人	1,816時間	1,461時間
3 配食サービス	1,467人	5,837人	3.8回/週	4.3回/週

(16) たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別

○たすけあい活動と公的サービスの担い手の区別について、「別々の者が行っている」のは36.8%、「同じ者が行っているは」は59.3%である。「同じ者が行っている」うち、「別々のサービスとして管理を分けている」のは54.4%、「サービスの管理の区別はしていない」は4.9%であった。

選択肢	各回答率
1 別々の者が行っている	36.8%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	54.4%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	4.9%
5 その他	3.8%

8. 調査結果の概要

(17) 収入および支出総額

○「介護保険に関わる収入」が最も多く、平均 4,518円となっている。

項目		平均額
収入総額		3,739 万円
1	たすけあい活動の利用料収入	467 万円
2	会費収入	128 万円
3	介護保険に関わる収入	4,518 万円
4	障害者総合支援法制度等収入	1,113 万円
5	行政からの事業委託収入	816 万円
6	助成金収入	208 万円
7	寄附金収入	42 万円
8	その他	774 万円
支出総額		3,817 万円

(18) 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか

○「充当していない」が最も多く 45.0%となっている。

選択肢		各回答率
全 体		100.0%
1	充当していない	45.0%
2	1～2割程度を公的サービスの収益から充当	32.7%
3	3～5割程度を公的サービスの収益から充当	9.4%
4	5割以上を公的サービスの収益から充当	9.4%
5	その他	3.5%

(19) 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等

○「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が最も多く 28.5%となっている。

選択肢		各回答率
全 体		100.0%
1	行政・民間からの補助金や助成金を充当していない(全て自主財源で充当)	21.2%
2	1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	25.9%
3	3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	9.8%
4	5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	28.5%
5	その他	14.5%

8. 調査結果の概要

(20) 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額

○利用料、担い手の受け取り額ともに「内容に関わらず定額」が半数越えになっている。

	選択肢	定額	内容により異なる
1	サービス利用料	59.1%	40.9%
2	担い手の受取額	63.4%	36.6%

(21) 日常的に協力・連携関係がある団体

	選択肢	回答率		選択肢	回答率
1	社会福祉協議会	70.7%	12	農業協同組合	7.0%
2	ボランティア・市民活動振興センター	37.4%	13	企業	9.8%
3	NPO法人	37.4%	14	労働組合	2.0%
4	地方自治体	52.2%	15	商工会議所	7.0%
5	民生委員・児童委員(協議会)	48.6%	16	青年会議所	3.9%
6	自治会・町内会・女性会・青年会(連合会)	30.2%	17	小・中学校	19.6%
7	老人クラブ	15.1%	18	高等学校	9.8%
8	公民館	15.4%	19	大学・専門学校	11.2%
9	ボランティア団体(法人格をもたない)	26.8%	20	警察	10.9%
10	ボランティア連絡会	21.5%	21	その他	40.5%
11	生活協同組合	17.0%			

8. 調査結果の概要

(22) 現在直面している活動の課題

選択肢		該当する課題	最も大きな課題	
1	[A] 組織運営について	担い手不足	71.0%	32.0%
2		資金不足	22.4%	4.5%
3		広報不足	24.9%	1.9%
4		利用者の減少	20.8%	2.2%
5		ハードの老朽化	3.9%	0.3%
6		コーディネーターの不足	13.9%	2.2%
7		事務局の体制が不十分	16.7%	2.2%
8		作業マニュアル、就業規則等が未整備	4.6%	0.6%
9		人材育成の機会不足	18.5%	1.7%
10		後継者不足	30.8%	7.2%
11		地域組織(自治会等)との関係づくり	14.1%	2.2%
12		他事業、他都道府県との連携・協働	5.4%	0.6%
13		行政あるいは社協との連携・協働	12.9%	1.7%
14		その他	4.1%	1.1%
1	[B] サービス提供体制について	助け合い活動の利用者負担額	28.5%	14.4%
2		たすけあい活動の担い手(有償ボランティア等)と介護保険等のヘルパーとの賃金差	25.4%	20.0%
3		労働基準法との兼ね合い	8.2%	3.2%
4		活動先(サロンの会場等)の確保	5.4%	2.0%
5		24時間見守り体制づくり	6.9%	2.0%
6		サービス提供(申請)のための手続き	4.9%	3.6%
7		その他	11.1%	10.8%
1	[C] サービスの質について	医療行為が必要な方へのサービス提供	10.8%	3.6%
2		サービスのマンネリ化	6.4%	1.4%
3		ニーズをサービスに結び付けられない	22.4%	10.4%
4		担い手の専門性が確立されていない	17.0%	6.4%
5		ニーズの把握ができていない	9.8%	3.6%
6		行き場のない方への支援	19.8%	4.6%
7		生活支援内容の多様化	37.3%	22.5%
8		その他	6.2%	2.9%

8. 調査結果の概要

(23) 訪問型サービス、通所型サービスへの移行予定（検討中）

選択肢		各回答率	
1	訪問型	訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	40.0%
2		訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	17.9%
3		訪問型サービスB（住民主体による支援）	19.3%
4		訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	2.1%
5		訪問型サービスD（移動支援）	13.1%
6		実施しない（移行しない）	7.6%
1	通所型	通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	35.4%
2		通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	19.5%
3		通所型サービスB（住民主体による支援）	23.8%
4		訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	2.4%
5		実施しない（移行しない）	18.9%

(24) 市町村における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」

選択肢		各回答率	
1	所属	行政	3.4%
2		地域包括支援センター	7.5%
3		社会福祉協議会	9.5%
4		NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	1.0%
5		未定	76.9%
6		その他	1.7%
1	配置時期	平成27年4月	10.5%
2		平成27年度中	4.3%
3		平成28年度中	5.1%
4		平成29年度中	3.6%
5		未定	76.4%
1	配置体制	市町村全体で1～2名程度	11.0%
2		市町村全体で3名以上	1.4%
3		市町村内の複数区域を1区域として配置	2.1%
4		小・中学校区域ごとに配置	4.6%
5		未定	78.6%
6		その他	2.1%
1	財源	市町村の地域支援事業を活用	14.7%
2		市町村の地域支援事業以外を活用	0.4%
3		都道府県からの交付金等を活用	0.7%
4		未定	81.3%
5		その他	2.9%

8. 調査結果の概要

(25)市町村における「協議体」の設置状況

選択肢		各回答率
1	行政	10.8%
2	地域包括支援センター	4.1%
3	所属 社会福祉協議会	7.9%
4	NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	1.6%
5	未定	74.9%
6	その他	0.6%
1	配 平成27年4月	3.8%
2	置 平成27年度中	12.1%
3	時 平成28年度以降	3.4%
4	期 未定	73.8%
1	行政	11.5%
2	地域包括支援センター	11.9%
3	社会福祉協議会	13.9%
4	NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	7.5%
5	社会福祉法人	7.5%
6	配 地縁組織(自治会等)	7.1%
7	置 民生委員・児童委員(協議会)	8.1%
8	体 生活協同組合	4.1%
9	制 農業協同組合	2.7%
10	民間企業	1.7%
11	介護サービス事業者	6.4%
12	シルバー人材センター	5.4%
13	未定	83.7%
14	その他	3.7%
1	財 市町村の地域支援事業を活用	12.8%
2	源 市町村の地域支援事業以外を活用	0.7%
3	都道府県からの交付金等を活用	0.7%
4	未定	84.1%
5	その他	1.7%

II 調查結果

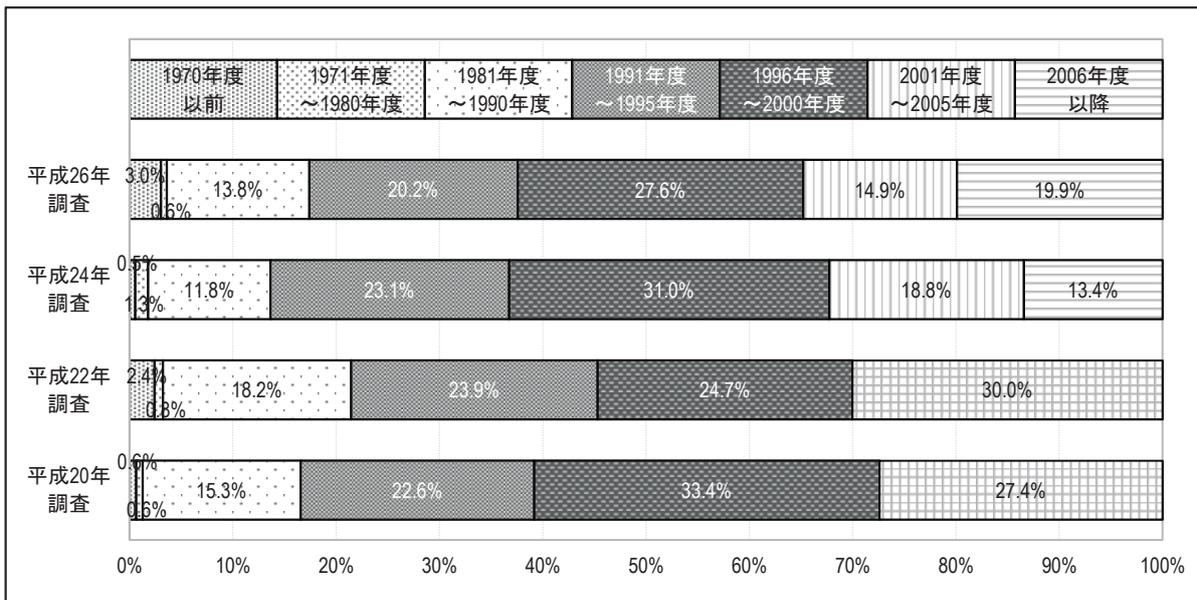
1. 事業開始年度（問1）

事業開始年度は1990年代の割合が多く、1991年度～1995年度が20.2%、1996年度～2000年度が27.6%で、計47.8%となっている。

また、各年を比較してみると、2001年度以降に事業を開始した団体が増加傾向にあり、平成26年度の合計は34.8%となっている。

■ 図表1 事業開始年度

選択肢<SA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		362	100.0%	558	100.0%	373	100.0%	314	100.0%
1	1970年度以前	11	3.0%	3	0.5%	9	2.4%	2	0.6%
2	1971年度～1980年度	2	0.6%	7	1.3%	3	0.8%	2	0.6%
3	1981年度～1990年度	50	13.8%	66	11.8%	68	18.2%	48	15.3%
4	1991年度～1995年度	73	20.2%	129	23.1%	89	23.9%	71	22.6%
5	1996年度～2000年度	100	27.6%	173	31.0%	92	24.7%	105	33.4%
6	2001年度～2005年度	54	14.9%	105	18.8%	112	30.0%	86	27.4%
7	2006年度以降	72	19.9%	75	13.4%				



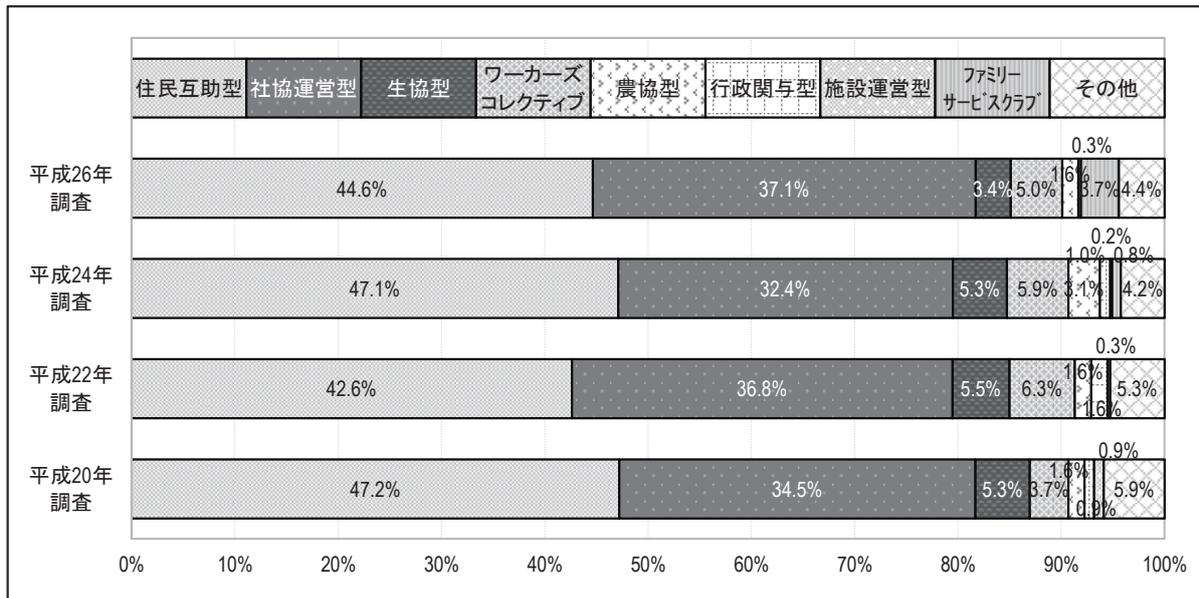
2. 運営形態（問2）

組織の運営形態としては、「住民互助型」の割合が44.6%で最も多く、次いで「社協運営型」が37.1%で、この両者で全体の約8割を占めている。このほかの運営形態は5%以下となっている。

各年を比較してみても、ほぼこの傾向は変わらない。

■ 図表2 運営形態

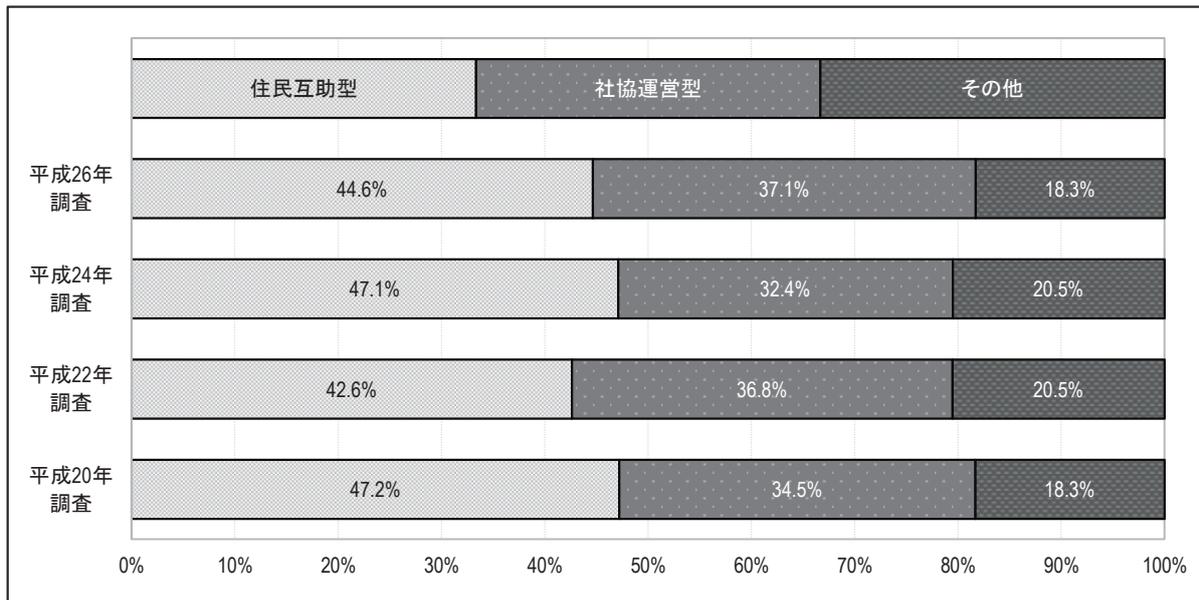
選択肢<SA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		383	100.0%	590	100.0%	380	100.0%	322	100.0%
1	住民互助型	171	44.6%	278	47.1%	162	42.6%	152	47.2%
2	社協運営型	142	37.1%	191	32.4%	140	36.8%	111	34.5%
3	生協型	13	3.4%	31	5.3%	21	5.5%	17	5.3%
4	ワーカーズコレクティブ	19	5.0%	35	5.9%	24	6.3%	12	3.7%
5	農協型	6	1.6%	18	3.1%	6	1.6%	5	1.6%
6	行政関与型	1	0.3%	6	1.0%	6	1.6%	3	0.9%
7	施設運営型	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	3	0.9%
8	ファミリーサービスクラブ	14	3.7%	5	0.8%	1	0.3%	0	0.0%
9	その他	17	4.4%	25	4.2%	20	5.3%	19	5.9%



2. 運営形態A～C (問2)

■ 図表 運営形態A～C

選択肢<SA>	平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	383	100.0%	590	100.0%	380	100.0%	322	100.0%
A 住民互助型	171	44.6%	278	47.1%	162	42.6%	152	47.2%
B 社協運営型	142	37.1%	191	32.4%	140	36.8%	111	34.5%
C その他	70	18.3%	121	20.5%	78	20.5%	59	18.3%



3. 法人格の有無と法人化率 (問3)

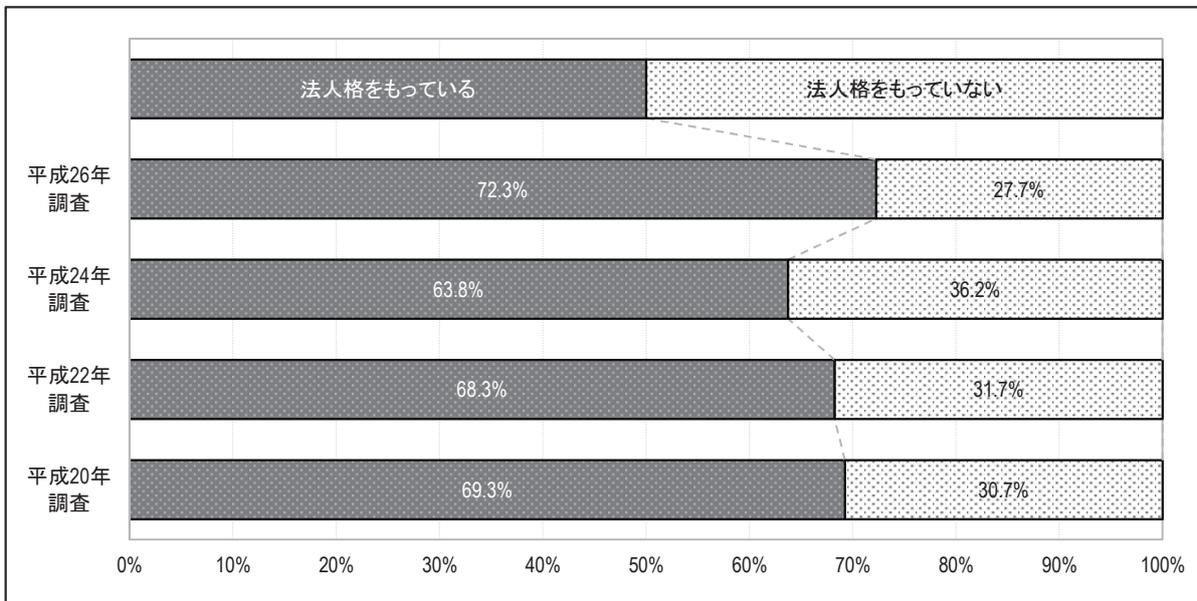
※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

法人格の有無をみると、「持っている(法人化率)」の割合は全体の72.3%、これに対し「持っていない」は27.7%である。

類型別でみると、法人化率は住民互助型(71.0%)よりその他(81.0%)が高くなっている。
全体の法人化率は、平成24年調査時よりも増えている。

■ 図表3 住民互助型等の法人格の有無

選択肢<SA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		238	100.0%	378	100.0%	230	100.0%	205	100.0%
1	法人格をもっている	172	72.3%	241	63.8%	157	68.3%	142	69.3%
2	法人格をもっていない	66	27.7%	137	36.2%	73	31.7%	63	30.7%

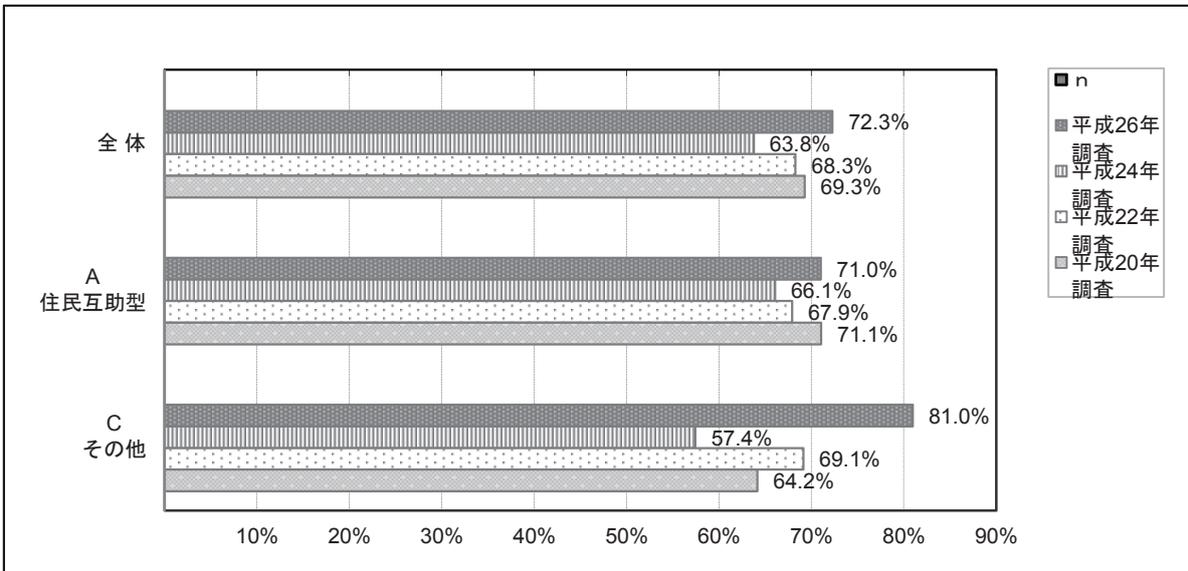


3. 法人格の有無と法人化率 (問3) ※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

■ 図表4 住民互助型等の法人化率の類型別比較

類型	平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査			平成20年調査		
	全体	持っている	法人化率									
全体	238	172	72.3%	378	241	63.8%	230	157	68.3%	205	142	69.3%
A 住民互助型	169	120	71.0%	277	183	66.1%	162	110	67.9%	152	108	71.1%
C その他	63	51	81.0%	101	58	57.4%	68	47	69.1%	53	34	64.2%

■ 図表5 住民互助型等の法人格の有(法人化率)×類型別



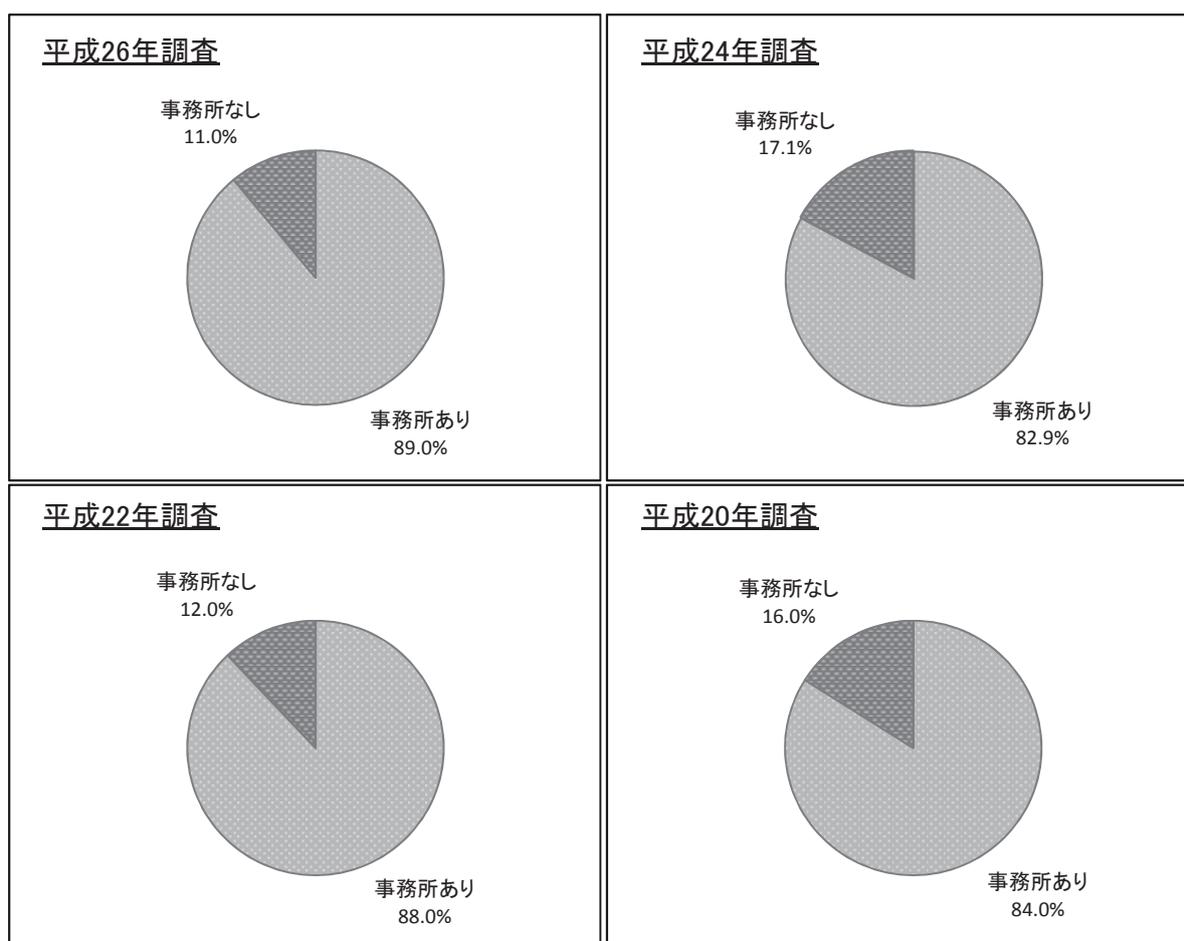
4. 事務所の所有率（問4）

事務所の有無をみると、「ある」の割合が全体の89.0%、これに対し「ない」が11.0%である。類型別でみると、事務所設置率は「B社協運営型(96.5%)」が一番高くなっている。全体の事務所設置率は、平成24年調査時よりも増えている。

■ 図表6 事務所の有無

選択肢<SA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		381	100.0%	573	100.0%	374	100.0%	318	100.0%
1	事務所あり	339	89.0%	475	82.9%	329	88.0%	267	84.0%
2	事務所なし	42	11.0%	98	17.1%	45	12.0%	51	16.0%

■ 図表7 事務所「あり」の割合

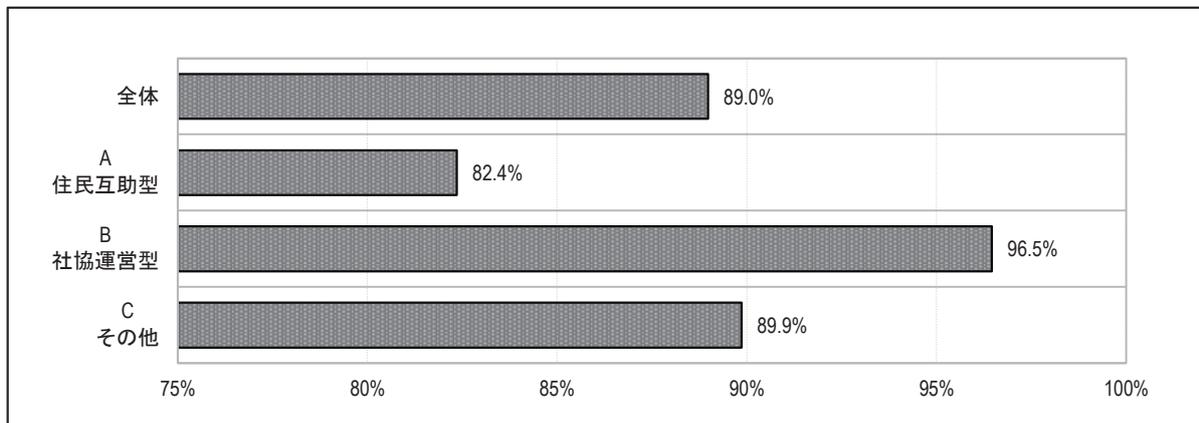


4. 事務所の所有率（問4）

■ 図表8 事務所の有無×類型

選択肢<SA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	381	100.0%	170	100.0%	141	100.0%	69	100.0%
1 事務所あり	339	89.0%	140	82.4%	136	96.5%	62	89.9%
2 事務所なし	42	11.0%	30	17.6%	5	3.5%	7	10.1%

■ 図表9 事務所の所有率×類型



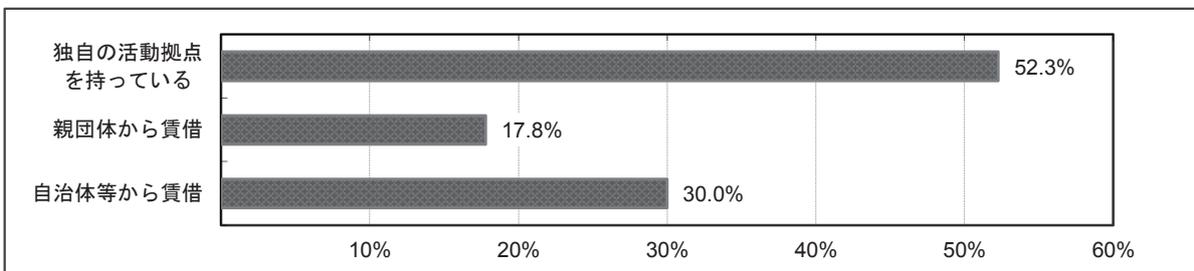
5. 活動拠点の形態（問5）

活動拠点の形態としては、「独自の活動拠点を持っている」の割合が52.3%で最も多く、次いで「自治体等から賃借」が30.0%となっている。

類型別にみると、住民互助型は「独自の活動拠点を持っている(68.8%)」が多く、社協運営型は「自治体等から賃借(51.9%)」が多い。

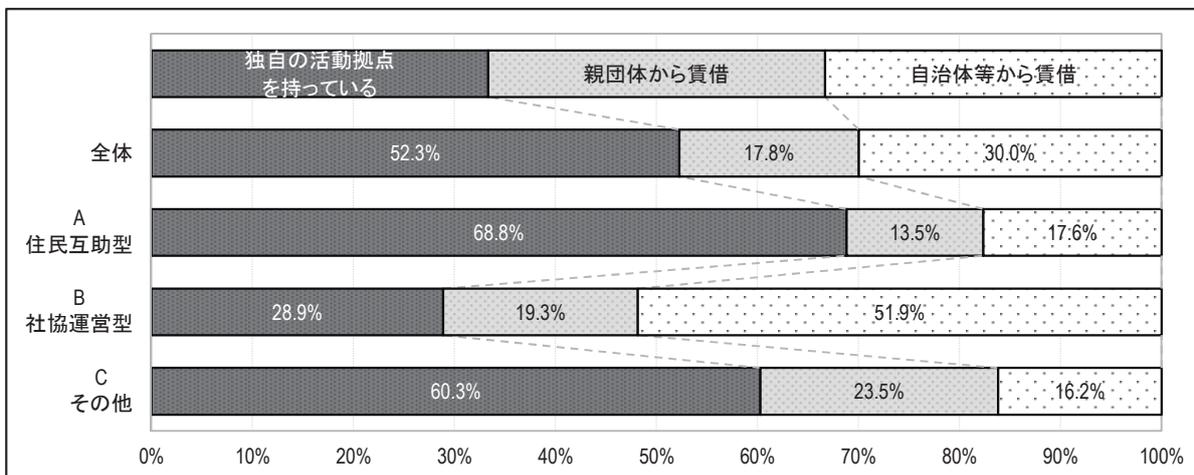
■ 図表10 活動拠点の形態

選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		377	-
1	独自の活動拠点を持っている	197	52.3%
2	親団体から賃借	67	17.8%
3	自治体等から賃借	113	30.0%



■ 図表11 活動拠点の形態×類型

選択肢<MA>		平成26年調査							
		全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		377	-	170	-	135	-	68	-
1	独自の活動拠点を持っている	197	52.3%	117	68.8%	39	28.9%	41	60.3%
2	親団体から賃借	67	17.8%	23	13.5%	26	19.3%	16	23.5%
3	自治体等から賃借	113	30.0%	30	17.6%	70	51.9%	11	16.2%

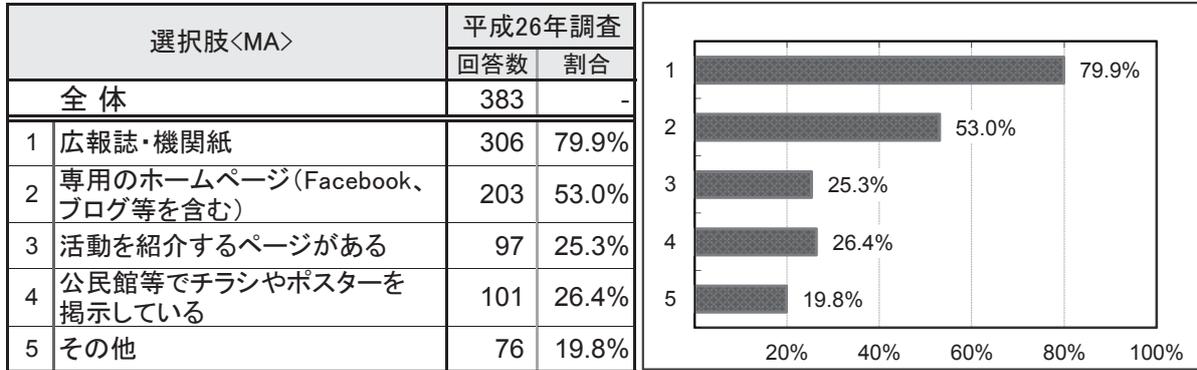


6. 広報活動（問6）

広報活動は、「広報誌・機関紙」の割合が79.9%で最も多く、次いで「専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）」が53%となっている。

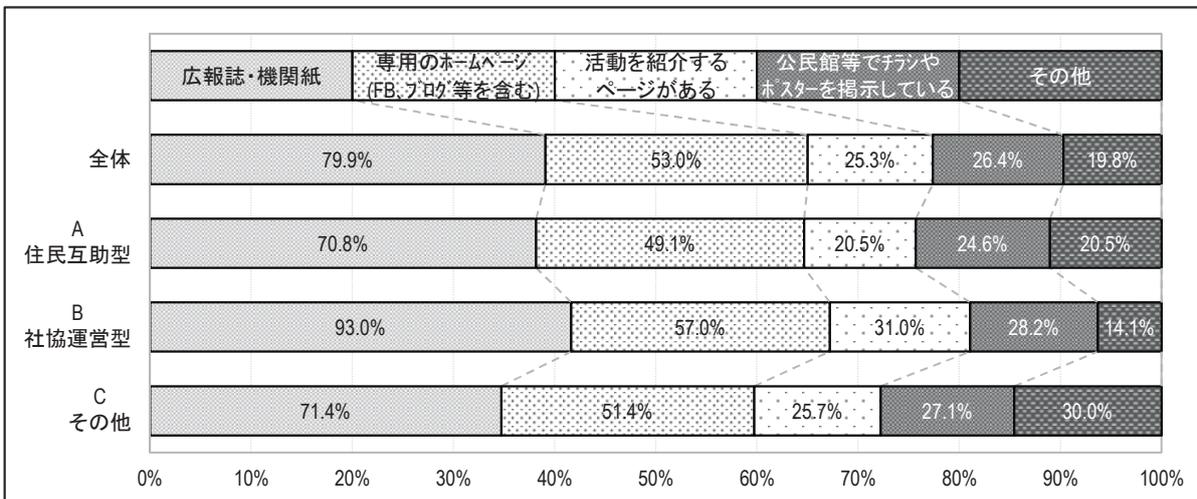
類型別にみると、住民互助型、社協運営型とも「広報誌・機関紙」が最も多い。

■ 図表12 広報活動



■ 図表13 広報活動×類型

選択肢<MA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	383	-	171	-	142	-	70	-
1 広報誌・機関紙	306	79.9%	121	70.8%	132	93.0%	50	71.4%
2 専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）	203	53.0%	84	49.1%	81	57.0%	36	51.4%
3 活動を紹介するページがある	97	25.3%	35	20.5%	44	31.0%	18	25.7%
4 公民館等でチラシやポスターを掲示している	101	26.4%	42	24.6%	40	28.2%	19	27.1%
5 その他	76	19.8%	35	20.5%	20	14.1%	21	30.0%



6. 広報活動（問6）

<その他一覧>

	類型
○ 大手スーパー店内の掲示板に提示している。	A
○ イベント等でチラシを配布している。	A
○ チラシを町の回覧板や戸配している	A
○ チラシを保健師やケアマネージャーに配布している	A
○ パンフレット	A
○ パンフレット(事業所、事業内容紹介)。	A
○ パンフレットを置かせてもらったり渡したりしている	A
○ ホームページやブログ等は持っておらず、自らチラシの営業をしています	A
○ 一部、行政の福祉課にチラシを置いてもらっている	A
○ 会員向けニュースレター毎月発行	A
○ 会員募集には必要に応じて市内に発行される宣伝雑誌、ローカルラジオを利用している。	A
○ 近隣へチラシ配布	A
○ 近隣各戸へのポスティング	A
○ 区、自治会を通して回覧と掲示板など	A
○ 県のホームページに紹介されている	A
○ 公共の施設等に広報紙を置かせて頂いている。	A
○ 口コミ	A
○ 広報活動なし	A
○ 市に概要を記したチラシを渡し、関連する各事業所へ配布している	A
○ 市内、NPO活動団体のホームページに掲示している	A
○ 市民活動センター、市役所等のホームページ	A
○ 時々社協広報誌活用(会員拡大)	A
○ 自治会ニュースに載せてもらっている。活動内容を各戸配布することもある。	A
○ 自前の掲示板に活動内容を掲示している	A
○ 社協にチラシを置かせてもらっている	A
○ 社協のボランティアセンターへの登録し活動を案内してもらう	A
○ 受け入れ人数に制限があるため積極的広報はしない	A
○ 親団体の広報を活用。	A
○ 親団体機関誌のページの一部に会員募集記事掲載、親団体情報紙に活動紹介掲載、会員募集チラシ配布	A
○ 生協しまねや地域つながりセンターのホームページ内で	A
○ 団地内掲示板にポスター掲示、プログラム等全戸配布	A
○ 地域限定のため、回覧を行っている	A
○ 中間支援団体広報誌等	A
○ 利用者・支援者の口コミ、区役所や社協の紹介	A
○ 利用者様の口コミ	A
○ FMラジオへの出演	B
○ コミュニティFMでの独自番組、イベントへの出展、メールマガジンなど	B
○ リーフレットの配布	B
○ 介護支援専門員を通じて	B
○ 介護情報にワムネット情報公開	B
○ 各種研修会等での資料へのチラシ同封や事業説明	B
○ 区内の地域包括支援センターの窓口にリーフレットを置かせていただいている。	B
○ 冊子を作成し地区社協等へ配布している	B
○ 市広報紙・市内自治会地域情報紙・市社協広報紙・市社協HP	B
○ 市民しんぶん等を活用した周知	B
○ 事業所へ配布	B
○ 社協だより	B
○ 出前講座	B
○ 小中学校の保護者へチラシを配布	B
○ 地域の方との会議や地域に訪問に出た際に紹介している	B
○ 地域事務所、地区社協、包括支援センター等にチラシ配布	B
○ 地域福祉座談会で事業内容を紹介している	B
○ 独自チラシの店頭での呼びかけ。説明会	B

6. 広報活動（問6）

<その他一覧>

	類型
○ 社会福祉協議会ホームページ内掲載	B
○ コープの店舗に掲示	C
○ ちらしまき	C
○ チラシを地域限定のポストイン	C
○ メンバーで毎月チラシを配っている。本部にホームページがある。	C
○ リーフレット	C
○ 関係団体への広報活動、説明会参加等	C
○ 広報活動なし	C
○ 購買生協のカタログと一緒にチラシを入れさせてもらったり、店舗に貼っている。	C
○ 子育て支援事業、イベント	C
○ 市内に放送されているケーブルテレビや音声告知放送	C
○ 市民まつりや社協まつりのイベント等でPR	C
○ 市役所ホームページ、公報の利用	C
○ 自主的にチラシまき、ロコミ	C
○ 生協店舗でのポスター掲示	C
○ 特にしていない	C
○ 特に広報はしていない。いわゆるロコミ。	C
○ 保健師2ヶ月訪問時チラシ配布。	C

7. たすけあい活動における会員制採用の有無（問7）

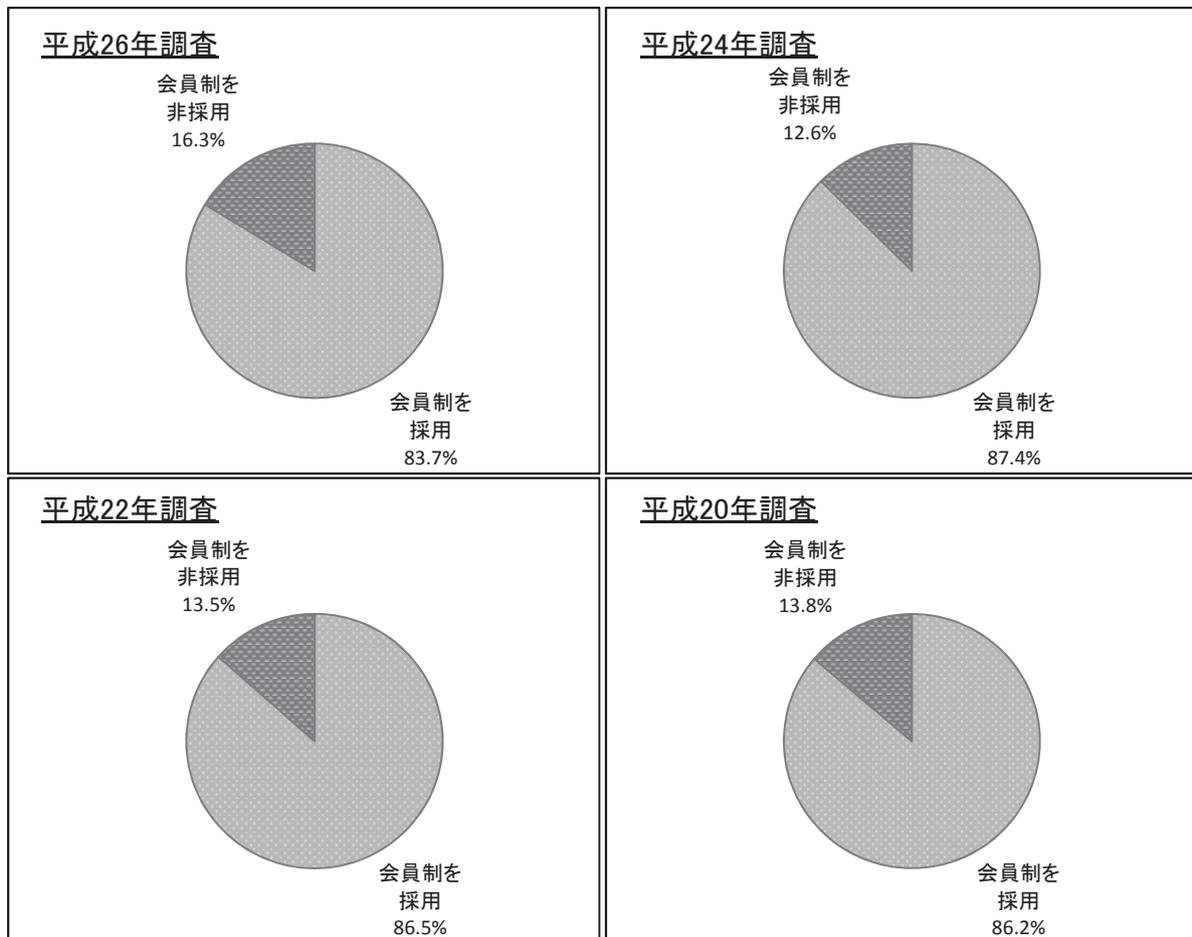
たすけあい活動において会員制を「採用している」の割合は、全体の 83.7%、これに対し「採用していない」は 16.3%である。

また、経年比較において、会員制採用は減る傾向にある。

■ 図表14 たすけあい活動における会員制採用の有無

選択肢<SA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		375	100.0%	565	100.0%	364	100.0%	305	100.0%
1	会員制を採用	314	83.7%	494	87.4%	315	86.5%	263	86.2%
2	会員制を非採用	61	16.3%	71	12.6%	49	13.5%	42	13.8%

■ 図表15 会員制を「採用している」の割合



8. たすけあい活動の登録者数、担い手登録数(1団体あたりの平均)(問8・9)

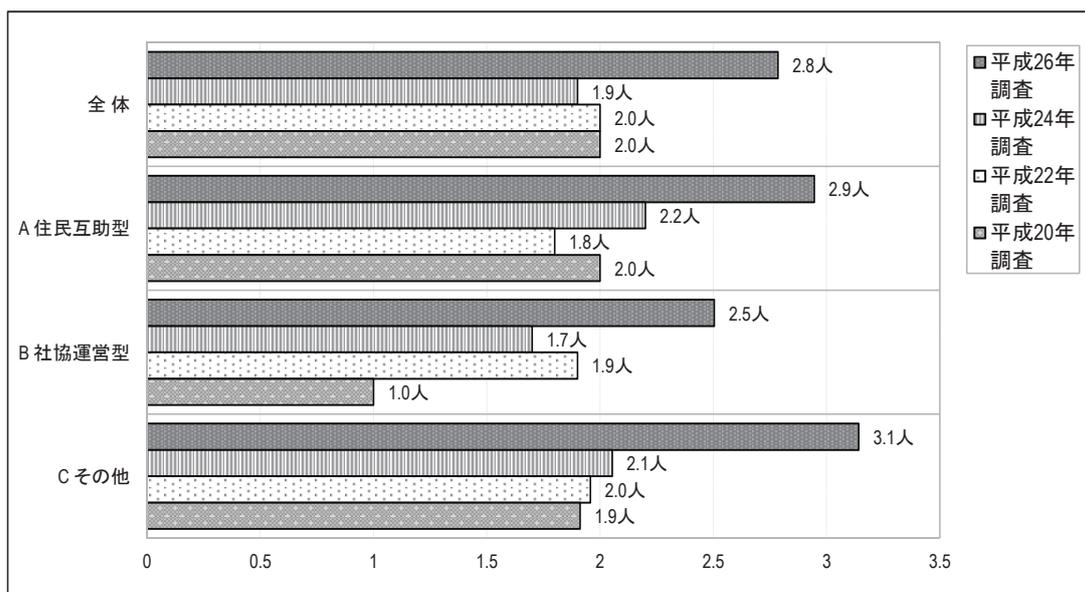
たすけあい活動の「登録者」は、全体では1団体あたり(平均)307人、同様に「担い手」が110人である。その結果、担い手一人当たりの登録者は2.8人ということになる。

経年比較すると、1団体あたりの全体の平均で「担い手一人当たりの登録者」は2.8人で、平成24年調査時(1.9人)から増えている。

担い手登録者の年代、性別(1団体あたりの平均)は、どの類型においても60代が最も多い。

■図表16 たすけあい活動の登録者数、担い手登録数(1団体あたりの平均/単位:人)×類型

類型	平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査			平成20年調査		
	登録者(A)	担い手(B)	担い手一人当たりの登録者数(A/B)									
全体	307	110	2.8人	169	89	1.9人	193	97	2.0人	162	96	2.0人
A 住民互助型	202	69	2.9人	105	49	2.2人	143	80	1.8人	110	47	2.0人
B 社協運営型	342	137	2.5人	225	132	1.7人	214	115	1.9人	204	150	1.0人
C その他	507	161	3.1人	252	123	2.1人	203	104	2.0人	146	76	1.9人



	A 住民互助型 (155)			B 社協運営型 (142)			C その他 (71)		
	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体
全年代合計	51.0人	13.7人	68.6人	103.0人	35.6人	136.7人	136.7人	12.0人	161.3人
20代	4.1人	3.9人	4.8人	2.2人	1.4人	2.4人	4.8人	3.6人	5.9人
30代	3.6人	3.3人	4.4人	7.3人	2.3人	7.9人	20.0人	5.2人	22.5人
40代	7.3人	3.4人	8.3人	13.4人	3.8人	14.9人	37.5人	3.0人	41.2人
50代	11.8人	5.0人	13.1人	16.1人	5.2人	18.6人	37.6人	3.3人	41.9人
60代	16.8人	5.4人	20.0人	32.4人	9.9人	40.1人	43.8人	5.1人	49.3人
70代以上	13.8人	5.4人	16.6人	24.8人	11.2人	32.5人	16.7人	6.2人	20.1人

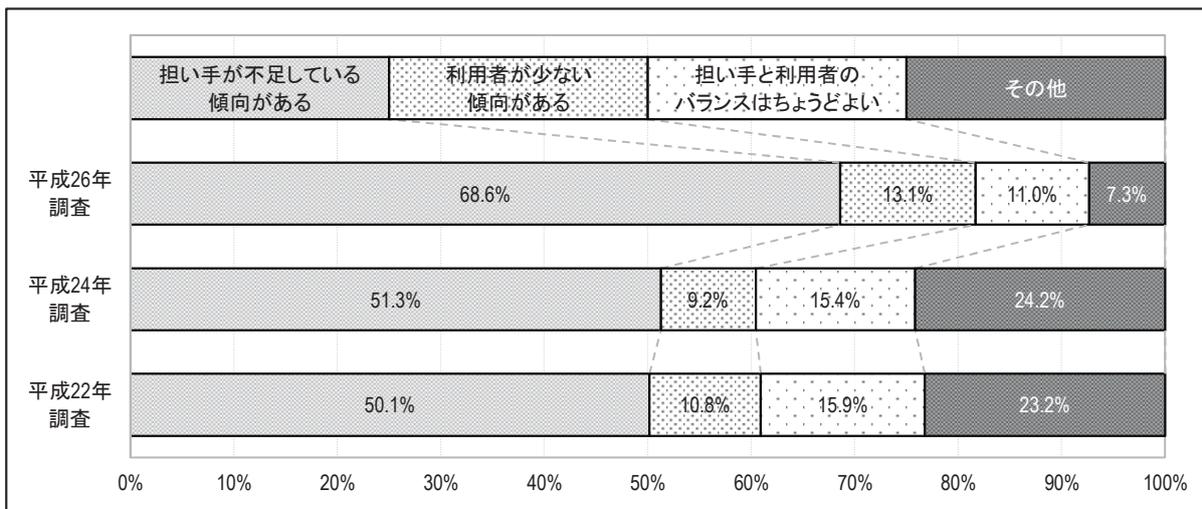
9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（問10）

担い手と利用者のバランスを経年比較で見ると、「担い手が不足している傾向がある（68.6%）」が20%近く増加しており、突出している。
 類型別にみても、同じ傾向がある。

■ 図表18 担い手と利用者のバランス

選択肢<MA>		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体		382	-	546	-	353	-
1	担い手が不足している傾向がある	262	68.6%	280	51.3%	177	50.1%
2	利用者が少ない傾向がある	50	13.1%	50	9.2%	38	10.8%
3	担い手と利用者のバランスはちょうどよい	42	11.0%	84	15.4%	56	15.9%
4	その他	28	7.3%	132	24.2%	82	23.2%

■ 図表19 担い手と利用者のバランス状況の割合



9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（問10）

■ 図表20 サービスの担い手と利用者のバランス状況×類型

選択肢<MA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	382	-	172	-	139	-	68	-
1 担い手が不足している傾向がある	262	68.6%	112	65.1%	95	68.3%	54	79.4%
2 利用者が少ない傾向がある	50	13.1%	26	15.1%	20	14.4%	4	5.9%
3 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	42	11.0%	22	12.8%	14	10.1%	5	7.4%
4 その他	28	7.3%	12	7.0%	10	7.2%	5	7.4%

選択肢<MA>	平成24年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	546	-	259	-	185	-	114	-
1 担い手が不足している傾向がある	280	51.3%	138	53.3%	87	47.0%	54	47.4%
2 利用者が少ない傾向がある	50	9.2%	17	6.6%	21	11.4%	12	10.5%
3 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	84	15.4%	53	20.5%	21	11.4%	10	8.8%
4 その他	132	24.2%	51	19.7%	56	30.3%	25	21.9%

選択肢<MA>	平成22年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	353	-	145	-	134	-	74	-
1 担い手が不足している傾向がある	178	50.4%	77	53.1%	63	47.0%	37	50.0%
2 利用者が少ない傾向がある	38	10.8%	17	11.7%	14	10.4%	7	9.5%
3 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	56	15.9%	24	16.6%	18	13.4%	14	18.9%
4 その他	82	23.2%	27	18.6%	39	29.1%	16	21.6%

10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11）

担い手の確保と育成に向けて、担い手募集に効果があった手段としては、「パンフレット、チラシ、ポスター」が最も多く68.7%、次いで「個別に声掛け」が 56.1%、「登録者による紹介」が 53.8%と続いており、いずれに平成24年調査と比べて実施率が増加している。

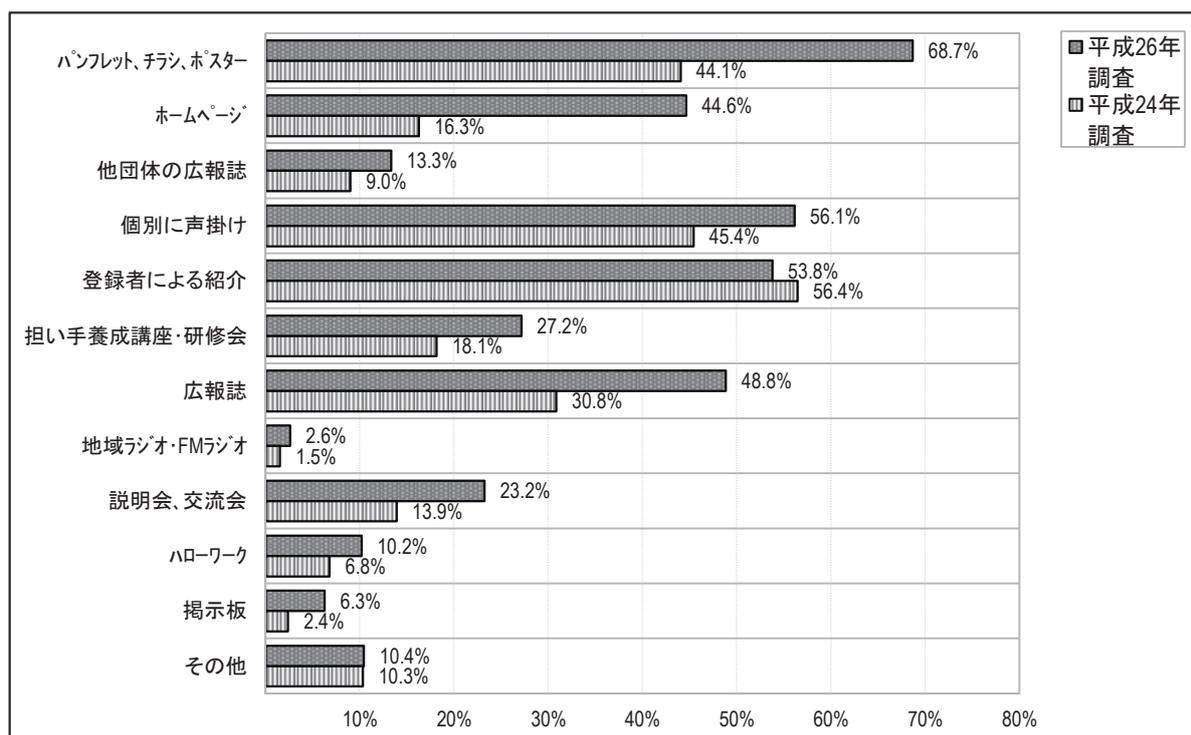
また、平成24年調査と比べると「ホームページ」が16.3%から44.6%と3倍近く実施率が伸びているほか、「担い手養成講座・研修会」「広報誌」「説明会・交流会」も10%～20%の増加となっている。

類型別にみると、住民互助型は「個別に声掛け(68.7%)」、社協運営型は「パンフレット、チラシ、ポスター(73.9%)」、その他は「パンフレット、チラシ、ポスター(72.9%)」が一番多い。

■ 図表21 担い手募集に効果があった手段

選択肢<MA>		平成26年調査		平成24年調査	
		件数	実施率	件数	実施率
全体		383	-	590	-
1	パンフレット、チラシ、ポスター	263	68.7%	260	44.1%
2	ホームページ	171	44.6%	96	16.3%
3	他団体の広報誌	51	13.3%	53	9.0%
4	個別に声掛け	215	56.1%	268	45.4%
5	登録者による紹介	206	53.8%	333	56.4%
6	担い手養成講座・研修会	104	27.2%	107	18.1%
7	広報誌	187	48.8%	182	30.8%
8	地域ラジオ・FMラジオ	10	2.6%	9	1.5%
9	説明会、交流会	89	23.2%	82	13.9%
10	ハローワーク	39	10.2%	40	6.8%
11	掲示板	24	6.3%	14	2.4%
12	その他	40	10.4%	61	10.3%

■ 図表22 担い手募集に効果があった手段（実施率）

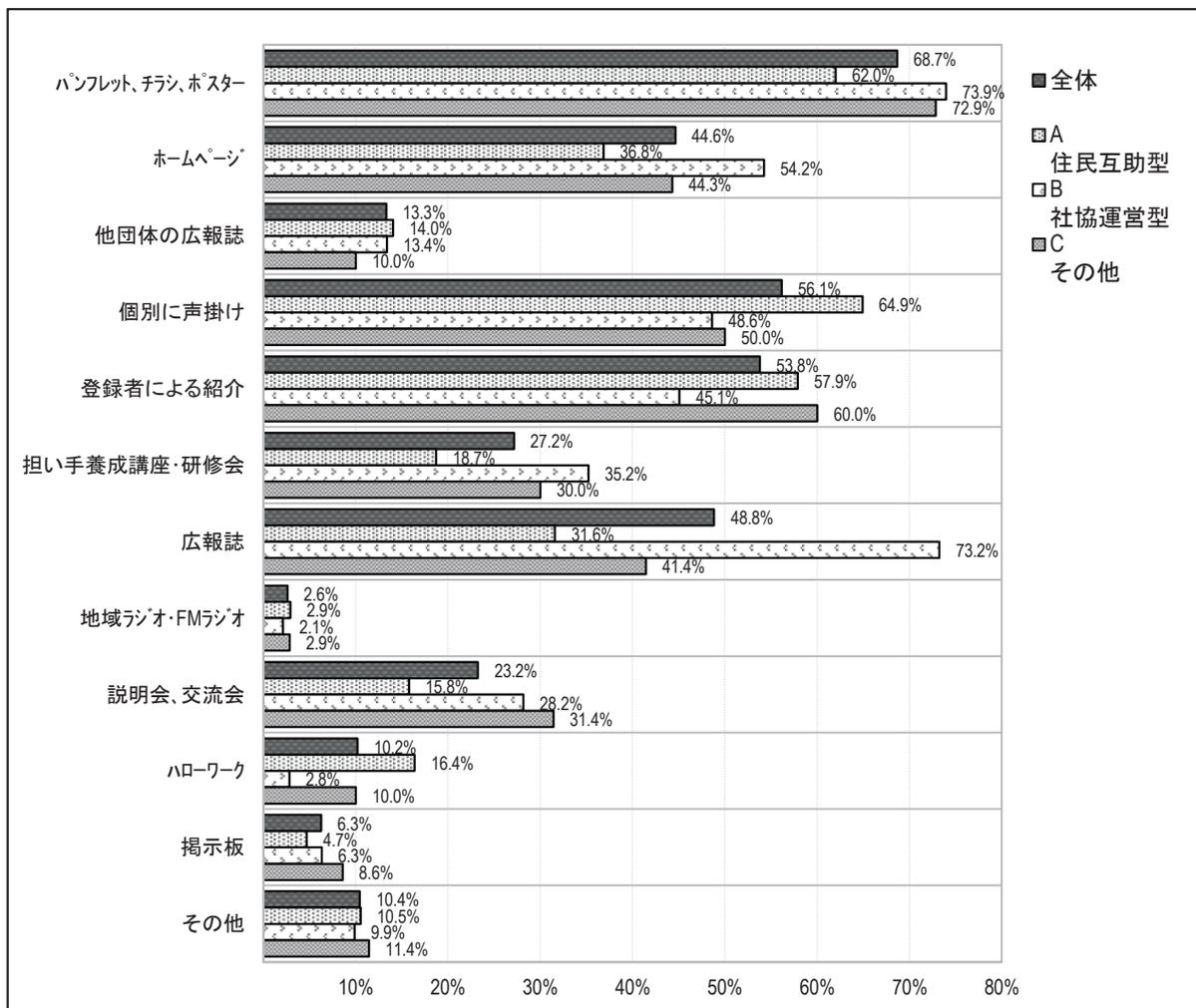


10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11）

■ 図表23 担い手募集に効果があった手段×類型

選択肢<MA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	件数	実施率	件数	実施率	件数	実施率	件数	実施率
全体	383	-	171	-	142	-	70	-
1 パンフレット、チラシ、ポスター	263	68.7%	106	62.0%	105	73.9%	51	72.9%
2 ホームページ	171	44.6%	63	36.8%	77	54.2%	31	44.3%
3 他団体の広報誌	51	13.3%	24	14.0%	19	13.4%	7	10.0%
4 個別に声掛け	215	56.1%	111	64.9%	69	48.6%	35	50.0%
5 登録者による紹介	206	53.8%	99	57.9%	64	45.1%	42	60.0%
6 担い手養成講座・研修会	104	27.2%	32	18.7%	50	35.2%	21	30.0%
7 広報誌	187	48.8%	54	31.6%	104	73.2%	29	41.4%
8 地域ラジオ・FMラジオ	10	2.6%	5	2.9%	3	2.1%	2	2.9%
9 説明会、交流会	89	23.2%	27	15.8%	40	28.2%	22	31.4%
10 ハローワーク	39	10.2%	28	16.4%	4	2.8%	7	10.0%
11 掲示板	24	6.3%	8	4.7%	9	6.3%	6	8.6%
12 その他	40	10.4%	18	10.5%	14	9.9%	8	11.4%

■ 図表24 担い手募集に効果があった手段（実施率）×類型



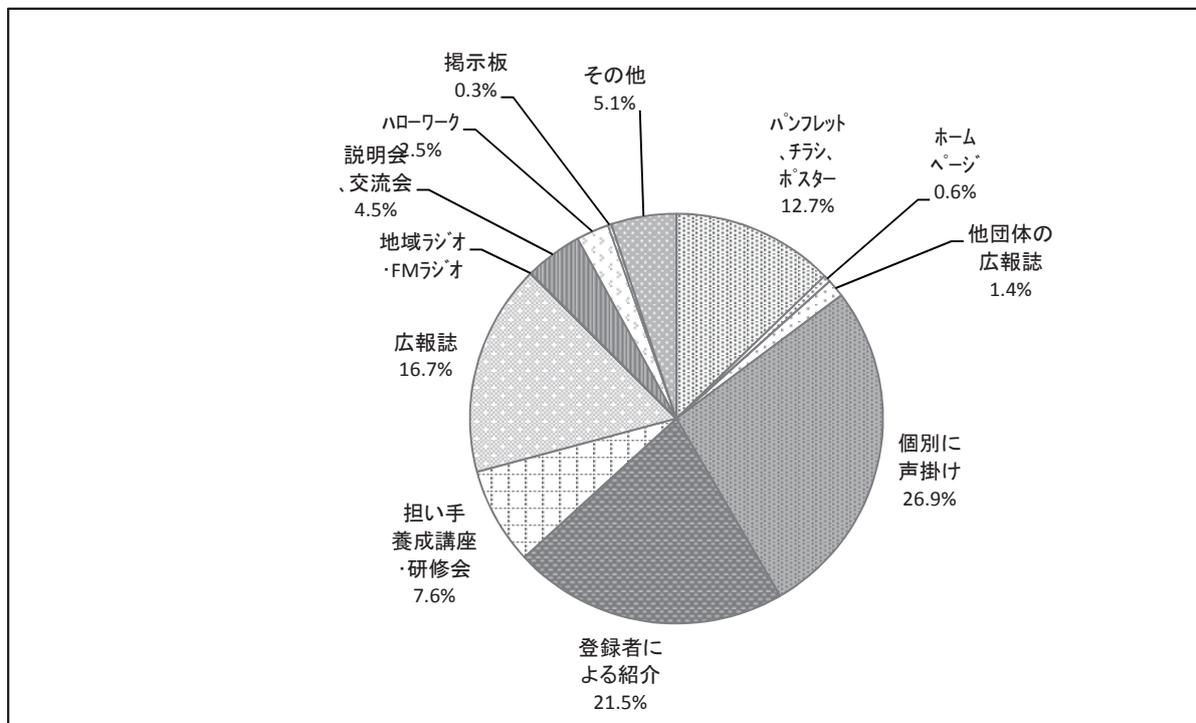
10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11(2)）

最も効果があった手段は、「個別に声掛け」が最も多くて 26.9%、次いで「登録者による紹介」が 21.5%、「広報誌」が 16.7%と続いている。

類型別にみると、住民互助型は「個別に声掛け(32.9%)」、社協運営型は「広報誌(34.3%)」、その他は「個別に声掛け(22.6%)」が一番多い。

■ 図表25 担い手募集に最も効果があった手段

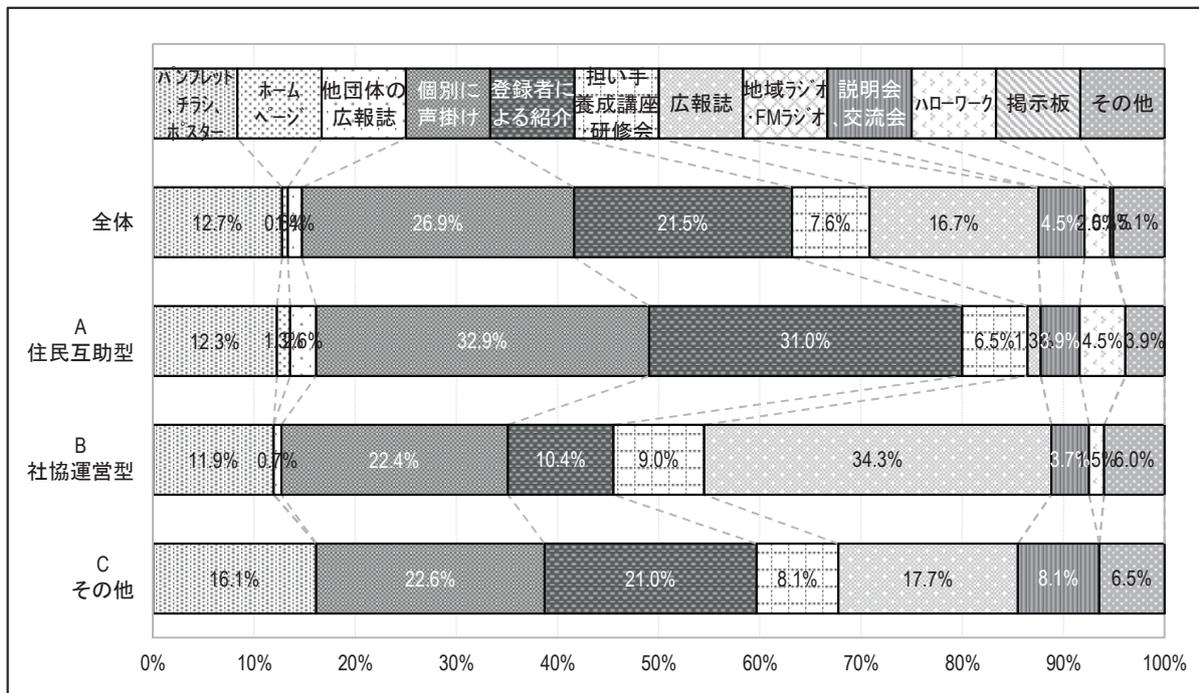
選択肢<SA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		353	100.0%
1	パンフレット、チラシ、ポスター	45	12.7%
2	ホームページ	2	0.6%
3	他団体の広報誌	5	1.4%
4	個別に声掛け	95	26.9%
5	登録者による紹介	76	21.5%
6	担い手養成講座・研修会	27	7.6%
7	広報誌	59	16.7%
8	地域ラジオ・FMラジオ	0	0.0%
9	説明会、交流会	16	4.5%
10	ハローワーク	9	2.5%
11	掲示板	1	0.3%
12	その他	18	5.1%



10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11(2)）

■ 図表22 担い手募集に最も効果があった手段×類型

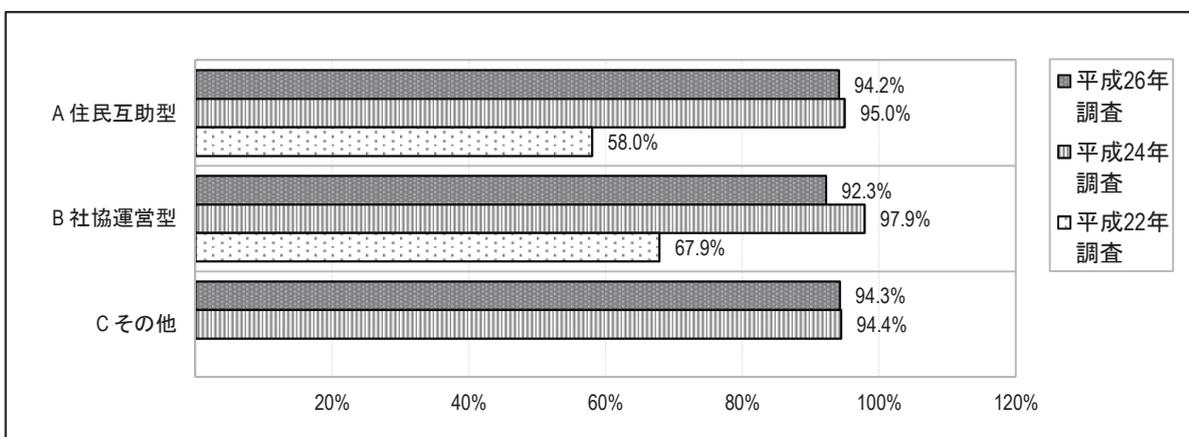
選択肢<SA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	353	100.0%	155	100.0%	134	100.0%	62	100.0%
1 パンフレット、チラシ、ポスター	45	12.7%	19	12.3%	16	11.9%	10	16.1%
2 ホームページ	2	0.6%	2	1.3%	0	0.0%	0	0.0%
3 他団体の広報誌	5	1.4%	4	2.6%	1	0.7%	0	0.0%
4 個別に声掛け	95	26.9%	51	32.9%	30	22.4%	14	22.6%
5 登録者による紹介	76	21.5%	48	31.0%	14	10.4%	13	21.0%
6 担い手養成講座・研修会	27	7.6%	10	6.5%	12	9.0%	5	8.1%
7 広報誌	59	16.7%	2	1.3%	46	34.3%	11	17.7%
8 地域ラジオ・FMラジオ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9 説明会、交流会	16	4.5%	6	3.9%	5	3.7%	5	8.1%
10 ハローワーク	9	2.5%	7	4.5%	2	1.5%	0	0.0%
11 掲示板	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
12 その他	18	5.1%	6	3.9%	8	6.0%	4	6.5%



11. 担い手への研修機会（問12）

■ 図表24 担い手の研修実施率×類型

類型	平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査		
	実施数	母数	実施率	実施数	母数	実施率	実施数	母数	実施率
全体	358	383	93.5%	451	469	96.2%	189	302	62.6%
A 住民互助型	161	171	94.2%	264	278	95.0%	94	162	58.0%
B 社協運営型	131	142	92.3%	187	191	97.9%	95	140	67.9%
C その他	66	70	94.3%	102	108	94.4%	54	-	-



11. 担い手への研修機会（問12）

担い手への研修として実施されているものでは、内部研修としては「学習会、勉強会、研修会等」が最も多くて76.5%、次いで「交流会」が56.7%、「外部から講師を呼んで研修」が43.6%の順になっている。

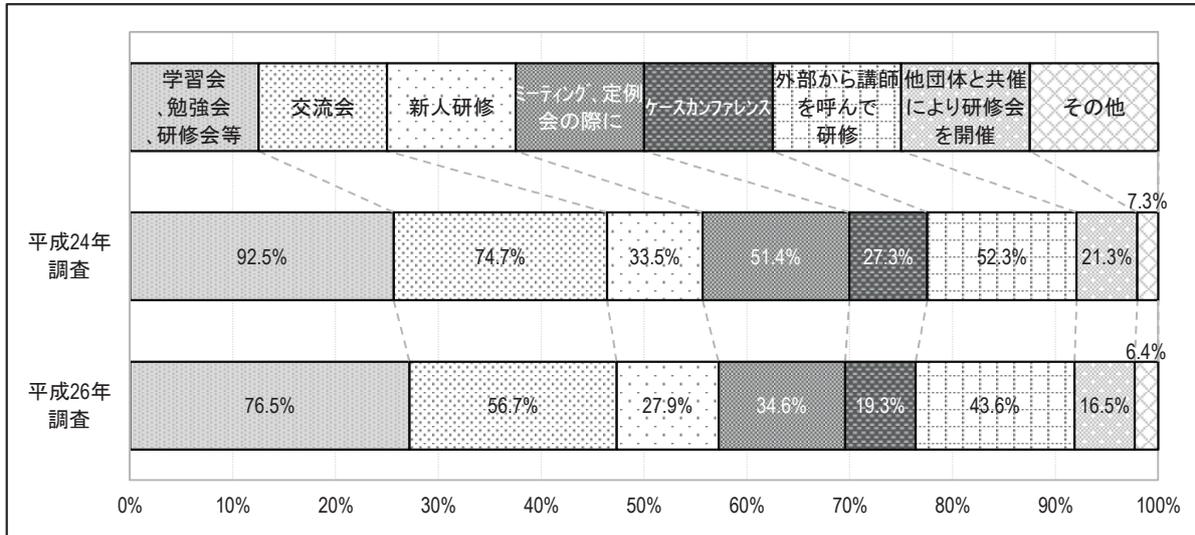
また外部研修としては「社協主催の研修会に参加」が最も多くて29.9%、次いで「社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加」が21.8%、「資格取得支援」が17.0%と続いている。

■ 図表23 担い手への研修機会

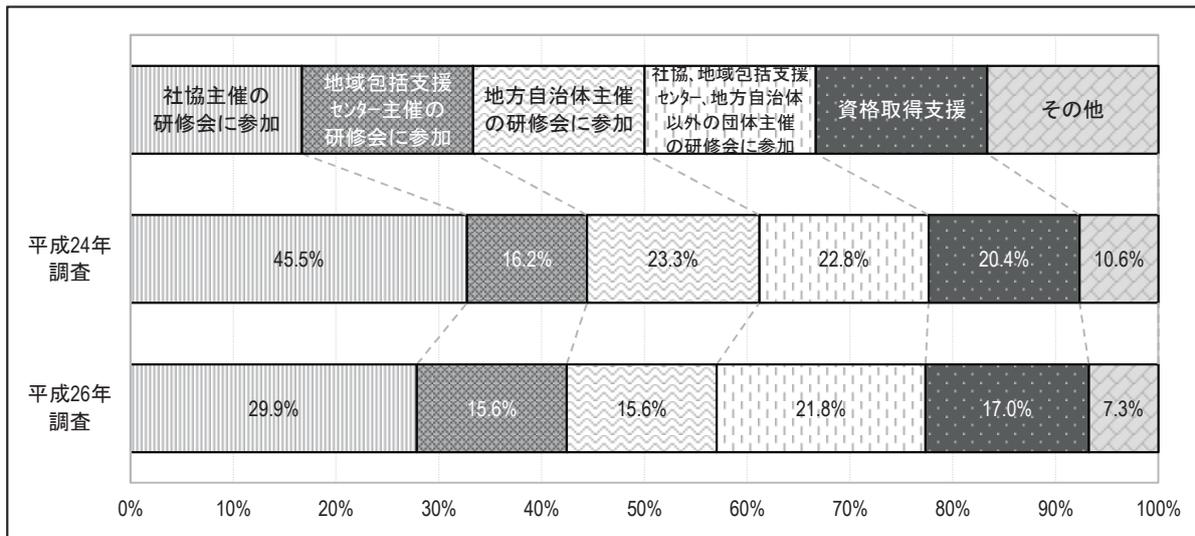
選択肢<MA>		平成26年調査		平成24年調査	
		件数	実施率	件数	実施率
全体		358	-	451	-
〔内部研修〕					
1	学習会、勉強会、研修会等	274	76.5%	417	92.5%
2	交流会	203	56.7%	337	74.7%
3	新人研修	100	27.9%	151	33.5%
4	ミーティング、定例会の際に	124	34.6%	232	51.4%
5	ケースカンファレンス	69	19.3%	123	27.3%
6	外部から講師を呼んで研修	156	43.6%	236	52.3%
7	他団体と共催により研修会を開催	59	16.5%	96	21.3%
8	その他	23	6.4%	33	7.3%
〔外部研修等〕					
9	社協主催の研修会に参加	107	29.9%	205	45.5%
10	地域包括支援センター主催の研修会に参加	56	15.6%	73	16.2%
11	地方自治体主催の研修会に参加	56	15.6%	105	23.3%
12	社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	78	21.8%	103	22.8%
13	資格取得支援	61	17.0%	92	20.4%
14	その他	26	7.3%	48	10.6%

11. 担い手への研修機会（問12）

〔内部研修〕

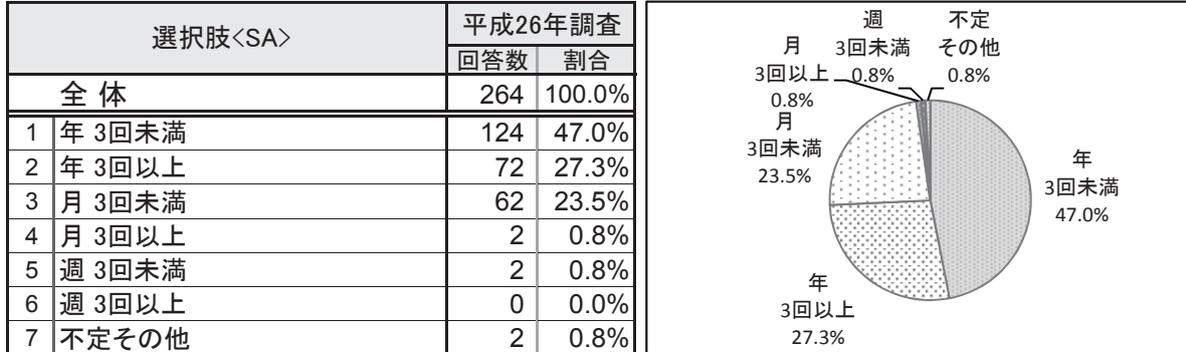


〔外部研修等〕

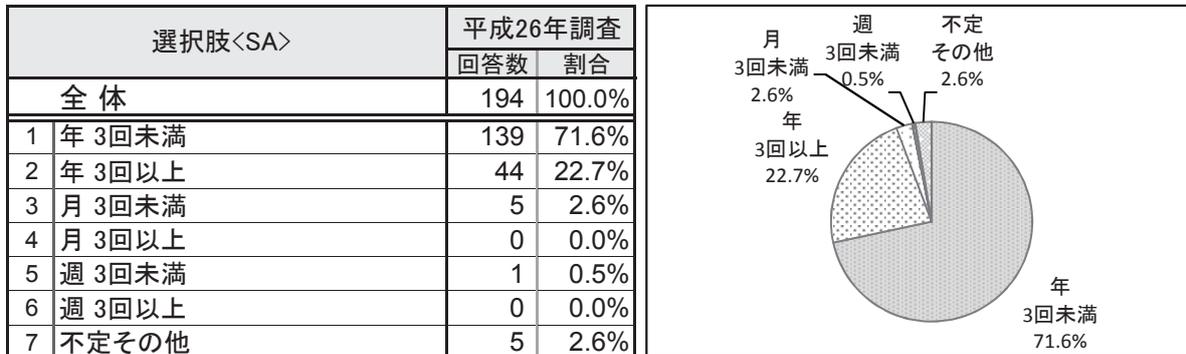


12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（問12s）

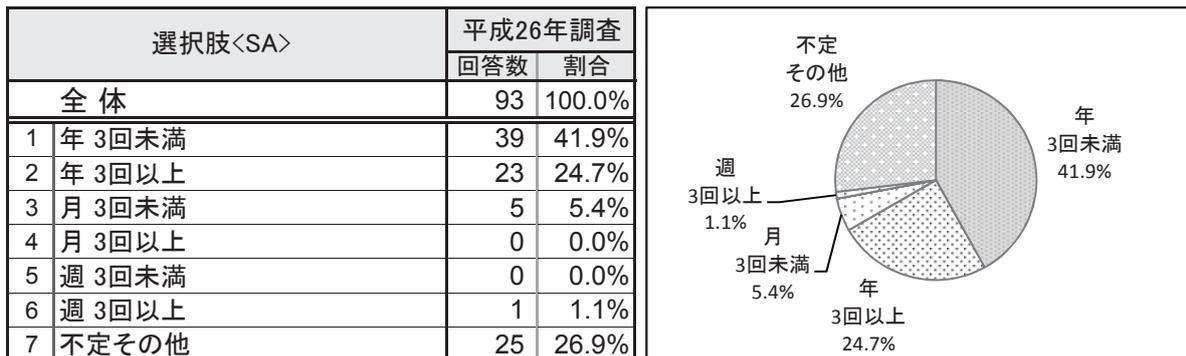
■ 図表25 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <1.学習会、勉強会、研修会等>



■ 図表26 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <2.交流会>



■ 図表27 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <3.新人研修>

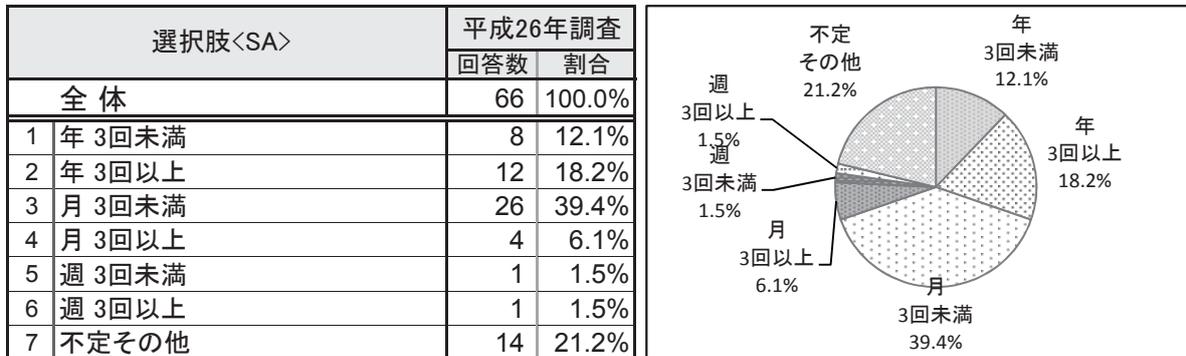


12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（問12s）

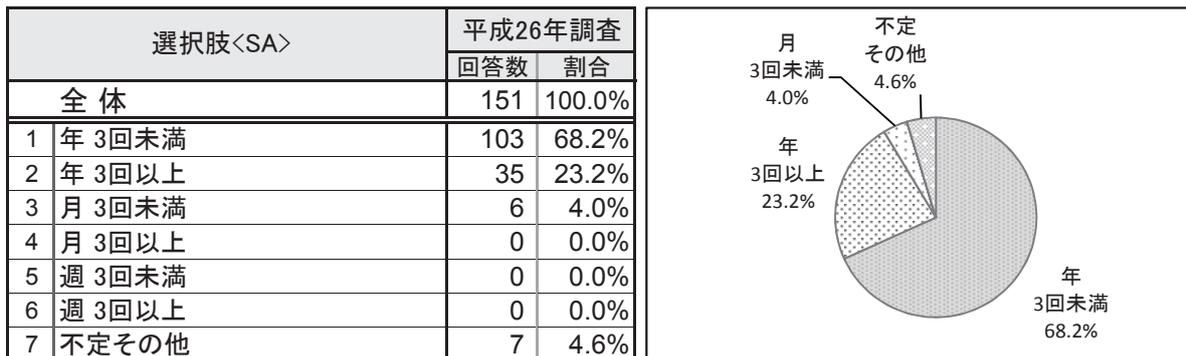
■ 図表28 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <4.ミーティング、定例会の際に>



■ 図表29 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <5.ケースカンファレンス>

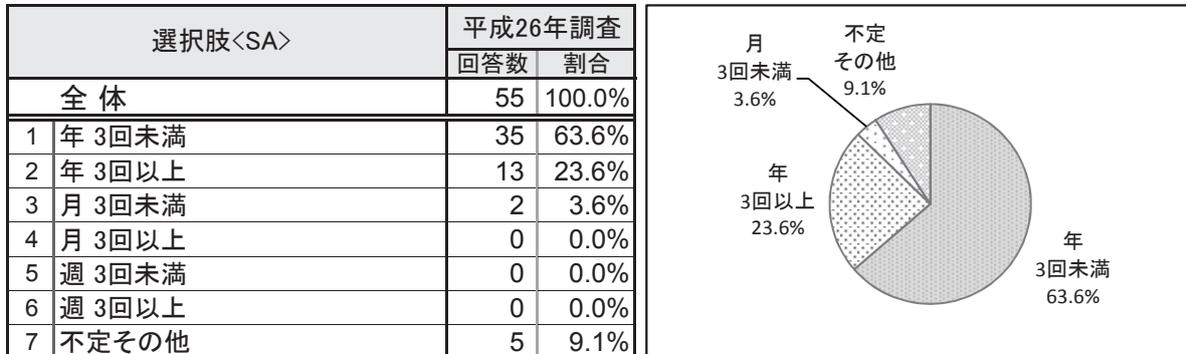


■ 図表30 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <6.外部から講師を呼んで研修>

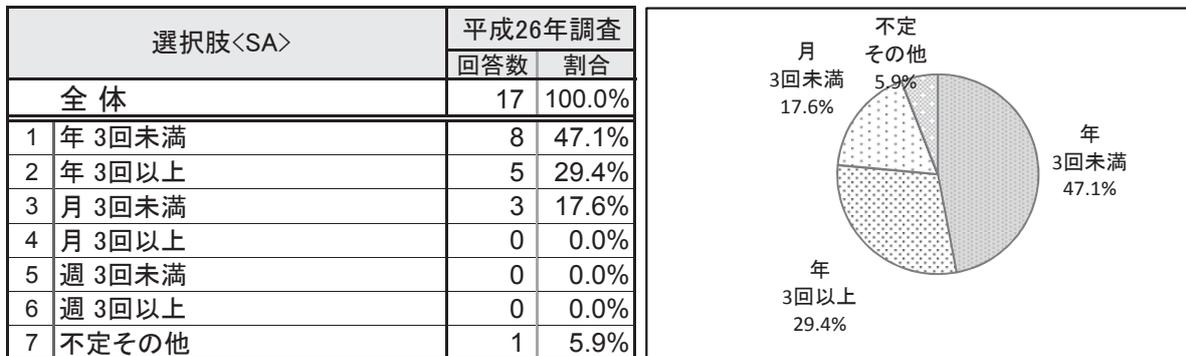


12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（問12s）

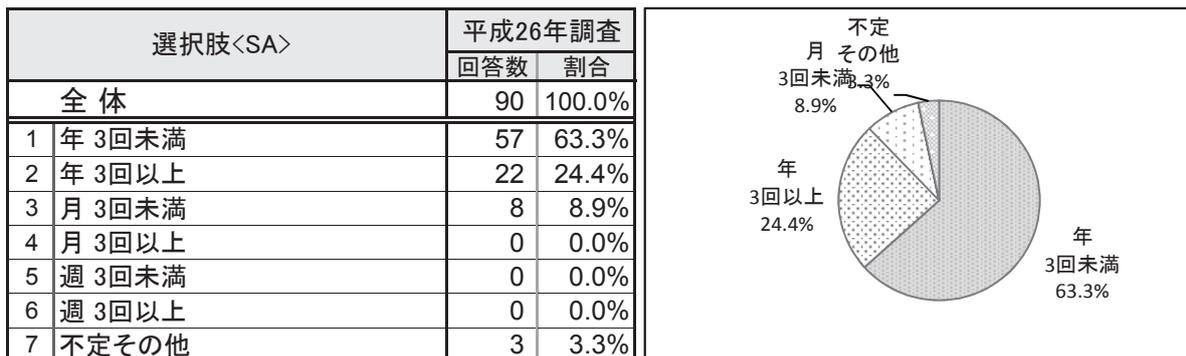
■ 図表31 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <7.他団体と共催により研修会を開催>



■ 図表32 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <8.その他>



■ 図表33 担い手への研修開催頻度（出席頻度） <9.社協主催の研修会に参加>

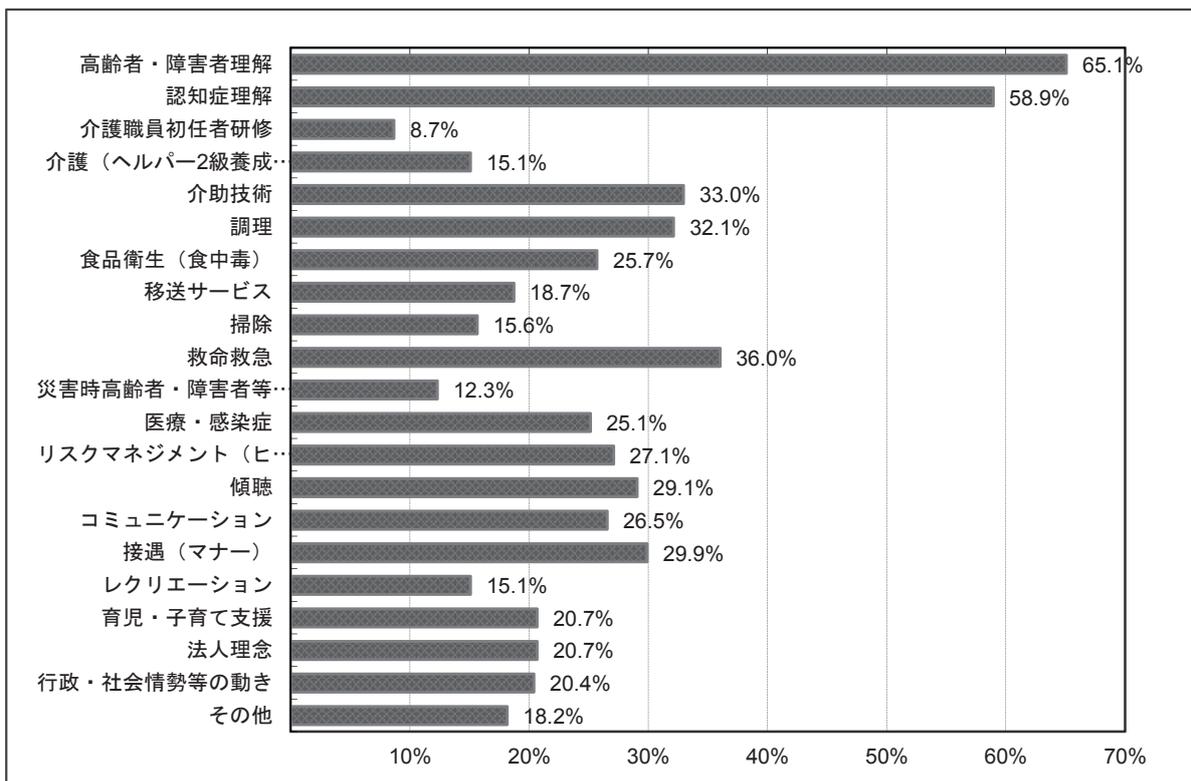


13. 担い手に対する研修内容（問13）

担い手の研修内容として実施されているものでは、「高齢者・障害者理解」が最も多くて 65.1%、次いで「認知症理解」が 58.9%となっている。

■ 図表34 担い手に対する研修内容

選択肢<MA>	平成26年調査	
	件数	実施率
全体	358	-
1 高齢者・障害者理解	233	65.1%
2 認知症理解	211	58.9%
3 介護職員初任者研修	31	8.7%
4 介護（ヘルパー2級養成講座を除く）	54	15.1%
5 介助技術	118	33.0%
6 調理	115	32.1%
7 食品衛生（食中毒）	92	25.7%
8 移送サービス	67	18.7%
9 掃除	56	15.6%
10 救命救急	129	36.0%
11 災害時高齢者・障害者等生活支援	44	12.3%
12 医療・感染症	90	25.1%
13 リスクマネジメント（ヒヤリハット）	97	27.1%
14 傾聴	104	29.1%
15 コミュニケーション	95	26.5%
16 接遇（マナー）	107	29.9%
17 レクリエーション	54	15.1%
18 育児・子育て支援	74	20.7%
19 法人理念	74	20.7%
20 行政・社会情勢等の動き	73	20.4%
21 その他	65	18.2%



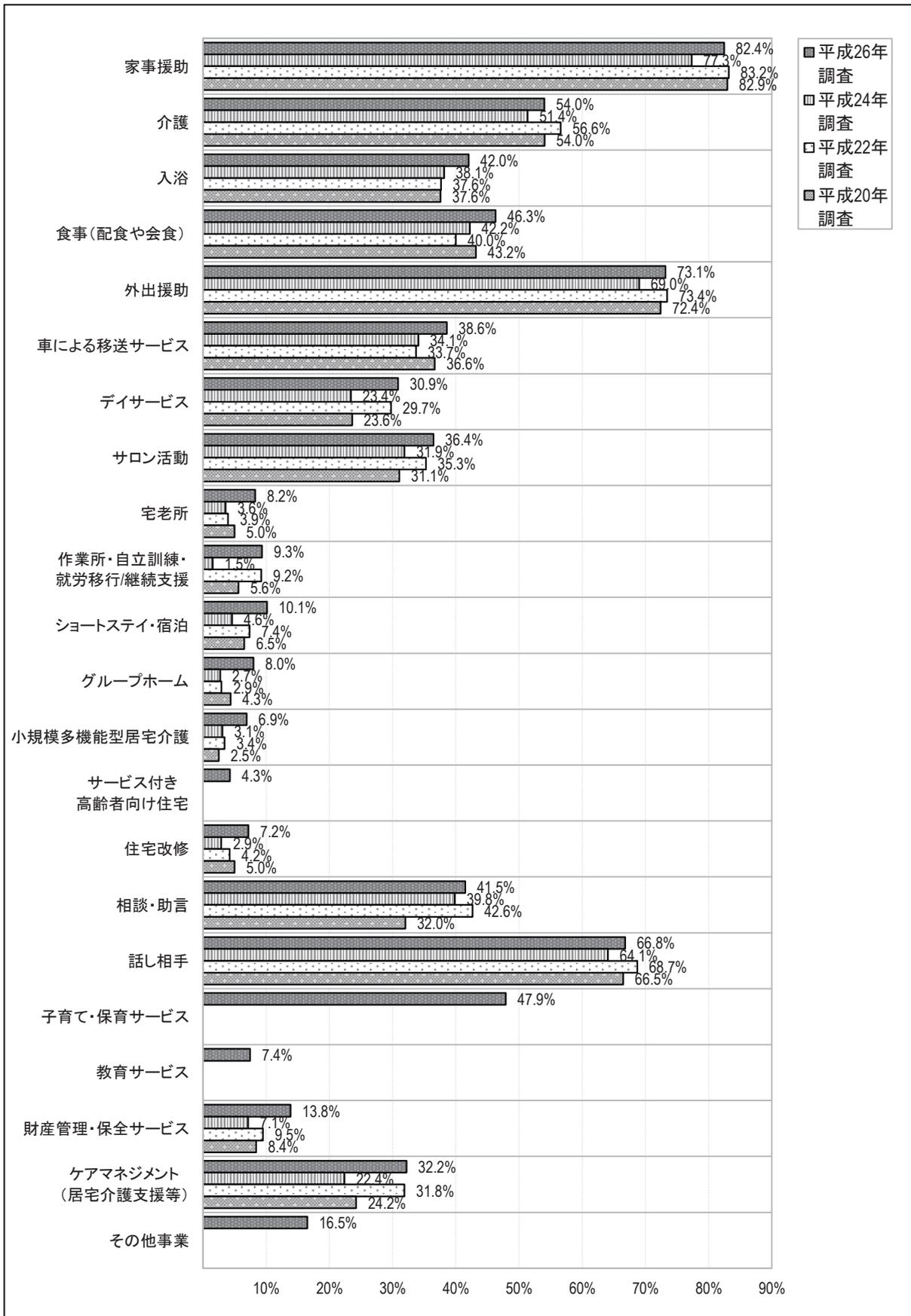
14. サービスの種類と実施形態（問14）

実施しているサービスの種類は、「家事援助(82.4%)」、「外出援助(73.1%)」、「話し相手(66.8%)」が上位3項目。次いで、「介護(54%)」、「子育て・保育サービス(47.9%)」が続いている。

■図表35 サービスの種類と実施形態

選択肢<MA>	平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査		平成20年調査	
	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率
全体	376	-	590	-	380	-	322	-
1 家事援助	310	82.4%	456	77.3%	316	83.2%	267	82.9%
2 介護	203	54.0%	303	51.4%	215	56.6%	174	54.0%
3 入浴	158	42.0%	225	38.1%	143	37.6%	121	37.6%
4 食事(配食や会食)	174	46.3%	249	42.2%	152	40.0%	139	43.2%
5 外出援助	275	73.1%	407	69.0%	279	73.4%	233	72.4%
6 車による移送サービス	145	38.6%	201	34.1%	128	33.7%	118	36.6%
7 デイサービス	116	30.9%	138	23.4%	113	29.7%	76	23.6%
8 サロン活動	137	36.4%	188	31.9%	134	35.3%	100	31.1%
9 宅老所	31	8.2%	21	3.6%	15	3.9%	16	5.0%
10 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	35	9.3%	9	1.5%	35	9.2%	18	5.6%
11 ショートステイ・宿泊	38	10.1%	27	4.6%	28	7.4%	21	6.5%
12 グループホーム	30	8.0%	16	2.7%	11	2.9%	14	4.3%
13 小規模多機能型居宅介護	26	6.9%	18	3.1%	13	3.4%	8	2.5%
14 サービス付き高齢者向け住宅	16	4.3%	-	-	-	-	-	-
15 住宅改修	27	7.2%	17	2.9%	16	4.2%	16	5.0%
16 相談・助言	156	41.5%	235	39.8%	162	42.6%	103	32.0%
17 話し相手	251	66.8%	378	64.1%	261	68.7%	214	66.5%
18 子育て・保育サービス	180	47.9%	-	-	-	-	-	-
19 教育サービス	28	7.4%	-	-	-	-	-	-
20 財産管理・保全サービス	52	13.8%	42	7.1%	36	9.5%	27	8.4%
21 ケアマネジメント(居宅介護支援等)	121	32.2%	132	22.4%	121	31.8%	78	24.2%
22 その他事業	62	16.5%	-	-	-	-	-	-

14. サービスの種類と実施形態 (問14)



15. 実施するサービスの利用者数(実人数)及び活動時間(回数) (問15)

家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [サービス利用者数] が(たすけあい活動)で最も多いのは、「C その他」で418人、(公的サービス)では「A 住民互助型」で1052人である。
[活動時間]では、「B 社協運営型」で5341h、(公的サービス)では「B 社協運営型」が16862hが多い。

外出援助・移送サービス [サービス利用者数] が(たすけあい活動)で最も多いのは、「C その他」で213人、(公的サービス)では「A 住民互助型」で186人である。
[活動時間]では、「C その他」で3589h、(公的サービス)では「A 住民互助型」で1722h。

配食サービス [サービス利用者数] が(たすけあい活動)で最も多いのは、「A 住民互助型」で2085人、(公的サービス)は「A 住民互助型」で9573人である。
[活動回数/週]では、「A 住民互助型」で4.4回、(公的サービス)では「A と C」で5回である。

■ 図表36 (1)家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [サービス利用者数]

類型	平成26年調査		単位:人	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動	公的サービス
全体	319 人	999 人	319	999
A 住民互助型(回答数115)	343 人	1,052 人	343	1052
B 社協運営型(回答数107)	264 人	966 人	264	966
C その他(回答数36)	418 人	928 人	418	928

■ 図表37 (1)家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [活動時間]

類型	平成26年調査		単位:時間	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動	公的サービス
全体	4,522 h	13,675 h	4522	13675
A 住民互助型(回答数95)	3,812 h	11,403 h	3812	11403
B 社協運営型(回答数82)	5,341 h	16,862 h	5341	16862
C その他(回答数33)	4,594 h	15,394 h	4594	15394

15. 実施するサービスの利用者数(実人数)及び活動時間(回数) (問15)

■ 図表38 (2)外出援助・移送サービス [サービス利用者数]

類型	平成26年調査		単位:人
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	
全体	132人	151人	
A 住民互助型(回答数73)	135人	186人	
B 社協運営型(回答数64)	105人	148人	
C その他(回答数19)	213人	46人	

■ 図表39 (2)外出援助・移送サービス [活動時間]

類型	平成26年調査		単位:時間
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	
全体	1,816 h	1,461 h	
A 住民互助型(回答数32)	1,329 h	1,722 h	
B 社協運営型(回答数24)	1,863 h	1,429 h	
C その他(回答数12)	3,589 h	900 h	

■ 図表40 (3)配食サービス [サービス利用者数]

類型	平成26年調査		単位:人
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	
全体	1,467人	5,837人	
A 住民互助型(回答数30)	2,085人	9,573人	
B 社協運営型(回答数19)	258人	4,593人	
C その他(回答数9)	989人	20人	

■ 図表41 (3)配食サービス [活動回数/週]

類型	平成26年調査		単位:回
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	
全体	3.8回	4.3回	
A 住民互助型(回答数25)	4.4回	5.0回	
B 社協運営型(回答数11)	2.9回	3.3回	
C その他(回答数8)	3.0回	5.0回	

16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別（問16）

たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別については、「別々の者が行っている」割合が 36.8%、「同じ者が行っている」割合が 59.3%である。「同じ者が行っている」内訳は、「たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が 54.4%、「たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない」が 4.9%となっている。

類型別にみると、住民互助型とその他は60%以上が「同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」、社協運営型は70%以上が「別々の者が行っている」となっている。

また、平成24年調査と比べると全体としては「別々の者が行っている」と回答している割合が増加している。

■ 図表42 たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別

選択肢<MA>	平成26年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	182	-	92	-	56	-	34	-
1 別々の者が行っている	67	36.8%	17	18.5%	41	73.2%	9	26.5%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	99	54.4%	64	69.6%	13	23.2%	22	64.7%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	9	4.9%	8	8.7%	0	0.0%	1	2.9%
4 その他	7	3.8%	3	3.3%	2	3.6%	2	5.9%

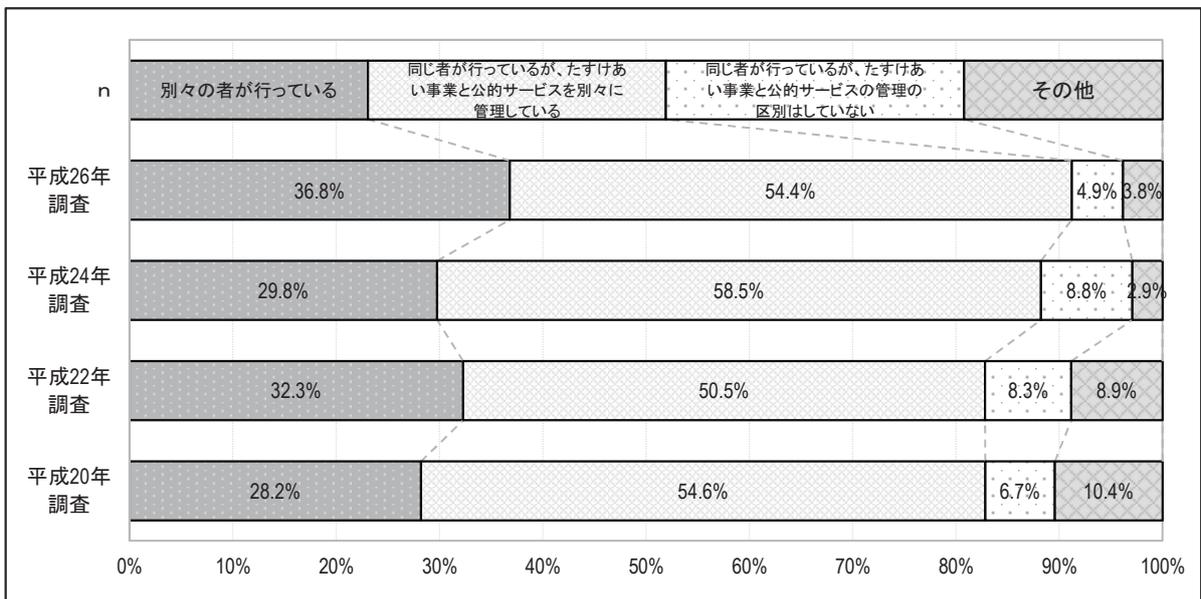
選択肢<MA>	平成24年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	272	-	124	-	84	-	63	-
1 別々の者が行っている	81	29.8%	13	10.5%	54	64.3%	14	22.2%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	159	58.5%	93	75.0%	24	28.6%	41	65.1%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	24	8.8%	15	12.1%	3	3.6%	6	9.5%
4 その他	8	2.9%	3	2.4%	3	3.6%	2	3.2%

Ⅱ 調査結果

16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別（問16）

選択肢<MA>	平成22年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	192	-	80	-	67	-	44	-
1 別々の者が行っている	62	32.3%	11	13.8%	44	65.7%	6	13.6%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	97	50.5%	53	66.3%	12	17.9%	32	72.7%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	16	8.3%	8	10.0%	4	6.0%	4	9.1%
4 その他	17	8.9%	8	10.0%	7	10.4%	2	4.5%

選択肢<MA>	平成20年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全体	163	-	82	-	53	-	28	-
1 別々の者が行っている	46	28.2%	6	7.3%	33	62.3%	7	25.0%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	89	54.6%	56	68.3%	14	26.4%	19	67.9%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	11	6.7%	11	13.4%	0	0.0%	0	0.0%
4 その他	17	10.4%	9	11.0%	6	11.3%	2	7.1%



17. 収入および支出総額（問17）

収入総額の平均は、3739.3万円となっている。

内訳の平均額の総額に対する各内訳が占める割合については、「介護保険に関わる収入」が最も多くて56.0%、次いで「障害者総合支援法制度等収入」が13.8%となっている。

類型別でも住民互助型、社協運営型、その他の全ての類型で「介護保険に関わる収入」が最も多い。

■ 図表4-3 収入総額と内訳×類型

(単位:万円)

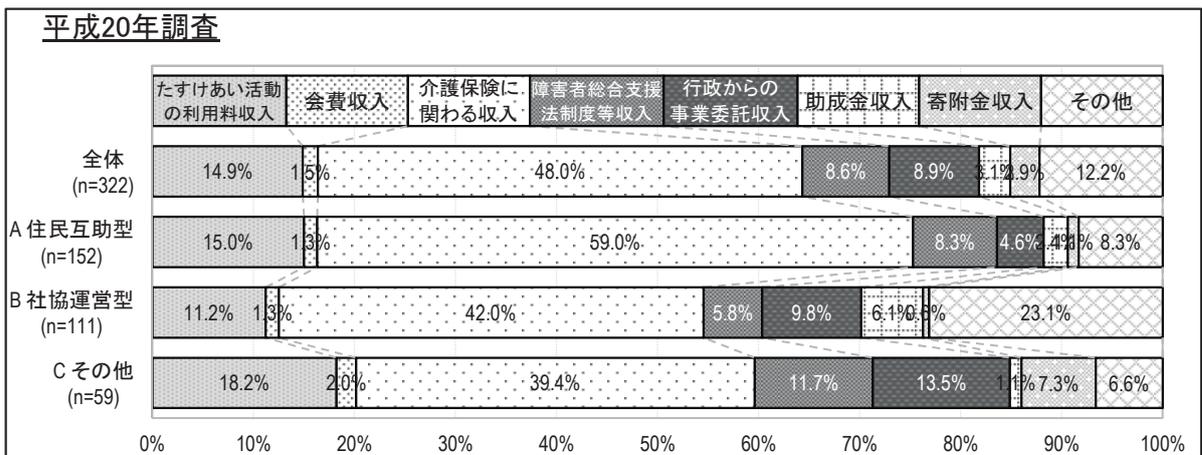
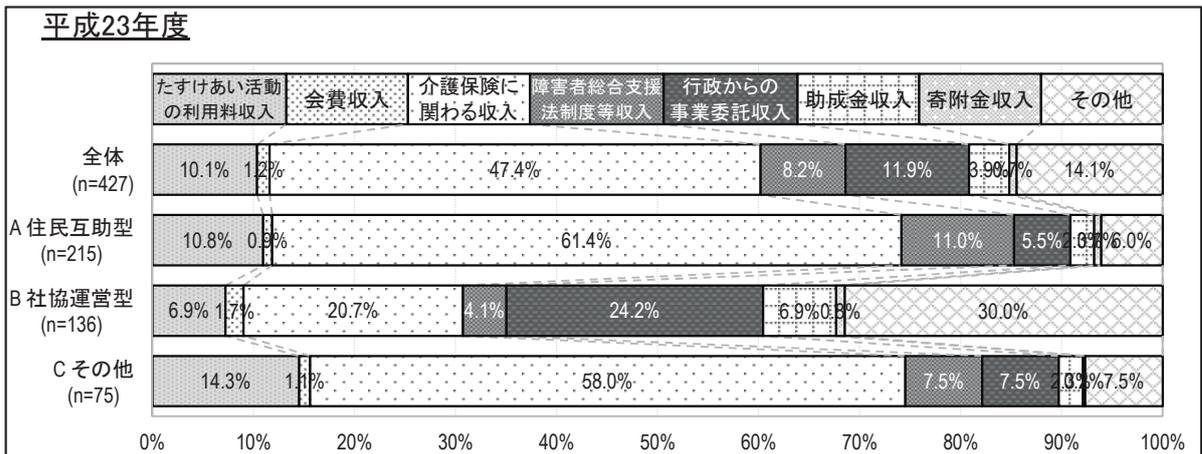
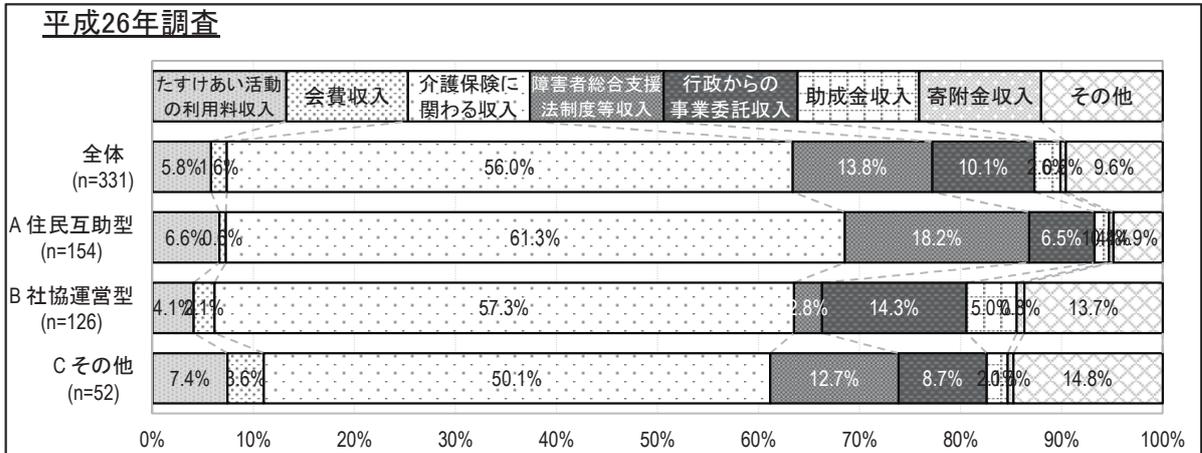
選択肢<N>	平成26年調査							
	全体 (回答数331)		A 住民互助型 (回答数154)		B 社協運営型 (回答数126)		C その他 (回答数52)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
収入総額	3,739.3	-	4,447.5	-	2,602.1	-	4,327.6	-
1 たすけあい活動の利用料収入	467.3	5.8%	484.2	6.6%	397.4	4.1%	613.5	7.4%
2 会費収入	128.0	1.6%	46.9	0.6%	201.5	2.1%	300.2	3.6%
3 介護保険に関わる収入	4,517.6	56.0%	4,471.5	61.3%	5,565.9	57.3%	4,147.5	50.1%
4 障害者総合支援法制度等収入	1,113.0	13.8%	1,330.9	18.2%	270.3	2.8%	1,050.4	12.7%
5 行政からの事業委託収入	816.4	10.1%	470.8	6.5%	1,386.9	14.3%	723.3	8.7%
6 助成金収入	207.7	2.6%	105.0	1.4%	485.3	5.0%	171.3	2.1%
7 寄附金収入	42.2	0.5%	32.8	0.4%	72.9	0.8%	45.8	0.6%
8 その他	774.2	9.6%	356.2	4.9%	1,329.7	13.7%	1,223.3	14.8%

選択肢<N>	平成23年度(平成24年調査)							
	全体 (回答数427)		A 住民互助型 (回答数215)		B 社協運営型 (回答数136)		C その他 (回答数75)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
収入総額	4,057.5	-	4,251.4	-	3,985.8	-	3,947.3	-
1 たすけあい活動の利用料収入	495.3	10.1%	535.6	10.8%	348.2	6.9%	564.1	14.3%
2 会費収入	69.8	1.2%	46.2	0.9%	143.0	1.7%	42.1	1.1%
3 介護保険に関わる収入	4,862.8	47.4%	4,963.0	61.4%	5,106.2	20.7%	2,289.8	58.0%
4 障害者総合支援法制度等収入	974.2	8.2%	1,052.6	11.0%	1,122.7	4.1%	295.3	7.5%
5 行政からの事業委託収入	990.4	11.9%	423.2	5.5%	2,223.1	24.2%	294.8	7.5%
6 助成金収入	274.6	3.9%	137.4	2.3%	845.7	6.9%	92.7	2.3%
7 寄附金収入	56.5	0.7%	46.2	0.7%	154.1	0.8%	9.3	0.2%
8 その他	917.2	14.1%	387.6	6.0%	2,200.3	30.0%	297.7	7.5%

選択肢<N>	平成20年調査							
	全体 (n=322)		A 住民互助型 (n=152)		B 社協運営型 (n=111)		C その他 (n=59)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
収入総額	4,247.5	-	3,355.1	-	3,860.1	-	7,621.4	-
1 たすけあい活動の利用料収入	630.8	14.9%	503.2	15.0%	433.9	11.2%	1,386.7	18.2%
2 会費収入	64.5	1.5%	43.7	1.3%	51.1	1.3%	149.0	2.0%
3 介護保険に関わる収入	2,036.7	48.0%	1,980.2	59.0%	1,622.7	42.0%	3,004.0	39.4%
4 障害者総合支援法制度等収入	364.2	8.6%	277.0	8.3%	224.6	5.8%	890.6	11.7%
5 行政からの事業委託収入	376.9	8.9%	153.6	4.6%	376.9	9.8%	1,031.9	13.5%
6 助成金収入	133.7	3.1%	81.5	2.4%	235.9	6.1%	87.5	1.1%
7 寄附金収入	121.6	2.9%	37.8	1.1%	23.7	0.6%	559.6	7.3%
8 その他	519.1	12.2%	278.1	8.3%	891.3	23.1%	505.3	6.6%

17. 収入および支出総額（問17）

■ 図表44 収入内訳（割合）×類型



17. 収入および支出総額 (問17)

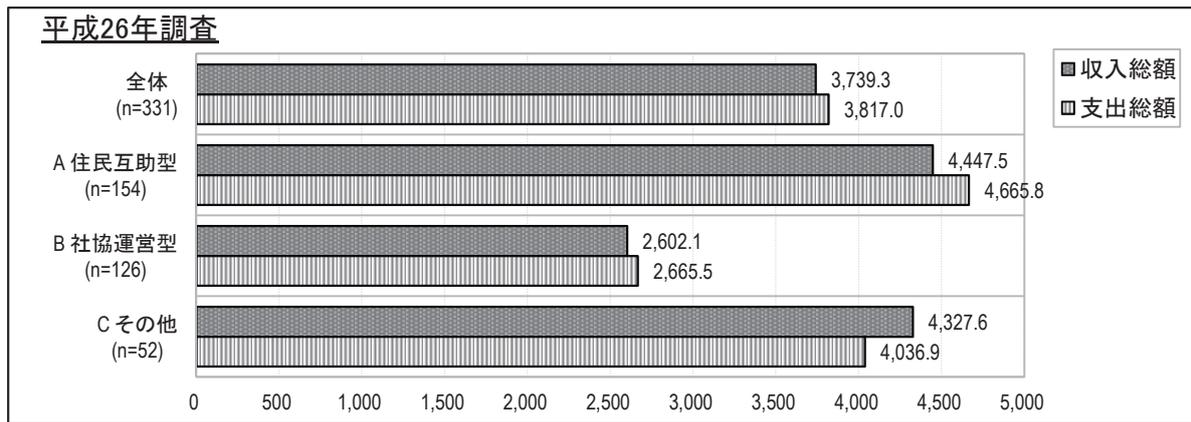
■ 図表45 支出総額×類型

(単位:万円)

選択肢<N>	平成26年調査			
	全体 (n=331)	A 住民互助型 (n=154)	B 社協運営型 (n=126)	C その他 (n=52)
	平均額	平均額	平均額	平均額
収入総額	3,739.3	4,447.5	2,602.1	4,327.6
支出総額	3,817.0	4,665.8	2,665.5	4,036.9

■ 図表46 支出総額と収入総額 (平均額) ×類型

(単位:万円)

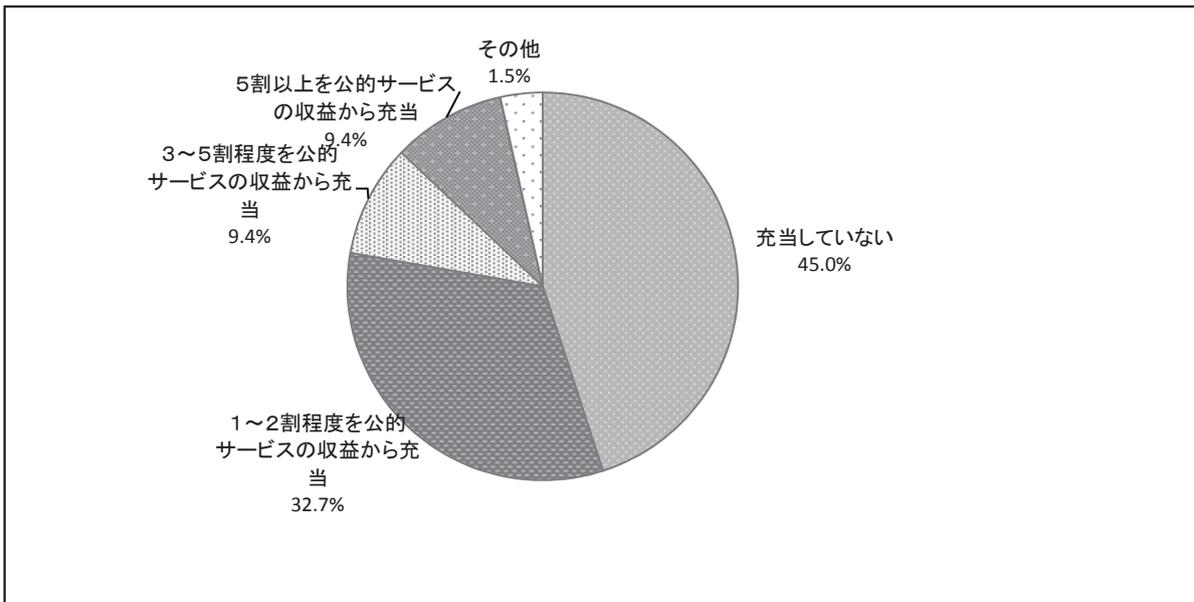


18. 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか（問18）

公的サービスの収益をたすけあい活動にどの程度充当しているかについては、「充当していない」が 45.0%と、半分近くをしめている。

■ 図表47 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか

選択肢<SA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		171	100.0%
1	充当していない	77	45.0%
2	1～2割程度を公的サービスの収益から充当	56	32.7%
3	3～5割程度を公的サービスの収益から充当	16	9.4%
4	5割以上を公的サービスの収益から充当	16	9.4%
5	その他	6	3.5%

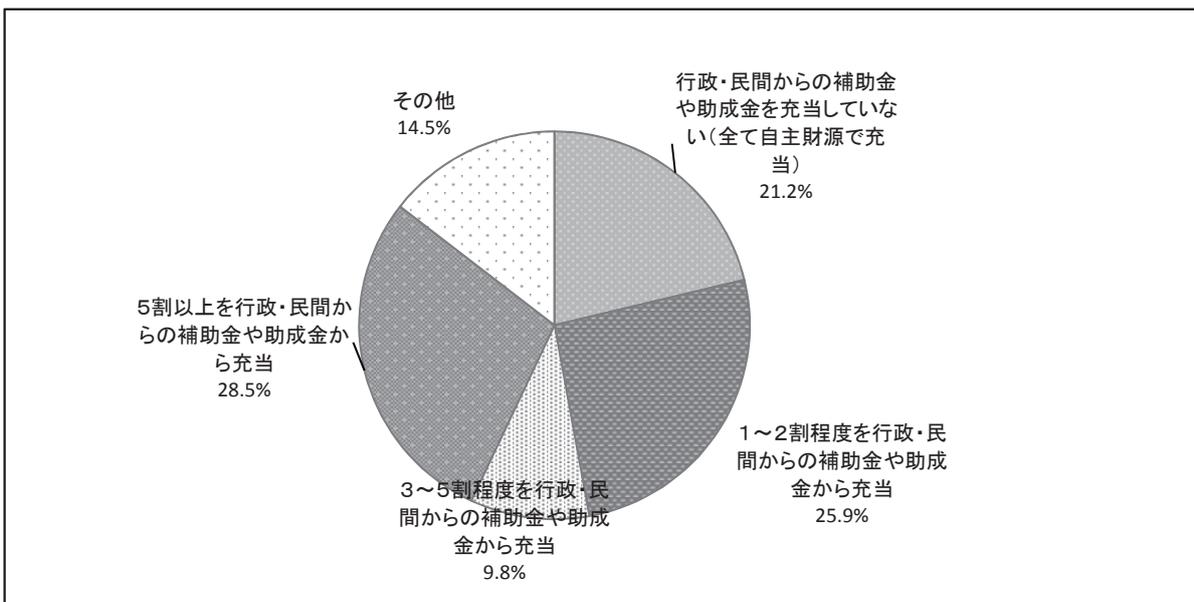


19. 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等（問19）

たすけあい活動に係る支出に占める補助金や助成金の割合は、「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が最も多くて 28.5%、次いで「1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が 25.9%、「行政・民間からの補助金や助成金を充当していない(全て自主財源で充当)」が 21.2%となっている。

■図表48 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等

選択肢<SA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		193	100.0%
1	行政・民間からの補助金や助成金を充当していない(全て自主財源で充当)	41	21.2%
2	1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	50	25.9%
3	3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	19	9.8%
4	5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	55	28.5%
5	その他	28	14.5%



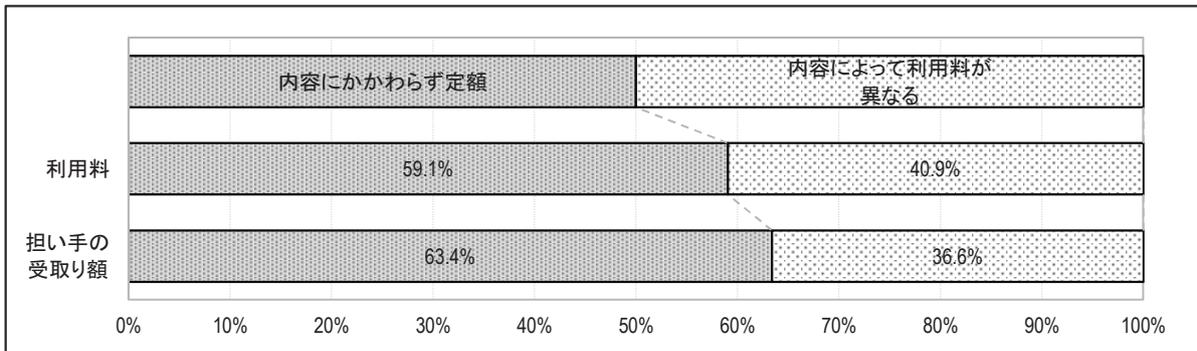
20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額 (問20)

提供サービスの利用料は、「内容にかかわらず定額」が 59.1%、担い手の受取り額は「内容にかかわらず定額」が 63.4%となっている。

サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額(1団体あたりの平均)は、図表50 のようになっている。

■図表49 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額

選択肢<SA>		平成26年調査			
		利用料		担い手の受取り額	
		回答数	割合	回答数	割合
全体		337	100.0%	317	100.0%
1	内容にかかわらず定額	199	59.1%	201	63.4%
2	内容によって利用料が異なる	138	40.9%	116	36.6%



20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額 (問20)

■ 図表50 提供サービス×利用料、担い手の受取り額

提供サービス		平成26年調査			
		利用料		担い手の受取り額	
		回答数	平均金額	回答数	平均金額
1	内容にかかわらず定額	184	¥ 805.2 /1時間	185	¥ 720.8 /1時間
		32	¥ 721.1 /1回	36	¥ 719.6 /1回
2	日常生活のお手伝い(家事援助等)	97	¥ 942.8 /1時間	86	¥ 783.5 /1時間
		15	¥ 1,025.3 /1回	15	¥ 839.0 /1回
3	介護・介助	60	¥ 1,213.2 /1時間	50	¥ 969.8 /1時間
		7	¥ 1,471.4 /1回	6	¥ 1,100.0 /1回
4	給食・配食	--	¥ - /1時間	17	¥ 399.9 /1時間
		33	¥ 530.5 /1食	9	¥ 391.1 /1回
5	移送	--	¥ - /1時間	19	¥ 820.5 /1時間
		40	¥ 948.6 /1回	14	¥ 757.4 /1回
6	いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	44	¥ 840.8 /1回	33	¥ 955.0 /1回
7	その他	27	¥ 880.1 /1時間	25	¥ 1,069.1 /1時間
		10	¥ 1,285.0 /1回	6	¥ 316.7 /1回

提供サービス		平成24年調査			
		利用料		担い手の受取り額	
		回答数	平均金額	回答数	平均金額
1	内容にかかわらず定額	302	¥ 808.3 /1時間	303	¥ 712.1 /1時間
		67	¥ 815.5 /1回	65	¥ 794.0 /1回
2	日常生活のお手伝い(家事援助等)	144	¥ 911.7 /1時間	139	¥ 965.4 /1時間
		30	¥ 869.7 /1回	33	¥ 910.3 /1回
3	介護・介助	99	¥ 1,142.2 /1時間	94	¥ 896.9 /1時間
		20	¥ 1,129.8 /1回	21	¥ 913.6 /1回
4	給食・配食	--	¥ - /1時間	35	¥ 371.0 /1時間
		67	¥ 475.5 /1食	24	¥ 448.5 /1回
5	移送	--	¥ - /1時間	48	¥ 636.3 /1時間
		49	¥ 629.7 /1回	28	¥ 528.6 /1回
6	いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	84	¥ 549.7 /1回	53	¥ 450.0 /1回
7	その他	65	¥ 799.4 /1時間	63	¥ 748.4 /1時間
		24	¥ 712.5 /1回	25	¥ 762.6 /1回

20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額 (問20)

提供サービス		平成22年調査			
		利用料		担い手の受取り額	
		回答数	平均金額	回答数	平均金額
1	内容にかかわらず定額	195	¥ 812.8 /1時間	195	¥ 718.7 /1時間
		42	¥ 900.7 /1回	42	¥ 808.8 /1回
2	日常生活のお手伝い(家事援助等)	73	¥ 871.2 /1時間	73	¥ 796.9 /1時間
		20	¥ 944.0 /1回	20	¥ 846.0 /1回
3	介護・介助	50	¥ 1,171.2 /1時間	50	¥ 1,002.7 /1時間
		15	¥ 1,080.0 /1回	15	¥ 972.0 /1回
4	給食・配食	--	¥ - /1時間	19	¥ 605.3 /1時間
		38	¥ 463.4 /1食	19	¥ 404.2 /1回
5	移送	--	¥ - /1時間	11	¥ 684.5 /1時間
		16	¥ 616.3 /1回	5	¥ 470.0 /1回
6	いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	38	¥ 517.1 /1回	38	¥ 417.6 /1回
7	その他	34	¥ 866.8 /1時間	34	¥ 778.9 /1時間
		22	¥ 745.9 /1回	22	¥ 524.1 /1回

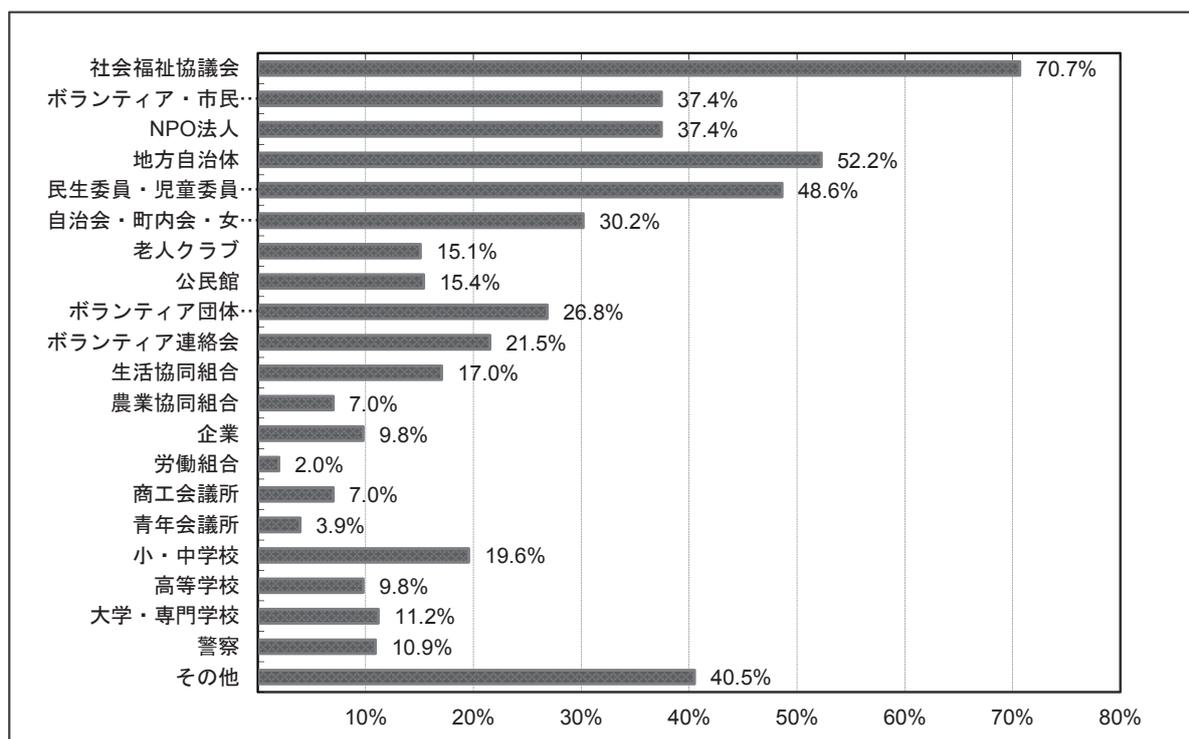
提供サービス		平成20年調査			
		利用料		担い手の受取り額	
		回答数	平均金額	回答数	平均金額
1	内容にかかわらず定額	164	¥ 828.9 /1時間	165	¥ 688.2 /1時間
		25	¥ 770.2 /1回	24	¥ 735.4 /1回
2	日常生活のお手伝い(家事援助等)	76	¥ 886.3 /1時間	78	¥ 759.9 /1時間
		12	¥ 745.0 /1回	10	¥ 625.0 /1回
3	介護・介助	53	¥ 1,060.9 /1時間	53	¥ 859.6 /1時間
		9	¥ 933.3 /1回	9	¥ 716.7 /1回
4	給食・配食	--	¥ - /1時間	20	¥ 528.4 /1時間
		29	¥ 596.2 /1食	9	¥ 518.9 /1回
5	移送	--	¥ - /1時間	21	¥ 567.1 /1時間
		29	¥ 673.8 /1回	8	¥ 586.3 /1回
6	いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)・コミュニティカフェ	28	¥ 787.5 /1回	28	¥ 626.8 /1回
7	その他	32	¥ 1,022.8 /1時間	32	¥ 925.6 /1時間
		5	¥ 3,340.0 /1回	5	¥ 2,740.0 /1回

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

日常的に協力・連携関係がある団体は、「社会福祉協議会」が最も多くて65%、次いで「地方自治体」が48.1%、「民生委員・児童委員（協議会）」が44.7%と続いている。

■ 図表51 日常的に協力・連携関係がある団体

選択肢<MA>	平成26年調査	
	件数	%
全体	358	-
1 社会福祉協議会	253	70.7%
2 ボランティア・市民活動振興センター	134	37.4%
3 NPO法人	134	37.4%
4 地方自治体	187	52.2%
5 民生委員・児童委員（協議会）	174	48.6%
6 自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）	108	30.2%
7 老人クラブ	54	15.1%
8 公民館	55	15.4%
9 ボランティア団体（法人格をもたない）	96	26.8%
10 ボランティア連絡会	77	21.5%
11 生活協同組合	61	17.0%
12 農業協同組合	25	7.0%
13 企業	35	9.8%
14 労働組合	7	2.0%
15 商工会議所	25	7.0%
16 青年会議所	14	3.9%
17 小・中学校	70	19.6%
18 高等学校	35	9.8%
19 大学・専門学校	40	11.2%
20 警察	39	10.9%
21 その他	145	40.5%



21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

社会福祉協議会	206
○ 運営、運営主体、運営団体	9
○ 情報交換	4
○ 補助金の申請や助成手続き、事務担当	3
○ ニーズの把握・サービスの紹介	2
○ 研修	2
○ 事務局	2
○ 実施主体	2
○ 親団体、事務局	2
○ 親団体	2
○ 利用希望者の紹介	2
○ CSWから問い合わせ	1
○ NPO分科会に年6回参加、他団体との交流と施設見学等地域社協のおまつりに参加協している、出店をする	1
○ いきいきサロンの受託、毎月実施	1
○ おたすけ隊事業は社協からの委託を受けている	1
○ ケアマネと利用者に関する情報の共有	1
○ ケースについてCSWに相談、活動支援	1
○ コーディネートは社協のボランティアコーディネーター	1
○ コーディネートや地域情報を提供してもらう	1
○ サービス種別による連携	1
○ サービス提供の連携、広報、事業普及活動	1
○ サービス利用者の紹介、相談	1
○ サロンへの協力、表	1
○ スマイル後見支援センター	1
○ チラシを置かせていただいている	1
○ ファミリー・サポート・センターを市から委託され、社会福祉協議会が運営している	1
○ ふれあいのまちづくり事業、ほっとネットステーション事業、ファミリー・サポート・センター事業とサービス内容の調整、ケースに応じて見守りなどの依頼、情報提供	1
○ ボランティアさんの受け入れ	1
○ ボランティア保険加入	1
○ ボランティア保険等の依頼、サービス提供責任者初任者研修	1
○ ミニデイサービスへ配食	1
○ ミニデイ登録	1
○ 依頼会員と協力会員のコーディネート業務	1
○ 依頼会員に社協のサービスの紹介など	1
○ 委員として参加、利用者の紹介などいただく	1
○ 移送サービス保険の受け渡し	1
○ 印刷機やコピー機をお借りする。相互の相談、社協を介しての依頼	1
○ 運営の援助	1
○ 運営主体が市社会福祉協議会。担い手が不足する地区の社会福祉協議会ではチラシ掲示等協力依頼。	1
○ 援助員研修 利用者発掘	1
○ 介護ボランティア連絡協議会、各種研修会に参加	1
○ 介護相談支援員(ケアマネ)から利用者の支援情報等いただく。また、利用者の新規紹介もある。	1
○ 介護保険、たすけあい活動への依頼がある	1
○ 会議での他団体との情報交換	1
○ 外部研修会などの案内等連絡あり	1
○ 各サービスとの調整、成年後見センターとの連携	1
○ 学習会の講師派遣依頼	1
○ 活動できる会員がいない場合の連携など	1
○ 活動の内容を報告し、社協の施設を利用させてもらっている	1
○ 活動後援をもらっている	1
○ 活動上の窓口、日々のデリバリー管理	1
○ 監督指導団体、難病連絡協議会、上部団体	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ 気になるケースを担当支部社協職員に報告。必要であれば一緒に訪問。運営団体	1
○ 共同募金	1
○ 協賛事業年間3~4回	1
○ 区社協会員、ふれあい助成金、在宅福祉サービス分科会	1
○ 権利擁護によるGH利用者金銭管理	1
○ 研修、イベント、その他情報交換	1
○ 研修、ワークキャンプ、介護支援ボランティア等の窓口	1
○ 研修、情報提供と共有	1
○ 研修、連絡会、分科会などで連携している	1
○ 研修への参加	1
○ 研修を受ける ボランティア保険加入	1
○ 研修会などの参加	1
○ 研修会の共催、住民参加型の事務局を担ってもらっている。意見交換会。	1
○ 研修会や情報交換	1
○ 研修会参加(評議員)	1
○ 研修関係	1
○ 研修等の情報提供	1
○ 広報に関する事(ホームページ、広報誌)会員募集記事掲載、運営全般に及ぶ相談	1
○ 広報誌を置かせてもらっていたり、情報をもらっている	1
○ 行事の協力、参加	1
○ 行政からの情報を得られる。情報の共有。	1
○ 講演会等の講師の派遣、在宅福祉サービス連絡会に参加	1
○ 講習会、資格取得	1
○ 高齢者疑似体験	1
○ 困難ケース検討会議、研修、行事への参加	1
○ 催し物時に場所(研修など)の提供	1
○ 在宅福祉サービスグループ連絡会への参画	1
○ 在宅福祉活動団体の一員として、後方を担当。	1
○ 子育て支援事業での共催	1
○ 市から社会福祉協議会へ委託	1
○ 市社会福祉協議会の職員さんからご講話をいただく	1
○ 市内40の地区社協との協働	1
○ 指導、助成	1
○ 資金援助	1
○ 事業実施団体	1
○ 事業主体	1
○ 事務局があり、活動以外の事務は社会福祉協議会職員が行っている	1
○ 事務処理、依頼受付窓口	1
○ 児童館や関係団体と連携	1
○ 自治体、地縁組織等との調整役	1
○ 自治体	1
○ 社会福祉協議会の評議員を受諾、介護関係情報の交換	1
○ 社会福祉協議会の養成事業に協力	1
○ 社会福祉協議会会員	1
○ 社協が事務局になっている各専門部会(公的サービス)に参加	1
○ 社協で実施しているデイサービスサロンに昼食提供	1
○ 社協のサロン活動の場として場所を貸している	1
○ 社協の介護保険事業(居宅介護支援・訪問介護・通所介護)及び見守り活動での連携・役割分担可能	1
○ 社協の会員になり、定期会議や催事の開催等に参加	1
○ 社協の事業として活動	1
○ 社協の持っている他の事業(地区福祉委員会、ファミサポ、CSW等)との協働と分担	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 社協主催のイベントへの参加、サロンの会場取り	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 社協内各係と情報の共有を図っている	1
○ 車イスの貸し出し	1
○ 受付から派遣までの業務、並びに事務の全般を行っている。	1
○ 住民参加型在宅福祉サービスグループに所属している会議出席	1
○ 住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会有償運送の講習	1
○ 助成金、サロンのボランティアスタッフの紹介等	1
○ 助成金、会議	1
○ 助成金	1
○ 助成金など	1
○ 助成金をいただいている。社協の催しに協力。	1
○ 助成金等の申請時の推薦	1
○ 障害者自立支援	1
○ 情報の連携と助成金	1
○ 情報交換、ボランティア養成協力予定	1
○ 情報交換、研修会	1
○ 情報交換、講習会	1
○ 情報交換、支援、ボランティア??受け入れ	1
○ 新地域支援事業を進める上での協働関係	1
○ 親団体(委託先)運営	1
○ 親団体。他事業へのつなぎ。合同研修の開催など。	1
○ 人材育成、設立準備資金、広報	1
○ 生活支援事業における居場所の開設講座を協働にて実施	1
○ 社協主催で、年2回生活支援サービス他団体と連絡会を開催し、情報交換などを行っている	1
○ 相談	1
○ 送迎車は全て社協の指示者で生活困窮者のみである	1
○ 他市町の社会福祉協議会との情報交換、連携	1
○ 担い手の保険料や事務手数料を社会福祉協議会が負担	1
○ 担当職員の配置	1
○ 地域ケア会議での情報提供	1
○ 地域課題が懸念されるケースはCSWを中心に関係機関と連絡を取っている	1
○ 地域見守り推進事業受託	1
○ 地域包括支援センター、居宅介護支援センター	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ 地区社協、利用者紹介	1
○ 地区社協と情報交換	1
○ 地区社協の事業を支援、コーディネート機能	1
○ 在宅福祉サービス部会、社協評議員他	1
○ 当会	1
○ 当事業が親団体(社協)の会員同士の相互扶助サービス	1
○ 当団体	1
○ 同団体。コーディネート上の連携等	1
○ 特に利用者が社協の事業(介護保険事業、給食サービス、ボランティア活動等)を利用している場合、連絡調整や情報の共有が必要	1
○ 難解事例についての相談や情報共有	1
○ 日常生活の支援、見守り	1
○ 年に1.5万円の助成金。交流会	1
○ 配食、子育て支援事業の会場使用	1
○ 配食サービスの契約	1
○ 評議員、協同開催	1
○ 評議員になっている、区民まつりへのボランティア参加、「地域さろん」の支援	1
○ 評議員、社協主催イベントへの参加	1
○ 不登校、ひきこもり相談、学習会を開催	1
○ 復興支援、講座、情報の提供支援等	1
○ 福祉サービス総合補償に加入。ケアマネージャーから訪問依頼の紹介	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 福祉教育等の受け入れ	1
○ 福祉車両貸し出しを利用	1
○ 保険	1
○ 補助金の申請や助成手続き、事務担当、会計	1
○ 補助金を受ける、啓発集会時の共催団体等	1
○ 補助金受領	1
○ 母体団体	1
○ 包括、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、日常生活自立支援事業等があるため、共通するケースについて情報共有している	1
○ 本会委員、部屋を借りている、手伝い、共同募金参加	1
○ 本部	1
○ 本法人	1
○ 面接して情報を提供したりしている	1
○ 有償在宅福祉サービス事業	1
○ 要支援者のサロン利用や病院付添	1
○ 養成講座等において事業説明	1
○ 利用の依頼があった時の調査、担い手との連絡、日程調整	1
○ 利用会員の状況などを連絡している	1
○ 利用者についての相談連携、学習会等への参加	1
○ 利用者の紹介	1
○ 理事1名選任。本会からは評議員1名就任。	1
○ 理事をしています	1
○ 立ち上げ時のアドバイス、定期的な助け合いサービスの依頼	1
○ 連携会議、研修会の開催	1
○ 連絡、調整	1
○ 連絡	1
○ 連絡会、交流会	1
○ 連絡調整	1
○ 連絡調整等	1
ボランティア・市民活動振興センター	
	104
○ ボランティア育成講座	2
○ 情報交換	2
○ NPOセンターとしてチラシ等ボード版に配布してもらう	1
○ NPO団体の連携等	1
○ イベント、研修会へ参加	1
○ イベントへのボランティア参加	1
○ イベントを通しての人的交流や研修などの共有	1
○ イベント情報他、交流あり	1
○ イベント要請依頼、研修室借用、行事ポスター展示等	1
○ サービス提供の連携、広報、事業普及活動	1
○ たすけあい連絡会において情報共有や学習会等を行っている	1
○ チラシなど情宣してもらっている	1
○ バザー参加	1
○ ボランティア(無償)対応できるケースはボラセンを紹介している。ボラセンから提供会員にボランティアの要請があることがある	1
○ ボランティアが欲しいとき紹介してもらう。サセンの行事にも協力している。	1
○ ボランティアグループ等を利用者に情報提供、調整等	1
○ ボランティアスタンプ事業に登録	1
○ ボランティアセンターに担い手の紹介依頼など	1
○ ボランティアセンターの設置、連絡協議会の支援	1
○ ボランティアセンター登録(情報発信してもらう、情報交換)	1
○ ボランティアの紹介、あっせん	1
○ ボランティアの紹介、地域貢献ポイント	1
○ ボランティアの紹介	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ ボランティアの提供(デイ等の)	1
○ ボランティア説明会と併せて登録相談説明会を実施	1
○ ボランティア団体として登録、情報提供	1
○ ボランティア団体の活動内容の確認	1
○ ボランティア保険、施設使用、移送車借用	1
○ ボランティア養成講座や広報活動により、新たな担い手の発掘等に向けて連携している	1
○ リーダーとして活動している	1
○ 依頼されたサービス内容によっては、ボランティア市民活動センターの登録ボランティア活動と連携	1
○ 依頼会員と協力会員のコーディネート業務	1
○ 委員	1
○ 印刷	1
○ 印刷機、情報取得	1
○ 運営	1
○ 運営委員会メンバー	1
○ 援助に繋がらない場合、相談・紹介を行う	1
○ 会員登録、会報を受け取っている。イベントに参加。	1
○ 会議	1
○ 会議室借用、情報交換	1
○ 会議室利用、ボランティア登録	1
○ 会議場所の提供	1
○ 会報の印刷	1
○ 協働、情報共有	1
○ 区支援センターの行事に参加	1
○ 具体的ケースにおける協働と分担	1
○ 傾聴の講師派遣	1
○ 研修、イベント、その他情報交換	1
○ 研修会に参加・施設の利用	1
○ 研修会参加、イベント参加	1
○ 研修会場	1
○ 研修参加	1
○ 交流会、市民活動講座、広報掲載	1
○ 広報、情報共有	1
○ 広報に関する事、事務所窓口にて会員募集チラシ等設置	1
○ 講演会等の講師の派遣	1
○ 講座の受講	1
○ 講座等への参加	1
○ 催し物への参加	1
○ 市民NPO法人会を設立構成委員役員	1
○ 市民フェスタ毎年開催	1
○ 市民活動のイベントに参加	1
○ 市民活動団体間の連携協同	1
○ 指導	1
○ 施設への奉仕、夏祭りへの参加、草ひき等	1
○ 事業周知協力依頼	1
○ 実施事業についての支援等	1
○ 社会福祉協議会行事、ボランティア活動の協力	1
○ 社協の事業として運営	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 主に傾聴や給食サービスのボランティアと関わりがある。利用者へボランティアの紹介や情報提供、希望があれば利用へつなげる	1
○ 主催するイベントに参加	1
○ 主催会議出席など	1
○ 集いや交流会への参加(会として)	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 助け合い活動で担えないケース等、ボランティアセンターと連携を図りボランティア派遣の実施。また、会員募集等での協力・連携	1
○ 情報の共有、印刷機の安価な使用	1
○ 情報の提供、事業支援等	1
○ 情報を受ける	1
○ 情報交換、研修会	1
○ 情報誌の提供、研修会等への参加	1
○ 申請、指導いただく	1
○ 親団体内別部署	1
○ 相談、協力会員の紹介等	1
○ 担い手(提供会員)を募集してもらう	1
○ 担い手の紹介や困りごとの連携	1
○ 担い手の募集	1
○ 担い手を中心としたサービスの案内協力	1
○ 担い手不足の場合、ボランティアセンターから人材を紹介してもらう 等	1
○ 地域活動への参加	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ 登録してHPで発信をしている。活動の相談にのってもらう。研修に誘ってくれる	1
○ 登録にある	1
○ 当会の組織	1
○ 同一ケースをファミサポ・ボランティアで支援することがあるため、課題の共有化等行っている	1
○ 同団体。コーディネート上の連携等	1
○ 保険(無料)、ロッカー(無料)、印刷機等利用(有料)	1
○ 包括支援センターより介護保険外での対応について	1
○ 毎月定例会に参加町づくりを展開中	1
○ 利用(依頼)ニーズの受付	1
○ 利用会員、協力会員の発掘	1
○ 利用者の状況によりボランティアにつなぐ	1
NPO法人	107
○ 情報交換	5
○ サービス依頼内容に応じて役割分担	2
○ 情報の共有	2
○ 「たすけあい活動」と「公的サービス」等での連携	1
○ 小規模福祉会を作り、定期的に研修会開催・フードバンク活動・全国協議会の会員・全国移動ネット会員	1
○ NPO・ACT(自立援助事業の提携)	1
○ NPOサポートセンター	1
○ NPO法人としての情報提供、情報共有	1
○ NPO法人ワーカーズ・コレクティブ団体との連携(ワーコレ連合会を通じて)	1
○ NPO法人団体が行っている家事援助・配食サービスとの連携	1
○ NPO法人地域サポート、NPOの問題	1
○ NPO法人連絡協議会にて交流	1
○ ケース会議など	1
○ ケース相談、制度外サービスの連絡会参加	1
○ サービスを補完し合う関係	1
○ サービス提供できない日曜日、時間を相談	1
○ サービス提供の連携、広報、事業普及活動	1
○ サービス提供依頼、サロン運営協力など	1
○ サービス利用者への情報提供、支援に向けての協力	1
○ シルバー人材センターとの役割分担、情報提供	1
○ たすけあい連絡会において情報共有や学習会等を行っている	1
○ ネットワーク	1
○ ネットワークを作り連絡会を行っている	1
○ ファミリーサポートセンターとの協力	1
○ ボランティア活動保険の加入、住民支援のための協力・連携	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ ケアネット(在宅福祉)	1
○ まちづくりユニットに属し月1回会議をし、情報を共有している	1
○ ワーカーズはNPOが多い、連合を組織としている	1
○ 移送サービス	1
○ 移送サービス等利用について	1
○ 移送のNPO法人、配食の企業組合	1
○ A市NPO連絡協議会として	
○ 運営についての意見交換や研修を協力して行う	1
○ 援助に繋がらない場合、相談・紹介を行う	1
○ 横のつながりを持っている	1
○ 介護系NPOとはこまめに情報交換あり、その他は必要に応じて。	1
○ 介護保険外の生活支援紹介	1
○ 会議	1
○ 各団体と定例(月)会にて学習会	1
○ 学習会、情報交換等を行っている	1
○ 活動	1
○ 活動者が見つからない場合連携	1
○ 共通研修会(年に2回)	1
○ 協議会設立(H26年)参画	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協働企画実施、研修会参加	1
○ 近隣のNPO通し情報交換など	1
○ 近隣市町の団体とイベントの共同開催、学習会等	1
○ 研修、イベント、その他情報交換	1
○ 研修会	1
○ 交流会	1
○ 交流会に参加していただく	1
○ 公的事業やたすけあい事業や地域の会議で関わる	1
○ 広報、情報共有	1
○ 困っている人の紹介	1
○ 在宅サービスを行っているNPOと。こちらで担えない内容(草むしり・大掃除)などの相談。ケアマネから介護保険で担えない部分の相談など	1
○ 子育てNPO法人等、(同じ様な支援をしている団体)できるところ、できないところを補い合いながら支援している	1
○ 市との協働事業と一緒に参画	1
○ 市内16団体で非営利団体連絡会をつくり、定期的に会議を開催。また、年1回連絡会主催で研修会を実施。	1
○ 市内NPO法人連絡会を担当課の招集により年1回実施(ここ2年位は休止中)	1
○ 市内のNPO法人との1年1回の交流	1
○ 支払いの面で苦しい家庭に対してのチケットの相談	1
○ 共同開催、協力関係	1
○ 事業の主管課(こども青少年課)とは広報・対外的な依頼事項等役割分担をし、また会員等含めた「運営委員会」を市が開催。詳細の情報を共有し、連携しながら事業運営を行っている。養育で支援を必要とする世帯については各区のこども家庭相談課・児童相談所等に情報提供等。	1
○ 事業や活動情報等の共有、協力、セミナー等の共催	1
○ 社会資源として紹介。コーディネート上の連携等	1
○ 住民参加型在宅福祉サービス団体の交流会(情報交換)	1
○ 情報交換、共有、問題解決のための連携	1
○ 情報交換、状況に応じ協働事業	1
○ 情報交換、勉強会、交流会	1
○ 情報交換、連携	1
○ 情報誌の提供	1
○ 新規利用希望者の顔つなぎ	1
○ 親団体である	1
○ 専門的分野の支援連携	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 全国ネットでの日本ケアシステム協会による連絡網	1
○ 他のNPO法人との情報交換	1
○ 他の家事介護、移動介護団体等支援相談	1
○ 担い手養成講座を協働で開催	1
○ 団体間の協力連携	1
○ 地域の居場所の運営	1
○ 地域の他のNPOと仕事の内容について研修など	1
○ 中間支援 運営委員会、業務連携	1
○ 中間支援NPOからアドバイス、同種NPOと情報交換	1
○ 東日本大震災避難者支援	1
○ 当事業で受けられないものをNPOへ流す(例:集団保育等)	1
○ 同業者とは仕事上のお付き合い、地域活動は法人会員としてお手伝いや行事への参加	1
○ 同業種の団体と交流がある	1
○ 特定非営利活動法人福祉ネット 人員協力	1
○ 認知症対策、地域課題の解決に向けての協議、実践	1
○ 福祉ネットを作っている	1
○ 福祉まつりでの出演、活動協力	1
○ 複数預かりの際の協力会員の助っ人要員として	1
○ 本事業所で充てるのが難しい場合の紹介先として(身体的な部分、送迎等の支援)	1
○ 有償サービスの法人内での連携	1
○ 利用者支援に関する連携	1
○ 利用者紹介、研修、地域課題解決事業	1
○ 連携主体は“市民福祉ネットワーク”	1
○ 連絡会、情報交換、地域活動の協働	1
○ 連絡協議会役員	1
○ 話し合いの場を持ったり、一緒に研修を行ったりしている	1
地方自治体	151
○ ニーズの把握・サービスの紹介	2
○ 介護予防事業受託	2
○ 事業実施協力、広報、事業・社協運営に関する補助金・委託金交付	2
○ 市より補助金を受けている・市の会議に参加し情報提供等を行う・市が行う講座の託児を行う・障がい高齢福祉課より援助の依頼を受ける	1
○ 1市2町アドバイザー	1
○ JAへ委託	1
○ お互いに良きパートナーとして協働している。事務所は市の建物を使用。	1
○ ケア会議	1
○ コミュニケーション支援事業の予算取り、事務手続き	1
○ サービス利用者の紹介、相談	1
○ サービス利用対象者についての情報提供	1
○ サロン活動、情報の共有	1
○ サポート事業委託・生活協力員委託事業	1
○ たすけあい活動への補助金(H27～)、広報掲載	1
○ ひきこもり相談、ひきこもり支援??に参加	1
○ ふれあい食事会 ブランチ派遣	1
○ リーフレットによる周知	1
○ 依頼会員の相談	1
○ 委託、補助事業を協働して実施	1
○ 委託業務	1
○ 委託元	1
○ 委託事業(子ども用品リユース回収、市)	1
○ 委託事業の運営受託	1
○ 委託事業の請負い	1
○ 印刷機の利用	1
○ 運営主体、研修協力、活動内容相談、関係機関への広報協力	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 介護事業の一部委託、放課後児童クラブの委託	1
○ 介護保険課、地域包括支援センター、福祉課とは常に利用者の情報提供や共有を心がけている	1
○ 介護保険事業、移送事業等	1
○ 介護保険事業における連携及び事業受託	1
○ 活動の内容を報告し、公民館の施設を利用させてもらっている	1
○ 活動を行う上で、大変重要な協力関係にある。福祉事業全般、受託事業等	1
○ 関係課に相談・助言をいただき関係は良好	1
○ B市直営	1
○ 給食事業の予算取り、事務手続き	1
○ 協力者、利用者の発掘等	1
○ 区役所、図書館ポスター掲示、利用会員に関する情報共有、支援の連携	1
○ 区役所とは利用者の介護保険利用のため協力している各連絡会にも参加している	1
○ 経理助成	1
○ 研修会の講師派遣	1
○ 研修講師の派遣など	1
○ 県、市の担当課との利用者の調整や講演会共催	1
○ 公的サービスの各種手続き	1
○ 公的サービス事業所指定、事業委託、各種ネットワーク	1
○ 公的事业やたすけあい事業で関わる	1
○ 広報に関する事(ホームページ、広報誌)会員募集記事掲載、運営全般に及ぶ相談、担い手養成講習会時の講師派遣	1
○ 広報依頼	1
○ 広報活動等	1
○ 広報誌発送	1
○ 行政の窓口にもえた相談者を当団体へ紹介	1
○ 行政より業務内容等の問い合わせあり	1
○ 行政主催の複数預かり	1
○ 高齢者相談センター(地域包括センター)と連携し意見交換を行っている	1
○ 高齢者福祉等の委員会へ参加	1
○ 国体に向けての要約筆記ボランティア	1
○ 災害時要援護登録者の必要時対応、家族介護支援事業を年1回実施	1
○ 財政補助、当会への指導	1
○ 子育て推進課、健康課から相談	1
○ 市から委託事業の関係上	1
○ 市との協働事業を行っている	1
○ 市営高齢者住宅派遣事業・市生活支援ホームヘルプ事業委託・障がい者移動支援事業受託	1
○ 市議会託児、市が主催する会の救護、託児応援	1
○ 市内3ヶ所の在宅介護支援センターから、介護保険事業内で引き受けられない人や内容の依頼がある(軽度の人や、家族に事情があるなど)	1
○ 市役所との指導	1
○ 指定管理者受託	1
○ 事業のPR	1
○ 事業の設置は市であり社協は受託している	1
○ 事業の窓口となっている	1
○ 事業や活動に対して指導、相談、ボランティア育成共同事業	1
○ 事業委託元、事業案内	1
○ 事業運営する介護施設の運営推進会議委員を委嘱、福祉施設の指定管理受託、福祉有償運送運営会議	1
○ 事業周知	1
○ 事業内容と連携	1
○ 事業報告、講師派遣	1
○ 事務局がC市児童福祉課	1
○ 受託事業、困難ケース対応、権利擁護、行事協力、当会役員、協議機関委員依頼など	1
○ 住民側の情報提供	1
○ 助成金	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ 助成金の交付を受けている	1
○ 助成金支出元	1
○ 助成金受領	1
○ 助成金補助、事業委託の関係、区民等啓発活動の協働	1
○ 小規模多機能型居宅介護事業所を運営（地域密着型）、配食事業による業務委託	1
○ D町「産業まつり」への参加	1
○ 情報の共有、利用者の紹介、担い手の紹介はない	1
○ 情報の提供、共有、地域包括支援センターや保健センターからの相談対応	1
○ 情報取得、委託事業	1
○ 情報提供、委託、助成金、許認可、サービス内の問い合わせ、利用者紹介、提言	1
○ 情報提供、運営委員会への参加	1
○ 情報提供、共有	1
○ 情報提供、啓発などについて連携	1
○ 情報提供等	1
○ E地域運営協議会における情報提供、活動援助	1
○ 申請	1
○ 人材の発掘、育成、活動場所の確保、運営経費の財源的な支援	1
○ 制度改変にあたっての意見交換	1
○ 生活支援型食事サービス事業委託	1
○ 声の広報事業の予算取り、事務手続き	1
○ 設置自治体	1
○ 相談にのっていただく、市組織団体の役員を行う	1
○ 相談や情報交換等、必要に応じて一緒に関わってもらっている	1
○ 相談窓口、助成金の手続きなど	1
○ 福祉助成金（初年度のみ）	1
○ 担い手養成講座の講師として	1
○ 地域課題の解決に向けての協議、実践	1
○ 地域支援事業への参加、協力、法改正等集団指導、研修、イベント等への参加	1
○ 地域福祉計画委員、各種懇談会、推進委員等	1
○ 地域包括からの生活支援の相談等の問合せがあると、地区社協等に繋ぎ、地区社協会長等と協議を行い担い手の確保等の調整をおこなう。	1
○ 地域包括より介護保険でもれた分の利用の相談	1
○ 地域包括支援センター（行政運営）からの利用依頼	1
○ 地域包括支援センター（町直営）からのケース依頼 等	1
○ 地域包括支援センター、介護福祉課 介護保険で担えない内容の相談、申請をしていない高齢者の相談	1
○ 地域包括支援センター等からの協力要請（利用者の紹介）	1
○ 地域包括支援センター等利用に関する相談、調整、相手方の状況の共通理解等	1
○ 調理拠点の使用、補助金	1
○ 調理施設借用、安否確認協定締結	1
○ 登録にある	1
○ 日頃の連携	1
○ 日常業務に係る情報交換や諸行事への協力要請	1
○ 乳幼児健診等の際、ファミリーサポートの周知としてパンフレットの配布を行ってくれる。また、新生児訪問や健診、保育園等で支援が必要な方とのパイプ役となっている。	1
○ 認知症高齢者見守りサービス事業として行政より業務委託を受けている	1
○ 福祉事業に関する学習会開催（地域支援事業）	1
○ 保健師から訪問依頼の紹介。自殺予防会議委員として参加	1
○ 保険者として指導を受けたり、連携を図っている	1
○ 補助、業務委託	1
○ 補助・委託事業を実施、福祉関連事業の連携協働実施、幹部が本会の役員等	1
○ 補助金、情報の共有	1
○ 補助金、利用相談	1
○ 補助金・受託金運営	1
○ 補助金ほか	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ 補助金や指導を受けている	1
○ 補助金を受ける。養成講座開催	1
○ 補助金を受けるにあたって、活動へのアドバイス	1
○ 補助金交付される、研修依頼等	1
○ 補助元。事業運営上の相談等。	1
○ 包括支援センターとも連絡し合える状況	1
○ 法的サービスでの連携	1
○ 毎月実績報告を提出、ファミサポ主催のイベント等の参加	1
○ 有償運送運営協議会、福祉推進委員会、認定審査会	1
○ 利用会員の紹介と、福祉サービスについての連携	1
○ 利用会員の紹介や相談	1
○ 利用会員紹介、講座講師等	1
○ 利用者に関しての相談連携	1
○ 利用者支援に関する連携	1
○ 利用申請受付、委託	1
○ 利用相談紹介研修会お知らせ	1
○ 連携	1
○ 連絡調整	1
民生委員・児童委員(協議会)	142
○ 情報交換	4
○ 利用者の情報提供	4
○ チラシ配布	2
○ ニーズの把握・サービスの紹介	2
○ 事業紹介、利用希望者との相談、対応	2
○ 情報提供	2
○ ケア会議	1
○ ご利用者さん情報連携、運営コラボ	1
○ サービスの情報を伝え、要支援者の発掘をして頂きサービスの支援を提供	1
○ サービス全般について相互協力	1
○ サービス利用についての情報交換等の協力	1
○ サービス利用者の紹介、相談	1
○ サロンのボランティアとして参加	1
○ ニーズ発掘、情報伝達等	1
○ ボランティア、福祉教育、貸付	1
○ ボランティア活動の担い手	1
○ ボランティア協力	1
○ 安否確認	1
○ 依頼会員の相談	1
○ 依頼会員の担当民生委員と情報共有。依頼に対して提供会員の調整が難しい場合、民児協の定例会などで呼びかけてもらったり、個別に相談。	1
○ 援助活動の問い合わせや依頼がある。情報提供や情報の共有	1
○ 何かあった時や日常的な支援の協力	1
○ 介護保険やたすけあい活動の利用の相談	1
○ 各地域要支援者への情報提供、子育て世帯の情報共有	1
○ 各利用者それぞれの民生委員	1
○ 活動	1
○ 活動に協力する関係	1
○ 活動の内容を報告している	1
○ 活動協力、場の提供	1
○ 活動紹介、見守り	1
○ 気になるケースを、担当地区の民生委員に報告	1
○ 協議会から理事1名選任	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協力	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 協力会員の紹介や子育てネットワークづくり	1
○ 協力者、利用者の発掘等	1
○ 緊急通報システム	1
○ 具体的な事例の検討や連携を通して協力して支援活動を行う	1
○ 啓発集会時の協力依頼	1
○ 見守りが必要なケースの依頼 等	1
○ 見守り活動	1
○ 個別ケースにおける連携	1
○ 個別ケースの見守り依頼、民生委員からの情報提供	1
○ 個別ケース対応等	1
○ 個別の生活困窮者等に関する情報交換	1
○ 講演会共催、学習会協力	1
○ 講義時の参加者の子どもの託児スタッフを依頼している	1
○ 講座チラシ配布	1
○ 高齢者の方に宣伝していただく	1
○ 高齢独居者等への声かけ活動後の利用依頼	1
○ 困難ケース対応、貸金貸付、行事協力、当会役員、協議機関委員依頼など	1
○ 困難ケース等では情報共有し連携をとっていく	1
○ 賛助会員として協力いただく	1
○ 支援困難事例	1
○ 事業のPR、サービス利用の仲介	1
○ 事業の啓発	1
○ 事業運営する介護施設の運営推進会議委員を委嘱	1
○ 事業周知協力。コーディネート上の連携等	1
○ 事業周知協力依頼、対象者の紹介	1
○ 社協、包括支援センター、自治会と地域ケア会議	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 社協事業の運営協力	1
○ 主任児童委員等の関係者連絡会議年1回参加	1
○ 住人のニーズの把握	1
○ 小地域福祉活動、生活福祉資金等、福祉全般に協力を得ている	1
○ 情報の交換	1
○ 情報共有、緊急時の協力	1
○ 情報共有	1
○ 情報提供、運営委員会への参加	1
○ 情報提供、共有、担い手	1
○ 情報提供、対象者の把握等	1
○ 情報提供してもらう、主催の講演会の呼びかけ	1
○ 随時連絡している	1
○ 生活支援のケースの場合に、担い手の確保等の調査をして頂く事も有る。	1
○ 説明の場を持ち支援を必要とする方をつないでもらっている	1
○ 全体会、支部定例会、研修会に参加。同行訪問、生活福祉金への協力	1
○ 相談や情報交換等、必要に応じて一緒に関わってもらっている	1
○ 相談者を当団体へ紹介	1
○ 対象となり得る方へ事業紹介等を依頼	1
○ 地域ケア会議	1
○ 地域ケア会議での情報提供	1
○ 地域でお困りの利用者に関する相談	1
○ 地域での相談があると来所	1
○ 地域で困っている方の相談、協力	1
○ 地域で事業をしているので、いろいろな場面で関わる	1
○ 地域のニーズ等調査 利用会員、協力会員の紹介	1
○ 地域の高齢者の情報	1
○ 地域の情報提供、ニーズ把握	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 地域の相談窓口として	1
○ 地域見守り活動、相談対応、地域課題の共有、地域資源の開発	1
○ 地域情報の交換、共有、事業の案内等	1
○ 地域福祉連絡会を作り、3ヶ月ごとに会議	1
○ 地域連携を行っている	1
○ 地域連携会合への参加、情報交換	1
○ 地区サロンの協力	1
○ 町内子どもまつり・F団地地域情報交換会参加	1
○ 定例会へ本会職員が出席、地域住民への連携した支援、代表者が本会の役員又は評議員	1
○ 定例会出席にて情報交換・連携	1
○ 当会役員等、相互の活動、事業への協力	1
○ 独居、老夫婦世帯等の状況提供の協力	1
○ 日常業務に係る情報交換や諸行事への協力要請	1
○ 日常生活の支援、見守り	1
○ 日常的な見守り訪問、迅速な情報の共有。	1
○ 年間協力体制を取っている、ケアプラザでの交流や、総会にも来ていただいている	1
○ 配食サービス、ケアネット、活動報告	1
○ 配食サービスの利用時等	1
○ 必要に応じて利用者への対応検討	1
○ 不在時に連携	1
○ 本人が希望した場合の紹介、福祉連絡会	1
○ 民協へも出向いたり相談を受けたりしている。応援団としてまごころ会費の寄付を受けている。	1
○ 民協定例会に同席し、事業PRと地域への呼びかけ依頼	1
○ 民児協の事務局を担っている。	1
○ 民児協事務局担当	1
○ 民生委員より独居者等の受け入れ体制について	1
○ 要援護者の発見ほか	1
○ 利用会員に関する情報共有、支援の連携、会員募集の際協力を依頼	1
○ 利用者と連絡がつかない場合や、最近の様子が知りたい時に状況を教えて頂いたり、見守りをお願いすることもある	1
○ 利用者に関する情報交換等	1
○ 利用者の紹介、緊急時の対応、連絡、情報	1
○ 利用者の紹介	1
○ 利用者の情報共有、利用希望者の紹介	1
○ 利用者の相談	1
○ 利用者の普段の様子の確認が必要な時連絡している。地域での困り事について相談や協力をしている	1
○ 利用者への共通認識	1
○ 利用者支援に関する連携	1
○ 利用者紹介	1
○ 利用者様の情報交換・担当者会議参加	1
○ 利用相談、ふれあい福祉サービスのPR	1
○ 利用相談、協力者(担い手)確保	1
○ 理事になっていただいている(民生委員)	1
○ 連絡	1
自治会・町内会・女性会・青年会(連合会)	85
○ 事業紹介、広報、会費・募金等の協力	2
○ イベントの広報	1
○ お祭り等行事への参加	1
○ ケア会議	1
○ コミュニティ推進会から理事1名選任	1
○ サロンの運営や協力	1
○ チラシ配布依頼	1
○ ニーズ発掘、情報伝達等	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ ふれあい食事会 案内依頼	1
○ よりあい広間(ミニデイ)においての関わり	1
○ 一緒に幼稚園園庭整備を行う	1
○ 夏まつり、敬老の集い、三世代交流会などで協力	1
○ 夏祭りやイベント協力、地域課題の解決に向けての協議、実践	1
○ 会員募集の際協力を依頼	1
○ 回覧などでお世話になっている	1
○ 回覧板にチラシ添付	1
○ 各々の自治会のおまつりに参加、自治会費も払っている	1
○ 活動	1
○ 活動の内容を報告し、啓発活動などを手伝ってもらっている	1
○ 居場所普及で連携	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協力会員募集のポスター・チラシの配布及び周知	1
○ 敬老会	1
○ 研修等	1
○ 見守り、情報共有	1
○ 広報(回覧)、連携	1
○ 広報依頼	1
○ 広報誌等の配布協力	1
○ 広報誌発送	1
○ 行事があるごとに声かけあり	1
○ 行事参加	1
○ 講演等の依頼に応じている	1
○ 講座の開催による交流、ニーズの把握	1
○ 賛助協力	1
○ 事業の実施機関、情報提供、対象者の把握等	1
○ 事業案内、説明会実施	1
○ 事業周知協力。コーディネーター上の連携等	1
○ 事務所を借りている	1
○ 自治会館でのサロン(有料)研修会(有料)	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 社協事業の運営協力	1
○ 助成	1
○ 女性会が親団体であるから協力していただいている	1
○ 情報交換	1
○ 情報交換や諸行事への協力要請	1
○ 情報提供、活動協力	1
○ 情報提供、共有、担い手	1
○ 情報提供と共有	1
○ H地域運営協議会、助成金支給	1
○ 人材発掘	1
○ 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金	1
○ 代表者が本会の役員・評議員、住民主体の地域福祉活動への支援	1
○ 地域のニーズ等調査 利用会員、協力会員の紹介	1
○ 地域の行事、情報交換等	1
○ 地域の行事を共同開催	1
○ 地域の相談、ニーズ把握、福祉課題の提供	1
○ 地域会議や事業での関わり・施設の利用	1
○ 地域見守り活動、相談対応、地域行事への参加	1
○ 地域行事(イベント)及び共同作業への参加	1
○ 地域行事への参加、防災関係	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ 地域連携会議での情報交換・連携	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 地域連携会合への参加、情報交換	1
○ 地縁組織の主体的取組コーディネーター	1
○ 町内会に加入	1
○ 町内会に入っている 回覧板にチラシを入れてもらう	1
○ 町内会に入り班長として関わっている	1
○ 町内会に入会し情報交換、協力を得ている	1
○ 町内会の会場提供	1
○ 町内会行事に出店等で協力	1
○ 町内会等で近隣住民の困り事など受け入れについて	1
○ 町内会福祉部と連携、寄付を頂いている	1
○ 町内子どもまつり	1
○ 当会役員等	1
○ 日常生活の支援、見守り	1
○ 配布文書依頼、募金活動への協力、情報の共有	1
○ 福祉活動の担い手	1
○ 法人として町内会員であり、運営上の委員になっていただいている	1
○ 利用者の紹介、依頼	1
○ 利用者の情報提供	1
○ 利用相談、協力者(担い手)確保	1
○ 理事・評議員、行事協力、協議機関委員依頼など	1
○ 理事をやっていただいています	1
○ 連絡	1
老人クラブ	37
○ 事業紹介、広報、介護予防協力	2
○ 事務局	2
○ イベント協力を頂いている	1
○ チラシ配布依頼	1
○ ニーズ発掘、情報伝達等	1
○ ふれあい食事会 案内依頼	1
○ ボランティア活動	1
○ よりあい広間(ミニデイ)における関わり	1
○ 一緒に幼稚園園庭整備を行う	1
○ 運営支援、行事協力、当会役員など	1
○ 活動支援、愛の1年玉募金	1
○ 求めに応じて老人クラブに応じ、介護の情報提供をしている。	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協力	1
○ 敬老会をイベントで紹介	1
○ 研修等で連	1
○ 広報誌発送	1
○ 事業への参加協力	1
○ 事務局運営や諸行事への協力要請	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 社協事業の運営協力	1
○ 情報提供、共有、担い手	1
○ 人材発掘	1
○ 代表が社協理事になっている。	1
○ 代表者が本会の役員・評議員	1
○ 地域見守り活動、相談対応、地域行事への参加	1
○ 地域連携会議での情報交換・連携	1
○ 当会役員等	1
○ 福祉活動の担い手	1
○ 文化祭の折に展示物を通して交流	1
○ 利用会員、協力会員の紹介	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 利用者の参加とりまとめをお願いしてる	1
○ 利用者支援	1
○ 理事	1
○ 老人クラブ連合会及び単位クラブの会員の活動や見守り活動等協力連携している	1
公民館	45
○ 各種会場を借りる	7
○ サロン会場	2
○ 事業紹介、広報	2
○ イベントの参加、研修	1
○ コミュニティ協議会との連携を持っている	1
○ チラシポスター掲示依頼	1
○ パンフレットを置かせてもらい情報提供の場になっている	1
○ ふれあい食事会 会場	1
○ 会費の受け取りを地区公民館でもらっている	1
○ ミニデイサービスの会場として借用(週1回)	1
○ よりあい広間(ミニデイ)における関わり	1
○ リーフレットによる周知	1
○ 活動の内容を報告し、施設を利用させてもらっている	1
○ 活動拠点の提供	1
○ 協働、情報共有	1
○ 研修やカフェでの場所の提供等	1
○ 研修会場の無償提供	1
○ 研修場所(無料)	1
○ 広報誌を置く、施設の利用	1
○ 行事参加	1
○ 施設の利用	1
○ 施設提供、研修会など	1
○ 事業周知に伴うチラシ配架	1
○ 手話サークルの教室として定期的に借りている。	1
○ 周辺部には、行政の出先機関と公民館が一緒になっており、市職員には、地区社協の事務局を担ってもらい、本サービスの推進・年度末の実績報告等に関わってもらっている。また、ふれあい・いきいきサロン・地区社協事業での活動場所の使用に際して配慮してもらっている。	1
○ 集会、行事に参加している	1
○ 諸行事への協力要請	1
○ 場所を借りている	1
○ 担い手の研修会の会場としての施設利用と、利用者の希望があれば公民館主催の講座の情報提供を行う	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ 調理室をお借りしている。	1
○ 当会の支部設置	1
○ Iまちづくりセンターで地区行事参加時や総会開催時に研修会等	1
○ 福祉事業を推進する上で座談会の開催等協力支援を得ている	1
○ 本会主催の研修会等の会場借用、地域センター主催事業への出展等	1
○ 利用登録	1
ボランティア団体(法人格をもたない)	78
○ 会に対応できない生活支援連携	2
○ 協力	2
○ 事業紹介、実施協力、活動支援	2
○ 情報交換	2
○ 傾聴ボランティア・オカリナ愛好会のみなさん・歌と踊りのゆかいな仲間たち・認知症、若年性認知症の会	1
○ イベント、研修連携	1
○ サロン、バスハイクなどお互いの行事に参加し合う	1
○ サロンなどのイベントに参加して発表などしてもらう	1
○ サロン運営、傾聴活動、点訳、手話通訳など	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ たすけあい連絡会において情報共有や学習会等を行っている	1
○ デイサービスへの慰問	1
○ 連絡会開催による情報交換、共有	1
○ ネットワークを作り連絡会を行っている	1
○ 福祉ネットに加入して活動している	1
○ ボランティアハウスとの協働	1
○ ボランティアニーズの依頼	1
○ ボランティア活動	1
○ ボランティア活動依頼、本会主催事業等への参加、講師協力、本会主催事業への参加	1
○ ボランティア連絡協議会の協力を得ながらボランティア活動を実施している	1
○ ママフレンド(母子保健推進委員)他子育て支援団体へ、担い手の紹介依頼	1
○ 一緒に支援していただいています	1
○ 家事支援グループとの連携	1
○ 会議場所提供、高齢者の見守り、地域課題解決に向けての協議、実践	1
○ 活動	1
○ 活動支援、活動への協力	1
○ 活動支援	1
○ 活動支援及び協働	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協働企画実施	1
○ 協力会員として活動してもらっている	1
○ 区連絡会(有償在宅福祉サービス連絡会)	1
○ 傾聴ボランティアの協力	1
○ 研修への参加(当団体の)	1
○ 研修会での講師依頼	1
○ 研修会開催にあたり協力	1
○ 見学の受け付け、情報提供など	1
○ 個人参加	1
○ 互いの活動の共有、意見交換	1
○ 交流会に参加していただく	1
○ 交流会に参加している。	1
○ 広報、研修	1
○ 行事への協力を得ている	1
○ 講演を頼まれる(年2回位)	1
○ 高齢者、障害者、子育ての団体と	1
○ Jボランティア協会役員	1
○ 子育てひろば等親子の集まる場所での周知協力	1
○ 子育て支援事業での協力(絵本の読み聞かせ)	1
○ 子育て助け合い団体とのサービス提供の連携、広報、事業普及活動	1
○ 事業運営する介護施設への慰問等	1
○ 事務所を移転して後勉強会を行っている	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 社協事業の運営協力	1
○ 車いす利用者で登山ハイキング等、現地までの送迎支援	1
○ 住参活動団体同士の情報交換やケースでの協力	1
○ 住民参加型サービスによりボランティアのほうに適している支援の相談や依頼	1
○ 住民参加型在宅福祉サービス団体の交流会(情報交換)	1
○ 情報の共有、活動の協力等	1
○ 情報交換等	1
○ 情報提供と共有、困りごと相談など	1
○ Kボランティア連絡協議会	1
○ 組合員のボランティアサークル活動	1
○ 相談事へ対応	1
○ 担い手	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 地域の活動グループと行事への参加や「さろん」へのお誘い、さろんの利用グループ	1
○ 地域会議や地域行事、事業で関わり	1
○ 町内のボランティア団体と連絡を取り合っている	1
○ 日頃の活動の中での情報交換	1
○ 日常業務に係る情報交換や諸行事への協力要請	1
○ 配食サービス	1
○ 配食サービスの団体と協力	1
○ 必要に応じて交流している	1
○ 利用者さんの紹介	1
○ 話し相手を探してほしいとの依頼に対し、傾聴が出来るボランティアに繋いでいる。	1
ボランティア連絡会	57
○ 事業紹介、実施協力、活動支援	2
○ 2ヶ月一度集合	1
○ イベント時の協力依頼、ボランティア養成等	1
○ 福祉連絡会開催による情報交換、共有	1
○ フェスティバルに協賛	1
○ ボランティア(協力会員)の情報	1
○ ボランティアの紹介、あっせんしてもらう	1
○ ボランティアフェスティバル参加	1
○ ボランティア活動	1
○ ボランティア活動の協力、相??関係	1
○ ボランティア団体登録をしている	1
○ ボランティア連絡会の会員になり定期会議催事等	1
○ ボランティア連絡会への加盟	1
○ ボランティア連絡協議会事務局担当	1
○ ボラ連社協の理事、監査等	1
○ 委員	1
○ 意見・情報交換、研修会開催等	1
○ 運営員会への参加	1
○ 運営事務局など	1
○ 加盟	1
○ 会員登録	1
○ 会議に出席	1
○ 学習、研修への参加	1
○ 活動支援、交流会	1
○ 活動支援及び協働	1
○ 協議会の委員	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協力	1
○ 区Vo分科会、L地域ケアプラザVoネットで話し合いや研修会など	1
○ 区社協の連絡会	1
○ 月1回分科会参加	1
○ M区内で作っているNPO連絡協議の事務	1
○ 広報、研修	1
○ 行事等への参加	1
○ 講座チラシ配布	1
○ 支え合い活動団体の登録	1
○ 事務局の運営	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 集いや交流会への参加、学習会等への参加	1
○ 所属している	1
○ 情報の共有、研修会、活動の協力等	1
○ 情報の提供、交換	1
○ 情報交換、地域資源開発、勉強会	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 代表者が本会の役員、本会事業への協力・参加	1
○ 担い手	1
○ 団体加入	1
○ 地域のニーズ等調査 利用会員、協力会員の紹介	1
○ 中間支援 運営委員会、業務連携	1
○ 当会役員等、相互の事業への協力	1
○ 福祉連絡会(地域の6団体)で介護保険改訂後の支え合いに関する取り組み	1
○ N区の団体に加入している	1
○ 役員として各種行事への参加、協力	1
○ 役員として参加。行事に参加	1
○ 役員会、総会での情報交換	1
○ 連絡会の理事としてイベントにも参加	1
○ 連絡協議会に所属	1
生活協同組合	48
○ 情報交換	2
○ イベント共同開催	1
○ イベント等への参加	1
○ お互いの活動の情報提供	1
○ 地域協議会	1
○ ご利用者さん情報連携、運営コラボ	1
○ サービス供給不足時に依頼	1
○ まちづくりユニットOに属し月1回会議をし、情報を共有している	1
○ 運営参加	1
○ 会議、合同研修	1
○ 活動母体、広報連携	1
○ 研修を受けている	1
○ 原材料の仕入れ、デイサービス事業調理委託	1
○ 広報活動、介護学習会、チラシ配布(人材確保など)	1
○ 広報紙、ホームページにてお知らせ	1
○ 高齢者疑似体験をして接遇方法の研修実施	1
○ 材料仕入れなど	1
○ 支え合い活動団体の登録	1
○ 事業に対する支援	1
○ 事務局設置、事業所や会議室使用、広報利用、保険料援助	1
○ 住参活動団体同士の情報交換やケースでの協力	1
○ 住民参加型のネットワークで	1
○ 助け合い団体とのサービス提供の連携、広報、事業普及活動	1
○ 助成金、施設使用援助	1
○ 食材の仕入れ等	1
○ 食材料品利用	1
○ 生活クラブといっしょに市に政策提案を行っている	1
○ 生活クラブ運動グループ・地域協議会参加	1
○ 生活協同組合	1
○ 生活協同組合が実施している	1
○ 生活協同組合	1
○ 生活支援、相談、情報の共有	1
○ 生協の組合員を対象にしたすけあい事業を実施	1
○ 生協組合員同士の共催を地域に広げようとする働きに協力	1
○ 他生協の総会へ出席、こちらでサポートできない利用会員をお願いしたりされたりしている	1
○ 宅配等の生協の事業	1
○ 担い手が見つからない場合、他団体を紹介する。総会・交流会に相互で参加。	1
○ 地域会議を形成し、意見交換や定期会議相互交流	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ 定例会開催、学習会開催の際の場所の提供や交通費や援助金(援助活動以外の)、年間の活動費などの支給、資料作成(会議用の)を事務局としてやっています。	1
○ 当団体の母体	1
○ 同じ在宅支援を行う団体として、県連絡会に加入し、情報交換や研修会を行っている。また、利用者の希望により宅配の案内や、利用者の紹介を受けることもある	1
○ 日常的な情報交換、交流	1
○ 日本生協連主催の学習会に参加、他生協との情報交換	1
○ 補助金等で支援を受ける	1
○ 本事業所で充てるのが難しい場合の紹介先として	1
○ 連携	1
農業協同組合	20
○ 事業紹介、実施協力	2
○ JA女性部の中のボランティアグループとして活動	1
○ ご利用者さん情報連携、運営コラボ	1
○ ふれあいいきいきサロン事業を連携しながら実施している	1
○ ふれあい食事会 材料代支出	1
○ 施設使用、事務所賃貸	1
○ 住参活動団体同士の情報交換	1
○ 住民参加型のネットワークで	1
○ 諸行事への協力要請	1
○ 食材等の配達	1
○ 振替、振込	1
○ 親組合(事務委託契約等)	1
○ 相談対応、情報の共有	1
○ 代表者が本会の評議員	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ 評議員	1
○ 有償在宅福祉サービス事業	1
○ 利用者の紹介	1
企業	26
○ 寄附	4
○ イオンテール(株)、NTTユーザ協会会員。黄色いレシートキャンペーンに加入し助成金品をいただいている	1
○ プレイパークの共催	1
○ プロモノでの支援	1
○ P市訪問介護連絡協議会、Q区訪問介護連絡会会員	1
○ 企業の社会貢献の会出席	1
○ 居宅訪問介護との情報共有	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協働事業	1
○ 月1回の地域の掃除	1
○ 広報協力	1
○ 高齢者疑似体験をして接遇マナーの研修実施	1
○ 災害時の物資の調達に協力していただけるようお願いしている	1
○ 社協に対する団体会費等支援を得ている	1
○ 諸行事への協力要請	1
○ 助成	1
○ 情報交換	1
○ 新人研修受入、協議機関委員など	1
○ 相互のPR事業	1
○ 担い手、寄付等	1
○ 地域見守りネットワーク	1
○ 買い物支援	1
○ 本会への寄付(金銭・物品)、共同募金への協力、ボランティア情報の送付・活動への参加	1
労働組合	5

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ ネットワーク	1
○ 協働事業	1
○ 行事協力など	1
○ 事務所が同じ建物で交流あり	1
○ 地元電力の組合がボランティアで掃除や除草など手伝ってもらっている	1
商工会議所	19
○ 事業共同実施、広報	2
○ たすけあい活動を連携し運営	1
○ 会員、研修、助言	1
○ 会員として情報提供を受けている	1
○ 会報、行事参加	1
○ 活動費支払いの際に地域の商品券として発券	1
○ 共同募金等連携して実施している	1
○ 協働、情報共有	1
○ 協力員への付与分のポイント購入	1
○ 研修場所(有料)提供	1
○ 諸行事への協力要請	1
○ 商工会加入 色んな勉強会に参加	1
○ 代表者が本会の評議員	1
○ 地域支え合い協定	1
○ 当会評議員等、当会イベントへの協力	1
○ 当団体の理事長が商工会理事として活動	1
○ 評議員	1
○ 労務相談	1
青年会議所	9
○ 事業紹介、広報、実施協力	2
○ 企業者向け協働セミナー参加	1
○ 災害ボランティア等での連携	1
○ 諸行事への協力要請	1
○ 青年会議所が計画する障害者のリング釣り、魚釣り会の送迎支援	1
○ 同じ建物内にいるため交流あり	1
○ 被災者生活災害ボラネット事業	1
○ 評議員	1
小・中学校	60
○ 助成金交付、福祉教育、事業広報、協力	2
○ イベントの広報	1
○ デイサービスの見学、ボランティア体験	1
○ デイサービス部門で年数回交流	1
○ デイサービス利用者との交流、体験	1
○ デイサービス利用者との交流会。行事参加	1
○ ファミリーサポート育児	1
○ ボランティア、福祉教育	1
○ ボランティアの受け入れ	1
○ ボランティア協力、情報共有	1
○ ボランティア受け入れ、交流会など	1
○ ボランティア推進校、実習受け入れ、高齢者へのお手紙協力	1
○ ボランティア体験学習事業	1
○ ランチサービス等の利用	1
○ 依頼あれば、手話教室に行くこともあり	1
○ 学生のボランティア受け入れ、大学生のボランティア仲介	1
○ 活動への協力、情報共有と協力	1
○ 気になる家庭の情報共有、ケースカンファレンス	1
○ 共同募金、救急法、JRC等協力を得ている	1
○ 啓発活動、講師の派遣	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 研修(体験)	1
○ 研修会	1
○ 交流	1
○ 高齢者とのふれあい、見学の受け入れ、ボランティア体験	1
○ 子ども110番、子どもが避難してきた時の対処	1
○ 子どもの居場所を学校と連携して昨年度行う	1
○ 児童館へのお迎え等	1
○ 社協活動を通しての関わり	1
○ 車いす利用者で屋外外出支援で社協の指示で支援(送迎)	1
○ 小学3年授業「まち探検」を通じて交流	1
○ 情報交換	1
○ 情報提供と共有、困りごとの相談	1
○ 職場体験の受け入れ、ひまわり110番	1
○ 職場体験の生徒受入	1
○ 職場体験学習、ボランティアの場の提供	1
○ Q地域運営協議会(R小学校内、地域交流室)	1
○ 相談・協力	1
○ 総合学習等の介護職場体験児童の受入れ	1
○ 送迎活動に関する協力	1
○ 体験希望来ることあり(年1回位)	1
○ 地域の小学校にて車いすを使ったイベントを開催	1
○ 中学生ボランティア体験受け入れ(1, 2, 3年生)	1
○ 通所事業所では小学校5年生の総合教育の場となっている	1
○ 当会評議員等、福祉教育での連携	1
○ 特別支援学級への送迎	1
○ 認知症サポーター講師	1
○ 認知症ネットワーク	1
○ 発達障がい児の情報交換	1
○ 不登校生への対応や居場所提供	1
○ 福祉協力校	1
○ 福祉教育での連携	1
○ 福祉教育の推進	1
○ 福祉体験教育、地域福祉教育推進助成金、障がい児支援の相談と協力、共同募金への協力	1
○ 福祉体験受け入れ	1
○ 物品借用、運動会、発表会、祝事等の連携している	1
○ 保護者(PTA)向けに、担い手の募集	1
○ 毎年高齢者疑似体験と認知症サポーター養成講座を行っている	1
○ 利用者の情報、連絡	1
○ 利用者を受け入れています	1
高等学校	27
○ 助成金交付、福祉教育、事業広報、協力	2
○ 福祉教育での連携	2
○ サロンで高齢者との接し方など学んでもらっている	1
○ インターン、実習、体験受け入れ	1
○ ボランティア、福祉教育	1
○ ボランティア協力、情報共有	1
○ ボランティア受入れ、街頭募金活動協力など	1
○ ボランティア推進校、実習受け入れ、高齢者へのお手紙協力	1
○ ボランティア体験	1
○ ボランティア体験学習事業	1
○ 啓発活動、講師の派遣	1
○ 研修(体験)	1
○ 高校生インターンシップの受け入れ	1
○ 社協活動を通しての関わり	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 情報提供、困りごとの相談	1
○ 特別支援学級への送迎	1
○ 認知症ネットワーク	1
○ 発達障がい児の情報交換	1
○ 福祉協力校	1
○ 福祉実践教室で連携	1
○ 福祉体験学習、地域福祉教育推進助成金、共同募金への協力、ボランティア活動の参加	1
○ 募金活動などへのボランティア協力要請	1
○ 毎年高齢者疑似体験と認知症サポーター養成講座を行っている	1
○ 利用者の情報、連絡	1
○ 利用者を受け入れています、ボランティアをしていただく	1
大学・専門学校	33
○ 実習生受け入れ	4
○ 事業広報、協力	2
○ アルバイトの受け入れ	1
○ インターン、実習、体験受け入れ	1
○ ボランティア、実習の受け入れ	1
○ ボランティア、福祉教育	1
○ ボランティアをしていただいています	1
○ ボランティア活動	1
○ ボランティア協力、情報共有	1
○ ボランティア体験	1
○ ボランティア体験やレポート等の協力	1
○ 介護や福祉関係の学生が研修に来所する	1
○ S大学落語研究会	1
○ 学生の実習やボランティアの受け入れ	1
○ 学生向けに1回/年 講義に協力	1
○ 学生力を生かして子供たちの遊びの指導	1
○ 啓発活動、講師の派遣	1
○ 研修会での講習依頼	1
○ 現場実習生の受け入れや諸行事での協力要請	1
○ 広報	1
○ 講義講師	1
○ T大学(教育学部)実習生の受け入れ	1
○ 高齢者理解のための訪問	1
○ 市内大学同士の研修交流会への参加・協力、学生ボランティア団体によるボランティア活動協力	1
○ 視察	1
○ 実習受け入れ、講師派遣依頼	1
○ 実習生受入、ボランティア活動等	1
○ 職場体験の生徒受入	1
○ 地域福祉活動支援プログラム構築事業で講演会等を実施	1
警察	34
○ 利用者支援、研修等講師協力	2
○ 「防犯」や「詐欺」の話を時々していただいている	1
○ シルバーネットワークで連携行っている	1
○ ストーカー対策、パトロール	1
○ 安全の講話	1
○ 安全運転の管理指導を受けています	1
○ 移送サービス、オレオレ詐欺などでも連携あり	1
○ 移送サービス研修協力	1
○ 活動	1
○ 虐待事例等の相談対応	1
○ 緊急時連絡協力依頼	1
○ 研修講師依頼	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (問21)

<その他一覧>

○ 見守り	1
○ 見守りネットワーク、情報の共有	1
○ 個別の不明、死亡、事件相談等	1
○ 交通安全教室の講師	1
○ 交通安全教室を実施している	1
○ 交通安全講習会参加	1
○ 交通研修してもらうことあり、駐車許可出る(10ケース)	1
○ 講話をお願いしています	1
○ 高齢者等の交通安全、詐欺等防止講習会で協力を得ている	1
○ 在宅高齢者への防犯啓発	1
○ 施設訪問、被害の啓発	1
○ 事件や高齢者徘徊など	1
○ 消費者被害防止に関する事業の参加、青色防犯パトロール・はいかいSOS事業への本会の参加	1
○ 地域情報の交換	1
○ 駐車許可の申請	1
○ 日常業務に係る情報交換や諸行事への協力要請	1
○ 認知症高齢者の徘徊時対応	1
○ 防犯など講座依頼など	1
○ 連絡会	1
○ 徘徊SOS事業	1
○ 徘徊者の捜索	1
その他	130
○ サービス依頼内容に応じて役割分担	2
○ 依頼された依頼会員の情報共有、相談	2
○ 運営参加	2
○ 事業のPR	2
○ 情報交換、勉強会	2
○ 情報提供と連携	2
○ 相談・協力	2
○ 日常業務に係る情報交換や諸行事への協力要請	2
○ 利用にかかる相談や利用者に変化があった場合の報告等	2
○ 利用会員の状態の変化を伝え、介護保険サービスの申請や区分変更などを検討していただく。(情報共有)	2
○ 利用者の紹介、サービス連携	2
○ 利用者の紹介、利用依頼(通院の日時)、利用者状況変化の報告	2
○ 利用者の状況報告	2
○ 利用者支援、研修等講師協力	2
○ 利用相談あり、事前訪問同行、担当者会議参加	2
○ 地域福祉ネット定例会・研修会参加・移送サービス運転者講習会講師派遣	1
○ 26年度から商店街の空き店舗にてサロン活動を試みており、27年度以降も連携を強化する話を進めている	1
○ NPO法人+ボランティア+まちづくりグループ等を一同に会する場をもっている(年3~4回)	1
○ イトーヨーカドー U店で月に1回実施の店コンサートの運営委員として参加	1
○ カンファレンス同席、利用相談	1
○ ケアプラン(提供表)に沿った介護場作成	1
○ ケアマネジャーからの業務依頼あり	1
○ ケースカンファレンスへの参加、病児等の預かり、送迎など	1
○ ケースの紹介、困った時の相談	1
○ ケース相談、情報共有、講師派遣依頼	1
○ サービスの依頼、内容の調整、事故などの緊急対応 等	1
○ サービス情報提供、広報、事業普及活動	1
○ サロンでの支援	1
○ スポーツ交流、クリスマス会に参加	1
○ プレイパークの共催	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

○ ボランティア	1
○ 印刷機借りる	1
○ 運営委員と活動	1
○ 運営委員会参加	1
○ 援助できない内容についての連携	1
○ シルバー人材センターの家事援助講座の事業所説明会に参加し、活動の紹介・担い手の募集のお知らせなどしている	1
○ 火災訓練や救急救命講習会を実施している	1
○ 介護支援専門員からの問い合わせ対応	1
○ 介護者の集いに参加してもらい、アドバイスを受ける	1
○ 介護保険サービスへの移行(併用)	1
○ 介護保険の利用者の紹介を受ける	1
○ 介護保険を補う部分に対するサービスについての相談、調整	1
○ 介護保険申請後認定結果未定だがサービスが必要	1
○ 介護保険申請中の方に対して認定結果の出る間の家事支援相談	1
○ 会委員、総合福祉保険	1
○ 会費の納入、賛助会員として納入	1
○ 外部講師としてマジック、ダンス等の協力	1
○ 活動への協力、情報共有と協力	1
○ 緊急時の連絡	1
○ 近くのクリニックの医師と訪問看護センターの職員が毎回来所、血圧測定など健康チェックを行っている	1
○ 月一回こころの会、グループカウンセリング開催	1
○ 研修会参加	1
○ 個別サービス提供にあたっての情報共有、支援のためのネットワークづくり	1
○ 個別サービス提供にあたっての情報共有、連携強化のための体制づくり	1
○ 広報誌発送	1
○ 講演会での要約筆記	1
○ 高齢者支援課、障害者福祉課、生活福祉課、健康推進課等と、サービス内容の調整	1
○ 災害時援助機構協力(避難所の一部)	1
○ 在宅福祉援助費	1
○ 市社協会長から委託を受けた方で、本サービスの調整役等を担ってもらっている。また、サロンの推進や、地区社協事業のマンパワーにもなっている。	1
○ 施設利用・研修・定期会議・行政への働きかけ等あらゆるものに関わる	1
○ 事業の啓発、協力会員としての関わり	1
○ 事業の周知や講師依頼	1
○ 事業案内	1
○ 自団体に相談があった方等の情報共有	1
○ 社会福祉法人に建物を貸している。また会報の発行をしている。	1
○ 社協の地区福祉員から近隣で困っている方に対する相談	1
○ 消防研修・在宅高齢者への防災啓発	1
○ 紹介やケースの相談	1
○ 場所の提供を受けて「居場所」を開催している	1
○ 情報の共有、研修会、講演会	1
○ 情報共有	1
○ 情報提供、介護保険相談	1
○ 情報提供と共有、サービス内容などの問い合わせ、困難事例検討	1
○ 情報提供と共有、サービス内容などの問い合わせ	1
○ 生活支援の依頼があった場合は、内容を地区社協会長に確認し実施の有無の決定を行う。協力会員は、地区社協単位で登録し在宅福祉推進員等がコーディネート、点数管理をしている。	1
○ 県たすけあい協議会、研修等参加	1
○ 相談、サービス利用の依頼、同行訪問等	1
○ 相談や情報交換等、利用者の方から直接相談があっても、その方の状況に応じて包括につなげている	1
○ 草刈り、庭木せんていなど紹介	1

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）

<その他一覧>

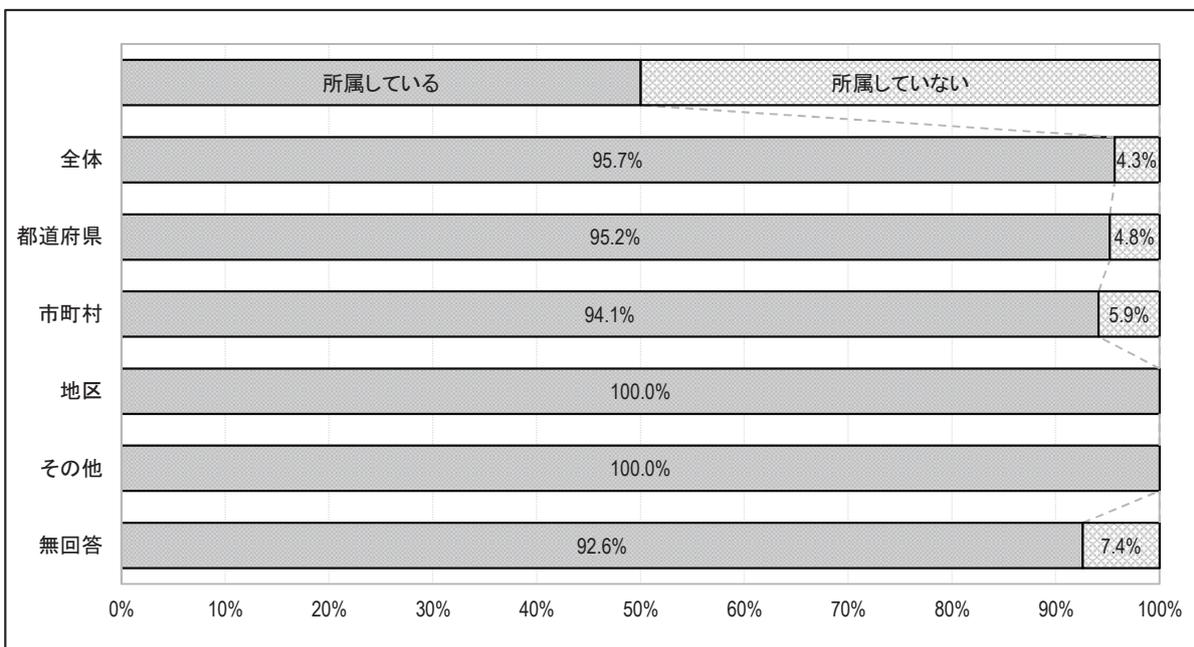
○ 送迎活動に関する協力、困難事例に関する情報交換	1
○ 送迎活動に関する協力	1
○ 多様なサービス内容のケースは相互にサービス調整を行っている。	1
○ 退院患者の利用相談	1
○ 地域ケア会議、事例検討	1
○ 地域支援のネットワーク・福祉課題のニーズの把握・ケア会議の参加	1
○ 地域住民に対する制度の周知等で連携を図っている	1
○ 地域福祉事業の協力、連携	1
○ 地域包括支援センターから依頼された依頼会員の情報共有	1
○ 地域連携フォーラム地域つながりセンターとの連携を行っている	1
○ V病院地域連携交流会	1
○ 当会でできないこと等の情報交換	1
○ 同じ担当部署内にあり、相談内容ではボランティアへ。またその逆もあり。	1
○ 認知症の方の徘徊時の連絡、対応	1
○ 病院内での洗濯の依頼	1
○ 福祉体験学習への協力、共同募金への協力、代表者が本会の役員	1
○ 福祉有償運送登録	1
○ 保健、医療、福祉の多職種連携を目的とし、講演会、事例検討会	1
○ 本会の医療アドバイザーとして委託	1
○ 毎月開催による課題、情報共有（学校、区役所、自治会×3、NPO×4、任意団体など15の団体、機関が参加）	1
○ 有償在宅福祉サービス事業	1
○ 要支援他	1
○ 利用会員が介護保険の認定を受けていた場合担当ケアマネージャーとの連絡	1
○ 利用者さんとの連絡、調整	1
○ 利用者のニーズにより紹介を受ける	1
○ 利用者の紹介等あり	1
○ 利用者の情報共有、利用希望者の紹介	1
○ 利用者支援に関する連携	1
○ 利用者紹介	1
○ 利用者発掘	1
○ 利用申請時の訪問調査、研修会での講師依頼	1
○ 利用申請手続き、情報共有	1
○ 利用相談	1
○ 理事、監事	1
○ 朗読テープを置いてくれる。	1

22. 一定のエリア内で団体間の連絡会等（問22）

一定エリア内で団体間の連絡会について、「所属している」が 95.7%となっており、団体間の連絡会等に所属しているのが90%以上となっている。圏域別にみても同じ傾向である。

■ 図表52 団体間の連絡会等の圏域別所属の有無

選択肢<SA>	平成26年調査											
	全体		都道府県		市町村		地区		その他		無回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 所属している	176	95.7%	99	95.2%	48	94.1%	22	100.0%	7	100.0%	25	92.6%
2 所属していない	8	4.3%	5	4.8%	3	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.4%



23. 公的制度について考えていること (問23)

〔介護保険等、高齢者施策〕	記入数:85
○ ・制度を利用するための条件が厳しい。・サービス内容に制限が多い。・申請から利用開始まで時間がかかる。・状況に応じて変更してほしい時に即対応してもらえない。	
○ 27年度の介護保険制度の改正は、利用者、その家族、更には事業者にとっても大変厳しいもので許しがたい内容です。消費増税分が本当に社会保障費にあてられているでしょうか。	
○ 3年ごとの改正に、事業者、利用者共に制度に振り回されている感がある。そして改正の内容が伝わりにくい状況です。	
○ H22～小地域福祉活動推進委員会による、地区社協の設置を伴う地域福祉の推進。高齢者の社会参加、居場所づくり、見守りの強化。	
○ H27年度から介護保険法が改正し、新しい総合事業に移行していく中で、ますます住民参加型在宅福祉サービスの位置付けは重要になってくる。方向性を具体的に示しながら進めていきたい。	
○ NPOや小規模事業所の経営が非常に厳しくなり、介護社会が崩壊する状況に見受けられる。早期に国は見直しをすべき。	
○ NPO法人として、主に生活支援、食事サービス活動を行っているが、公的な活動に参画したいと考えている。その活動に必要な組織の体制(含む必要な要員)を検討している。	
○ ケアマネージャーとの連携が大切である。	
○ この制度の恩恵を受けている高齢者も多いと思う。利用に際して抵抗感が少なくなってきたと思う。	
○ 家事支援の内容の縛りや、時間が短縮されていて、ヘルパーさんが走り回って仕事をしている状況。書類など要求されることが多いので、大変である。	
○ 介護はボランティアではリスクが高い。	
○ 介護保険から外れる人々への支援も准介護保険制度として充実することが必要。	
○ 介護保険が使えない人への受け皿として今後対応やニーズの増加が見込まれる	
○ 介護保険が始まって16年目になり財政が厳しくなり生活支援をきる方向が出ている、現在の制度では生活が成り立たない。人として生きることへの支援は身体介護のみではない。困る利用者が増える。	
○ 介護保険サービスの範囲から少しもれる高齢者独居、高齢者??の通院介助、医師の話を理解できなく正しく薬等が飲めてない等問題が多い。	
○ 介護保険での認定が要支援者に対する支援体制を整えねばならない。	
○ 介護保険に期待をかけず、住民の自力を目指していく指導。	
○ 介護保険を使わない自立した高齢者になるための支援にもっと力を入れてほしい	
○ 介護保険制度が後退し、住民力の活用にシフトしている事には問題を感じる。住民参加型在宅福祉サービス等を制度の枠組みをはめていく方向性には反対である。	
○ 介護保険制度が大きく変わろうとしている今年、定例会で行なったSWOT分析の結果も取り入れて必要なサービス「人・モノ・サービス」のコーディネートをし、制度提案も必要に応じ行なっていきます。	
○ 介護保険制度の改正、地域包括ケアシステムの構築といった時代の流れに対して、互助を活かした住民参加型サービスの担うべき役割は大きく、充実させることが必須である。	
○ 介護保険制度の改定により要支援者の自治体対応化に伴い受け皿として期待されているが現状では協会会員不足で困難	
○ 介護保険制度改正による報酬改定で、12名定員の小規模デイを行っている当会としては報酬が下がり不安がある。在宅介護が現実になるようになるためには、介護休業などが得やすい社会となるべきである。	
○ 介護保険制度改定に伴う本事業としての役割の確立について。	
○ 介護報酬引き下げは事業運営に支障があり、地域密着の小規模事業所ほど影響が大きい。制度が複雑で高齢者には理解しづらく利用しづらい。	
○ 介護予防、日常生活支援総合事業により、利用希望者の増加が予測される。	
○ 改正により、介護員の報酬アップ1500円と国はうたっているが、現実には介護員処遇改善等諸々の申請書を提出しないと相当の減収となってしまうアップにつながらない。提出のために事務量の繁雑、改正に伴う各利用者宅への訪問等々に悩まされている。料金等の見返しが、頻繁に行われるためシステムのバージョンアップ、維持費等が大変である。	
○ 改正内容の講習会。	
○ 改定がひんぱんにありその都度報酬が下がっている	
○ 軽度者の生活支援を介護保険制度からの切り離しに反対。医療、介護、年金等社会保障の水準が下げられていくことに危惧。	
○ 公的サービスで担えないケースの相談がほとんどなので、事業所等と情報共有を細かく行っていく必要がある。	
○ 公的支援の補完の意味が違っていると感ずることがある。必要なのに結果的にどの制度も利用できないグレーゾーンとなる利用者に対して安価なボランティア依頼を受けることがあるが、その方達が抱えている問題は複雑で多種多様。公的な責任で個別の対応をお願いしたい。	
○ 公的制度では、排せ介助などの身体介護に重点を置き、生活援助を軽んじる傾向があるが、生活全般を見て、無駄なくその人らしい暮らしを維持していくための生活援助の能力がヘルパーには重要であり、もっと評価されるべきだと思う	
○ 行政と連携しているが、今後より一層の連携が必要と考える。	

23. 公的制度について考えていること (問23)

- 高齢化加速の見通しは2000年時点であったはずなのだから、その時点で継続維持可能な範囲での制度設計をすべきであったと思う。手を広げすぎて後の切りすては被害が大きすぎる。
- 高齢者の様々なニーズに応じられる公的サービスがあったら理想。低料金で安心して老後が過ごせる制度を望む。
今後の制度改正により、住参団体の活動があてにされているようだが、担い手不足にどこまで対応できるのか不安。
同居家族がいる場合、家事援助がヘルパーでできないことが多いが、家族にも都合があり、柔軟に対応してほしい。
- 国は高齢化の介護を在宅での方向へと考えていますが、訪問診療、24時間の介護サービスを実施している所が少ない(無い)ので在宅介護は家族への負担ばかり増え、利用者、家族が安心して日々を送ることができないと思う。現状に合わせた政策を。
- 今回の改定の行方を見守り、対策を立てる。
- 今後、介護保険制度改正により、サービスの需要が増えることが予想されるので、いかに対応するか検討していきたい。
- 今後、地域の日常生活総合支援事業に対して、当会の住民参加型在宅福祉サービス「ほっとスマイルサービス」にて要支援者に該当する方の支援等について地域単位で支援が行えればと考えています。
- 今後の活動について検討中。
- 今後は、介護保険制度改革に伴う財源を確保して運営していきたい。
- 今年度より日常生活支援総合事業訪問型Aを開始。今後、当社協が行っている障害者総合支援法による居宅介護等、介護保険法による日常生活支援総合事業の家事援助、在宅福祉サービス事業等を通して他事業所等と連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を探る。
- 最低限の支援しか出来なくなるだろうと考えている
- 持続可能な制度として続けていけるのか不安。高齢化がせまり、担い手が不足してくることが心配。特に在宅維持のためのヘルパーに対する配慮が足りない。
- 弱者に対して、認定強化や自己負担増を強制する傾向がますます強まり、憂慮している。
- 住民参加でのサービスを充実させるためにも、担い手の育成が鍵になると考えています。
- 住民参加と質のバランス
- 障害サービスでもいえることですが、医療的ケア(喀疾吸引等)について、指導を受ける機会が少なく、円滑なサービス提供に結び付かないことがある。
- 障害者が656と??と介護保険に移行される。不満。
- 食事サービスを公的制度のサービス対象とする。
- 新地域支援事業が全国で本当に実施できるのか疑問である。
- 人材不足。
- 数量が増える中、予算組ができるのか?
- 制度の改革がその時の政??によってコロコロ変わり、パソコンソフトにかかる費用をはじめ事業所の負担も多く、利用者への説明と同意と他にもたくさん負担がかかってくるのは問題です。
- 制度改正により通所型サービスとなった時に、住民の支えの場合、技術的、継続的にとても不安があります。また運営(施設)においても収入面でかなり低下してしまう可能性があり心配です。
- 制度改正に伴い、福祉関係者はもちろん、利用者、家族等に公的制度に基づくサービスと住民主体で行うサービスの趣旨や担うべき役割の違いをどのように理解し合い、共有していけばよいのか。そもそも事業継続するの
- 制度内では時間が不十分。
- 掃除などの家事支援が必要でも、家族と同居なら介護保険のヘルパー利用ができないケースが多くある。同居の家族も高齢者の場合、介護保険が利用できたら助かると思うが。
通院介助についても介護保険が利用できたら助かる。
- 地域支援事業への移行後、どのような影響が及ぶのか。
- 地域包括ケアシステムの実現の中で住民主体の生活支援サービスが根付くには、時間、意識の変革が急がれる。住民参加型サービス事業者間で連携してフォーラム、研修会を早々に何回も開催して、理解してもらう必要がある。
- 中重度が対象となってきた
- 超高齢化が進む中、社会全体で支える介護保険制度が施行されてから十数年が経過し、それなりの成果は認められるが、制度が改正されるたび、利用者も事業者も厳しい状況に追いやられている。特に今回の改正では「住み慣れた地域で最期まで…」とうたいながら、バラ色の改正ではなく地域密着型の小規模事業者にとっては致命的である。家庭重視の方向にある為、相変わらず女性ばかりでなく、男性の介護のための離職も増えており、先行きが不安である。
- 超高齢化社会に向かい、生活支援に対する考え方が、社会化から地域支援に舵を切っているのが地域に提供するサービスとサービスの受け手の関係が育っているか疑問に思う。地域で支援する側の学ぶ機会(個人情報、守秘義務、接遇等)を進める必要があると思う。

23. 公的制度について考えていること (問23)

- 当市においては、平成29年4月より、要支援1・2のサービスが地域支援事業に移行され、行政とも地域ケア会議において検討を始めた段階で、行政・社協とも手探りの状態である。行政から、今後の見通しとして、方針や予算について提案や提示が欲しいところです。社協としては、現在ある、住民参加型サービスの改革を提案し使いやすい制度に改善したいと思っています。また、ふれあいいきいきサロンの更なる普及に力を入れているところです。
- 独居老人で近所の付き合いもなく、痴呆症、認知症になりやすい人を近所の人たちで見守りする組織も早く立ち上げて欲しいと思っています。
- 年々介護保険サービスのなかが狭められ、独居の高齢者は大変な状況。親族も近くになくて、認知症になった人は気の毒。
- 配食サービス事業のみ行っているNPO団体への税の優遇(消費税の免除)。
- 部署的に学んでみたい(研修)。あまり関わることがないため。
- 平成27年度法改正に伴い、どの部分がNPOが担っていけるのか早く方向をだして頂きたい。おたすけ隊が各地区に出来て、当法人も立ちゆかなくなっている面がでているのでとても困っている
- 保険利用まで行かない高齢者(特に昼間独居者や高齢者夫婦)などの、すき間を地域がどう支援するのか等、高齢者ばかりの過疎地の集落について対応が心配。
- 報酬が減り運営が厳しいです。高齢者が増えているというが、サービス業も増えていて取り合いとなっている。
- 法改正で活動援助の内容が厳しくなり(時間、回数等)、たすけあい活動の利用が増加している。
- 訪問介護の単価が減少となり、やりくりが大変です。
- 本当に必要な人に必要な分使える制度に
- 予防が地域支援事業に移行していきますが担い手がいるか問題である。誰がコーディネートしていくか課題が山積みである。
- 予防介護事業の総合事業化で市から委託を受けることを期待している。
- 要支援1・2の人の訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行される。必要な人に必要なサービスが提供されるためにも、受け皿のしくみや人材確保は早急の課題である。安定的な組織運営をはかるために財源確保や室の担保が必要。
- 要支援の方が介護保険から外れてしまうことに危機感を持っている。安価な料金で地域に居場所を作らなくてはと思っている。総合事業に参入予定。
- 要支援施策の移行(自治体独自策)介護予防支援の民間委託制度へ
- 来年度より介護保険、介護予防訪問介護等の実施計画を予定しております
- 理、美容院への外出、緊急時、入院の時など制度でできるようにになると思う。
- 老人を地域に戻し地域で支えようと言うが、実際家族は面倒見れず、お泊りデイが定員オーバー気味です。老人はどこに行けばよいか不安な言葉をよく聞きます。
- 老々介護になる時代、介護保険サービスにより在宅・施設等など将来設計を立て希望する介護を利用し人生最期が出来る事がよいと思う。介護職の就職率を考えると、今後団塊世代の高齢者増加時に、今のようなサービスを支援できる職員が確保出来るのか、同じようなサービスを受けることが出来るのか今後の育成・制度が心配される。

【障害者総合福祉法等、障害者施策】

記入数:53

- ・介護保険と比べ、サービス量が多い。介護保険に切り替わった時に利用者に戸惑いがある。
- 65歳になり障害から介護保険に移る、その制度に不自然さを感じる。
- 65歳を超えると介護保険が優先され、今まで利用できていた内容が介護保険の限度まで利用しないと使えない(使いにくい?)のは、利用者にとって不利になっていると思う。
- だいぶん向上していると思うが、やはり家族の負担はまだ大きい。
- ひきこもり、ニート等への就労支援制度の強化(生活保護からの援助)
- 移動支援は、身体介護を伴う事も多く、また、知的障害者であっても対応が難しいケースや発作の危険性も多いが、評価は居宅より低い。もっと評価されるべきだと思う。
- 介護保険に比べると、サービス支給がゆるやかな気がするが、いつまで続くのか…。
- 介護保険制度との統合は可能か
- 居宅、同行支援、移動支援は税金を使い個人負担のない利用者がいます。使いたいだけ申請してもなく時間を取得していることは如何なものか。65歳から介護保険にサービスが移行した時混乱が出ている状況を正していただきたい。
- 高齢者とは、ライフスタイルやニーズが大きく異なるにも関わらず、制度を統一しようとしていることはあってはならない。
- 今年度より日常生活支援総合事業訪問型Aを開始。今後、当社協が行っている障害者総合支援法による居宅介護等、介護保険法による日常生活支援総合事業の家事援助、在宅福祉サービス事業等を通して他事業所等と連携を図り、地域包括ケアシステムの構築を探る。
- 在宅介護の分野では事業所不足。サービスの質の確保の点でも共通認識ができていない。
- 子ども支援(親支援の中での必要な制度)など、自分の勉強不足があり今後研修あれば参加したい。
- 市町村によるローカルルールが多く他市の方からの支援依頼にこたえるのが難しい。在宅のわかる相談支援員が大変少なく、有効なプランが作成できるのか、利用者利便が図れるのか不安。

23. 公的制度について考えていること (問23)

- 支給内容が本人のニーズに見合わなかったり、使い勝手が悪く、利用できない受給内容だったりすることが多い。介護保険のケアマネのような役割を担う方が必要と思う。
- 施設入所していても、公的サービス、ガイドヘルパーの利用ができるようになったら良いと思う。申請中の手続きに時間がかかりすぎ、その間を助け合いで対応するのは難しい。
- 資格要件の必要なサービスについて、事務所が限られている状況があり、円滑なサービス提供が困難な場合がある。
- 自立支援協議会等をさらに有効に活用して、計画的に施策を進めるべき。
- 主に聴覚障害を持たれている方に携わることが多いので、今後も円滑にサービスが利用できるようになってほしい。
- 主に聴覚障害を持たれている方に携わることが多いので、手話の支援サービスもありますが、手話のわからない方もおられるので、要約筆記についても個別に対応することができれば良いと思う。
- 手続きだけが増え、実際に受けられるサービスは従来のままか、さらに後退しているように感じる。
- 受益者負担への考え方に反対。居宅介護における生活支援が地域支援事業化するのではないかと危惧。
- 障がいの種類で本人の意思決定がとれない事。支援する側も意思を引き出す為の質の向上に努める勉強が大事な事。自立支援から介護保険サービスへの移行時に利用者がサービスや制度上で混乱が生じている。介護保険制度の内容等などの移行は、事業所側は理解できるが、措置費制度から自立支援のち介護保険制度となると、なかなかスムーズにサービスが成り立つまでには時間がかかる。
- 障害児の保育園送迎(車送迎)が制度でできないか?(利用者負担金が多いため)
- 障害者が高齢になって介護保険優先になるが費用負担については配慮が必要。
- 障害者が自由に利用できる会館が欲しいです。
- 障害者サービスにケアマネがないため、情報収集に苦労されている。
- 障害者の高齢化や親亡き後の支援や見守りなど充実していないので心配している。
- 障害者の社会参加について、住民参加型在宅福祉サービス「ほっとスマイルサービス」にて要支援者に該当する方の支援等について地域単位で支援が行えればと考えています。
- 障害者区分と高齢者区分は別に考える。
- 障害特性に応じた支援。福祉用具のレンタルの導入。(貸与だけでなく)
- 食事サービスを公的制度のサービス対象とする。
- 人材不足。
- 数量が増える中、予算組ができるのか?
- 制度から漏れる方々への支援が必要。地域住民との関わりが少ないことが課題。制度だけが充実しても、本当に幸せな暮らしと言えるのか。
- 制度に関する最新情報を収集し、会員へも発信し理解を深めて行きたい。地域包括支援センター・行政と連絡をとり利用者や家族の意思を尊重しサービス提供して行きます。
- 制度内では時間が不十分。
- 精神のホームヘルプで対応がむづかしい
- 精神障害者のボランティアをしておりますが、障害年金で質素な生活をしておられますが、国でなんとかしてあげてほしいと思います。
- 相談支援専門員との連携が大切である。
- 対象を高齢者としているため、特に考えていない。
- 担い手が少ないが考えている
- 担い手の研修を充実させる必要がある
- 知的障害者の居宅援で「共に(一緒に)家事をする」ということが認められていないのは、実態に合っていない。例えば共に調理しながら野菜の皮むき等できるようになり、掃除機の使い方上手になるので、精神のみでなく身体を考えを持ってほしい。
- 地域で安心して暮らしていけるよう、十分な予算をとり充実したサービスを行って行けるようにしていただきたい。
- 長年にわたる介護で、家族が疲れている様子が見受けられる。相談できるところが少ない。法律名が何度も変わり、それに合わせて申請を出し直す作業が大変である。
- 通学に制度のヘルパーが利用できないが、ひとりで通学できるように自立のために、制度が利用できたら助かる。
- 当市においては、障がい者に対する、サービスの種類が少なく、利用者の選択肢が少ないと思われます。障がいのある方も、住民参加型サービスを利用できますが、周知不足とニーズ把握が出来ていないので改善が必要である。
- 当市においては障害者の居宅介護介護事業者が少なく、利用したくても利用できない方たちがたくさんいる。障害者制度も介護保険制度方式ケアマネに統一していただきたい。
- 特に介護職員処遇改善加算については即廃止に、その財源は基本報酬に充てるべきです。「処遇改善」と称して利用者に直接請求することに、事業者として申し訳ない気持ちです。
- 特に精神障害がある方への支援は、近所の地域住民が行うことに限度があると感じる。遠くから見守ることは可能でも、在宅で関わりを持つには、気持ちだけでなく知識や技術も必要となり、気軽に助け合うという範囲を超えることが多いと感じるので、公的支援を整備してほしい。

23. 公的制度について考えていること (問23)

○ 利用者高齢化に伴う経済力低下(医療費増、定年による収入減等)への公的援助の必要性。	
〔子育て支援施策〕	記入数:45
○ 「子育て支援制度」が今後どのように発展していくのか期待を寄せている。	
○ H27～次世代を担う子どもたちの支援に関する検討委員会設置による地域福祉による支援の検討。	
○ あともう一時間の延長保育があれば、子どもも保護者も安心してすごせるのに、と感じる場面が多々ある。(保育園、学童保育所)	
○ ここが充実しなければ人口減少に歯止めがかからない	
○ しっかり社会で働いてきた母親の心の葛藤に気づく施策の必要性、子育てでは思った通りにはいかない。	
○ だいぶ光があたってきたように思います。	
○ たすけあい事業は赤字運営だが、市では問い合わせしてくる母親に対して当会を紹介するものの支援はない。緊急時サポートを充実していただきたい。	
○ ひとり親世帯、生活保護世帯などの補助があると利用の幅が広がると思います。	
○ ファミリーサポートセンター事業での会員相互の助け合いの中から困難ケースがでてきたら、どのような制度が活用可能か、関係機関との連携などを行う。	
○ ファミリーサポートセンター事業は行政も認めやすいが、??児や緊急を要する支援には腰が重い。自費で運営していくには限界があるので、企業、行政等で広範囲の子育て支援を支えてほしいと思う。	
○ ファミリーサポートセンター利用料補助制度の確立。	
○ 育児休暇など制度が定着していない(利用しづらい)	
○ 一律の支援よりも、困っている人が受けられる支援に重きを置いたほうが良いのではないかと	
○ 稲里店併設の子育てセンターの事業(一時預り)を行っており、行政との連携を求めている。	
○ 会の自主運営であるよつば事業と公的支援を受ける利用者のニーズに対応する為、横浜市の委託事業を受託していきます。	
○ 各地域においてNPOが運営したり、民生児童委員等が動いている	
○ 学童の障がい児対応不足。	
○ 公的サービスがあることのPR不足があると思う	
○ 行政からの支援が不足。	
○ 産後養育ヘルプを委託されているが産後でも困難ケースが多い	
○ 産前、産後等の公的サービスに食事サービスを入れる。	
○ 産前産後のサポートのサービスが足りないので、子育て世代に負担が多い。	
○ 産前産後支援事業等提出書類等が多い、もう少し簡素化してほしい	
○ 産前産後支援等を通して、地域の子育て支援を行うとともに、虐待、ネグレクト等の早期発見に努める。	
○ 子育て支援しているサロンに、もっと協力体制、支援を。	
○ 子育て支援のため手当の増額や保育所等の増設だけが優先されている気がする。親子の関係がどう進んでいけばいいかなどの視点が感じられない。	
○ 時々依頼があり対応しきれなかったので一日も早く支援対策が出来てほしい	
○ 出来たら学童保育等考えている	
○ 親の都合など緊急時の託児体制が整備されていれば良いと思う。	
○ 対象を高齢者としているため、特に考えていない。	
○ 当市に、H27年度より子育て支援課が設置されたが、社協が行っている、子育てサロンとの連携は無く、子育てサロンの助成金についても、自主財源に頼っている。以前ファミサポの周知に福祉懇談会を利用し連携を行った事も有る。子育て支援課の方針がいまいち見えない状況で有る。子育てサロンの予算については確保したいので、担当課には、アピールをしたいと思っている。	
○ 当市においては、保育所待機児童等も少なく、子育て支援施策は充実している。一般施策だけでなく、母子父子家庭や生活困窮の子育て世帯への支援を強化する必要がある。	
○ 病後児保育の対応してくれる施設はあるが、病中の子どもを預かる公的な施設が欲しい。ファミリーサポートでも病中、病後児の預かりはあるが、対応してくれるサポーターが少なく対応できていない現状です。病気の子どもを個人的に自宅で預かるのは難しい。(時間の制約や、日常的に接していないのに病気の時に急に預かるのはハードルが高く、ひとりみるのは不安)	
○ 病児保育の問題。	
○ 不足している。	
○ 夫婦とも派遣だったり、正規雇用の若者が少なく、子供を作れない。男性の収入だけでは家族を守れないです。	
○ 普通の暮らしをしている方に支援がない。助け合いサービスで、子守や家事支援ができるのは素晴らしい制度だと自画自賛しているが、公的補助がないので若い両親はその料金が出せない。会社の福利厚生で料金を出してくれるシステムがあるが、大手の子育て支援会社しか認めない。助け合いサービスが公に認識されていないと感じる。	
○ 福祉有償運送に子どもの利用が認められるように提案していかなくてはと思っています。働く、働きたいと思っ	
○ 母や父を支援していく有効な制度がなく、ボランティア頼りである。	

23. 公的制度について考えていること (問23)

- 分散化された預かり場所の確保(公的施設)
- 保育園に入れない子供が沢山います。もっと保育園を作ってほしいです。
- 母親がその親世代(祖父母)に子供を預けて働いていることが多い。祖父母の支援も必要。複数の子供達の預かりをする居場所を地域に作ってほしい。地域差を感じる。母子家庭の援助について、助成金等の補助を検討してほしい。
- 放課後児童クラブ(学童)、預かり保育(園児)は、その校区ごとに行政が取り組むべきです。少子化により小規模校では難しいのであれば、移送費用等の負担をしてでもできないでしょうか。
- 法人として社協の部会活動を実施している。在宅サービスについては利用者の負担が大きいので、行政との連携が不可欠

【生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策】

記入数:42

- H27、4月～自立相談支援事業・家計相談支援事業を受託中。H26～生活困窮者対策検討委員会設置により、生活困窮者対策の強化をしている。
- お金を与えるだけでなく、仕事(内職)のできる人には仕事を与えることも考えてほしいと思います。
- サービスメニューに資金が流れる仕組みがない
- ひきこもっている若者本人に、自立に向けての訪問相談、訪問支援の実施。
- フードバンク支援をしているが、情報が少なすぎるため、市の担当者間との連携が必要である
- ワーカーズ・コレクティブ協会主催の講座に参加することや、会の広場で就労困難な若者の居場所を提供していきま
- 一人暮らしの人の居場所や相談相手など、寄り添ってくれる人を増やす必要がある。
- 強く支援したい希望があります。やり方を教えて下さい。
- 緊急時対応の受け皿(モノ・カネ等)
- 検討中(フードドライブ・フードバンク・・・県連の調整)
- 現在当NPO法人は検討中です。
- 行政、NPO関係団体が連携し合い、援助される側する側も共有し合う場(研修、協議)をもつ、アクションを考える。
- 国、行政で力を入れて欲しい。
- 困窮者に対して、この制度が充実したものになることが必須。抱える課題は困窮だけに限らず障がい、疾病、虐待、機能不全家族など、様々な要因が絡み合っていることが多く、それらを踏まえた包括的な支援体制を構築していくことが必要。
- 始まったばかりで、手探り状態である。初年度は、周知に力を入れたいので、福祉懇談会を通じて地域の方に、説明を行っている。説明箇所数は、17地区社協(19か所)。行政からの委託事業として実施しており、行政を始め、地域関係者、ハローワーク、弁護士等とのパートナーシップの確立・連携を深めていきたいと思っている。
- 実際ニート等の方がこの方を使うため、自ら申し出るのか？
- 実際に本当の自立につながるかどうかは未知数。運用次第。
- 社会的孤立を防ぐことが非常に重要であり、住民参加型在宅福祉サービスを利用することで生活困窮者等と地域とのつながりが生まれると考える。自立相談支援事業と連携しながら進めていきたい。
- 取り組む団体ももっと増えるといいと思います。
- 就業訓練等、現場での支援に、資金的支援ができるような仕組みができないか。
- 就労支援、中間就労の場をきちんと作る必要がある。住民参加型のフードバンク等の取り組みが必要。
- 助け合いを利用したがその利用料が支払えないケースが出ている。誰もが困った時に利用できるよう、公的サービスの充実や行政からの補助があると良い。
- 食事サービスを対象とする。
- 親団体(社福)で県社協中心で立ち上げる事業に賛同する予定。
- 生活困窮者自立支援では、包括的な支援が必要となるため、有償福祉ボランティアでいかに連携できるか検討していきたい。
- 生活保護の方への生活保障を豊かにしてほしいと思います。
- 生活保護家庭への給付条件に矛盾していると感じている。
- 生活保護世帯、ひとり親世帯のファミリーサポートセンター利用料補助制度の確立。
- 生活保護制度のイメージが強く、他の自立支援や住まいの確保といった具体策が見えてこない
- 生活保護費用受給者は、年金受給者と同じように医療費、介護保険費用、サービス利用料金1割は支払うべき。
- 他機関と調整の上、個々についてじっくり情報を共有しながら進めていきたい。
- 貸付などへの時間がかかりすぎ、要件のハードルが高い、そもそも周知が遅れていると思っている。
- 誰が困っているのかの情報すらわからないこと多い(プライバシー保護とかいって)。
- 地域では見えにくくされていて、対応が手遅れとなっている。
- 地域により買い物難民状態になる。
- 働く意欲を少し見せて保護受けてる若者もおりますが、老人独居で収入のない人達は今の生保額では当たり前の生活ができていません。若者の支給額と高齢者の額は別にできないでしょうか？

23. 公的制度について考えていること (問23)

- 年金額、生活保護費等の切り下げによって、ますます苦境に追いやられている。負け組は死ねという風潮が固定化されはじめ、憂慮する。
- 平成27年4月1日から総合相談窓口を設置、相談支援員・就労支援員を兼務する職員を配置
- 母子家庭で病いがちの母親への援助をもう少しこまめに。
- 法人として行政と連携しているが、サービスとの連携については、今後の課題と考える。

【その他】

記入数:23

- シングルマザーが収入を得るために長時間働くのでデメリットが大きい。子育ての時間がなくなる。乳幼のうちは保育園に預けるに当たりお母さんの収入以上の税金が保育のために使われている。→その税金は保育園に使うのではなく赤ちゃんのシングルマザーに生活費として支給しても良いのではないか。
- 援助の必要とする方が手の差し伸べず、何とかなる方が意欲的な傾向がある。
- 介護保険で在宅をすすめるなら、医療のみではできません。もっともっとヘルパーへの配慮と、B型サービスの充実に力を入れなくては。
- 介護保険制度のマイナス改定のダメージが大きく、自主財源の確保が難しくなってくると思われます。事務職の給料確保をしていただけに、今後の不安は増大している。市は、総合事業への移行には、社協に期待を寄せてはいるが、事務職員は、手一杯の状態、人件費の補償や手当等が無い限り、協力は不可能に近い状況である。
- 介護保険法改正に伴う家事支援部分を、訪問型Aで検討中
- 憲法にある生存権保障等の人としての存在が軽視されてきている。マクロな視点に立った国づくりを目指さなければ、日本は滅んでいく。
- 高齢、独居、認知の方が増え介護保険ではカバーできない部分をどうケアしていくのか。介護の現場で働く人たちの処遇改善を考えないといけないと思う。
- 国家資格である介護福祉士の有資格者が、民間資格であるケアマネージャーより下位の取扱いを受けているのは不自然である。
- 子育て、高齢者も含めて、自力の方向を考えるべき。「ふれあいの居場所」の設置を！ボランティアに任せず、行政も支援すべき。
- 子育てサロンに学校帰りの小学生も(登録等必要な手続きの上) 寄られるようになれば。
- 市、総合計画の中でも位置づけられている「健康都市ごうし」を具体化できる、健康づくりの推進や予防的事業を社協からもアイデアを出し、様々な事業と結び付けて実施していきたい。
- 時にブラック企業の問題がマスコミによって取り上げられるが、フォーマル、インフォーマル問わず福祉の現場も単なる安い労働力の確保に走らないよう、配慮も必要と言える。
- 社会福祉事業団や社会福祉法人、医療法人など非課税法人です。収益事業である介護保険事業を行っていても非課税であるのは不公平です。少なくとも介護保険事業収入に対しては課税とし、介護保険財政に投入、介護報酬の底上げを行うべきと考えます。
- 住民参加型に関わるコーディネーターや担い手の実績が公的資格にもつながれるようになってほしい。
- 制度ではカバーできない事例多々あり、たて割りでは生活の支援全般にわたって助けが不足する。福祉は“地域福祉”として全ての人々がどこでもサービスを受けられるために、助け合いの支援無くして成り立たない。助け合いは非営利、低額で運営するので資金は不足。行政の資金補助は必要不可欠で、補助金は額をもう少し考えて欲しい。制度では絶対サービス提供できないニーズに、何とかして支える努力をしているのは助け合いです。
- 生活保護世帯の生活水準を考えてください。
 - 公的年金支給者より高いということ
 - 現状を考えないと年金が目で見ても低い、バランスが取れていない
 - 保護者は減少しない
- 生協の組合員活動として、組合員が組合員を助ける有償ボランティアとして活動しています。公的制度については、様々な情報を得ながら知識として取り入れていきたいと考えています。
- 昔のように(10数年前)コミュニティの活動がしっかりしていた時と違って、地域によっては隣の人の動きすらわからないことがあるようになり、田舎も淋しい所が多くなってきている。
- 団塊の世代を地域の社会資源として活用する必要有
- 地域支援事業の担い手として期待されていると感じる。
- 地方自治体は制度が変化する時などは、もっと機敏に対応できる体制が必要と思う。
- 当施設は、介護認定を受けた後自立と判定され行き場のなくなった方を受け入れ、長期に利用されている元気な方が多く、介護保険の利用を未然に防いでいると自負しているので、このような施設を増やすべきと思う。

24. 現在直面している活動の課題（問24）

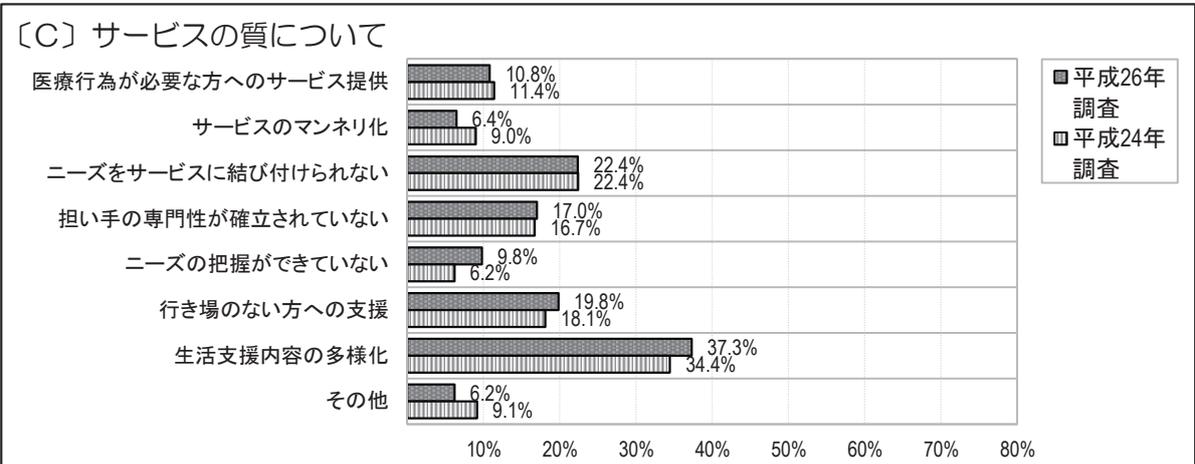
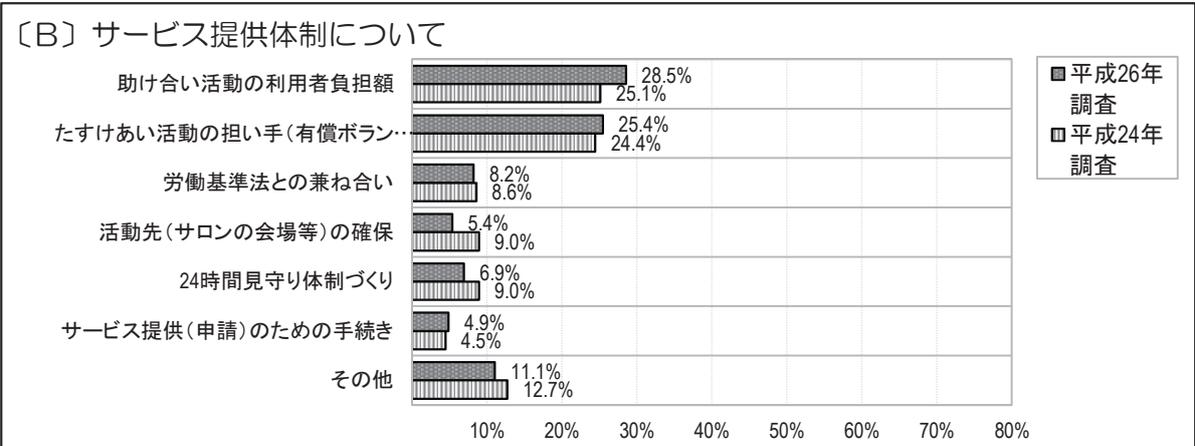
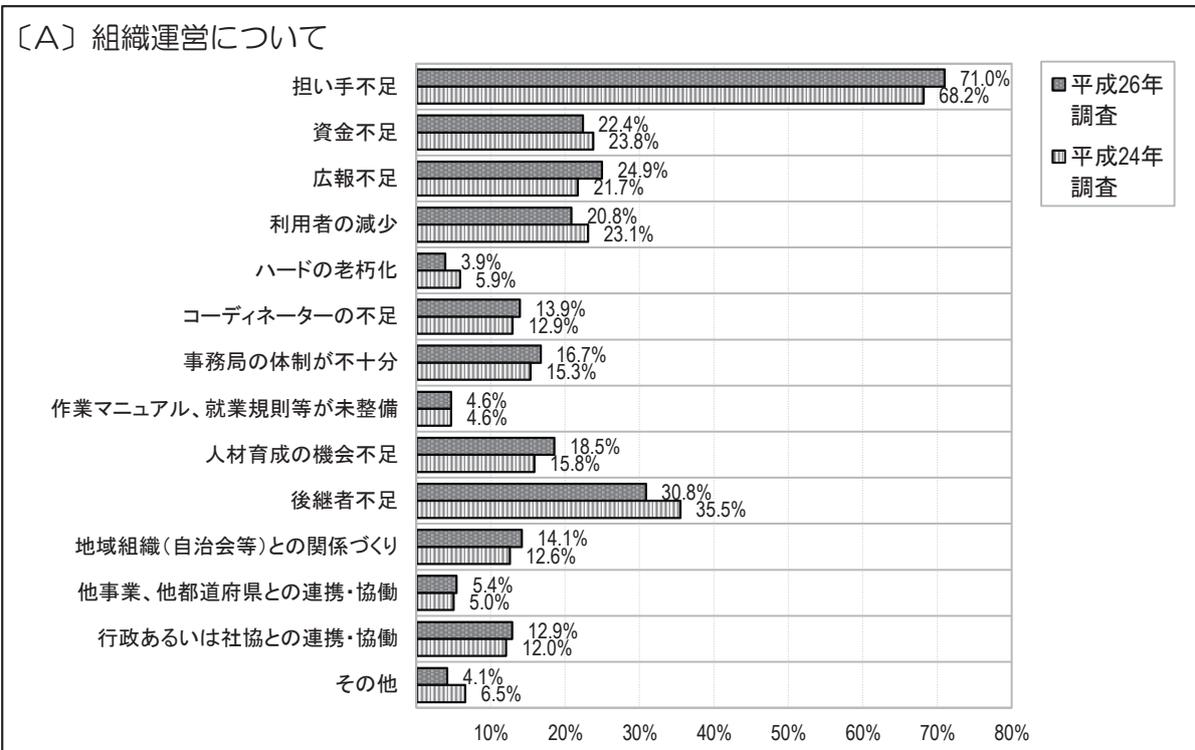
現在直面している活動の最も大きな課題は、〔A〕組織運営についてが「担い手不足(32.0%)」、〔B〕サービス提供体制については「たすけあい活動の担い手(有償ボランティア等)と介護保険等のヘルパーとの賃金差(20%)」、〔C〕サービスの質については「生活支援内容の多様化(22.5%)」がそれぞれのトップとなっている。

■ 図表53 現在直面している活動の課題

選択肢<MA>	平成26年調査				平成24年調査			
	該当する課題		最も大きな課題		該当する課題		最も大きな課題	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
〔A〕組織運営について								
1 担い手不足	276	71.0%	115	32.0%	396	68.2%	114	19.6%
2 資金不足	87	22.4%	16	4.5%	138	23.8%	28	4.8%
3 広報不足	97	24.9%	7	1.9%	126	21.7%	9	1.5%
4 利用者の減少	81	20.8%	8	2.2%	134	23.1%	23	4.0%
5 ハードの老朽化	15	3.9%	1	0.3%	34	5.9%	2	0.3%
6 コーディネーターの不足	54	13.9%	8	2.2%	75	12.9%	8	1.4%
7 事務局の体制が不十分	65	16.7%	8	2.2%	89	15.3%	5	0.9%
8 作業マニュアル、就業規則等が未整備	18	4.6%	2	0.6%	27	4.6%	0	0.0%
9 人材育成の機会不足	72	18.5%	6	1.7%	92	15.8%	6	1.0%
10 後継者不足	120	30.8%	26	7.2%	206	35.5%	59	10.2%
11 地域組織(自治会等)との関係づくり	55	14.1%	8	2.2%	73	12.6%	4	0.7%
12 他事業、他都道府県との連携・協働	21	5.4%	2	0.6%	29	5.0%	2	0.3%
13 行政あるいは社協との連携・協働	50	12.9%	6	1.7%	70	12.0%	3	0.5%
14 その他	16	4.1%	4	1.1%	38	6.5%	4	0.7%
〔B〕サービス提供体制について								
1 助け合い活動の利用者負担額	111	28.5%	36	14.4%	146	25.1%	42	7.2%
2 たすけあい活動の担い手(有償ボランティア等)と介護保険等のヘルパーとの賃金差	99	25.4%	50	20.0%	142	24.4%	55	9.5%
3 労働基準法との兼ね合い	32	8.2%	8	3.2%	50	8.6%	10	1.7%
4 活動先(サロンの会場等)の確保	21	5.4%	5	2.0%	52	9.0%	13	2.2%
5 24時間見守り体制づくり	27	6.9%	5	2.0%	52	9.0%	12	2.1%
6 サービス提供(申請)のための手続き	19	4.9%	9	3.6%	26	4.5%	3	0.5%
7 その他	43	11.1%	27	10.8%	74	12.7%	32	5.5%
〔C〕サービスの質について								
1 医療行為が必要な方へのサービス提供	42	10.8%	10	3.6%	66	11.4%	15	2.6%
2 サービスのマンネリ化	25	6.4%	4	1.4%	52	9.0%	7	1.2%
3 ニーズをサービスに結び付けられない	87	22.4%	29	10.4%	130	22.4%	35	6.0%
4 担い手の専門性が確立されていない	66	17.0%	18	6.4%	97	16.7%	25	4.3%
5 ニーズの把握ができていない	38	9.8%	10	3.6%	36	6.2%	5	0.9%
6 行き場のない方への支援	77	19.8%	13	4.6%	105	18.1%	26	4.5%
7 生活支援内容の多様化	145	37.3%	63	22.5%	200	34.4%	58	10.0%
8 その他	24	6.2%	8	2.9%	53	9.1%	16	2.8%

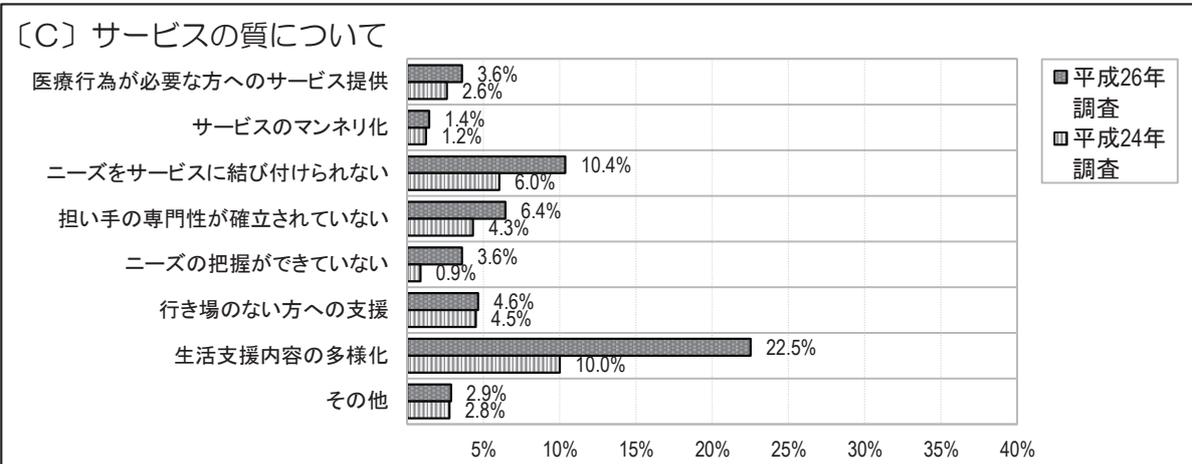
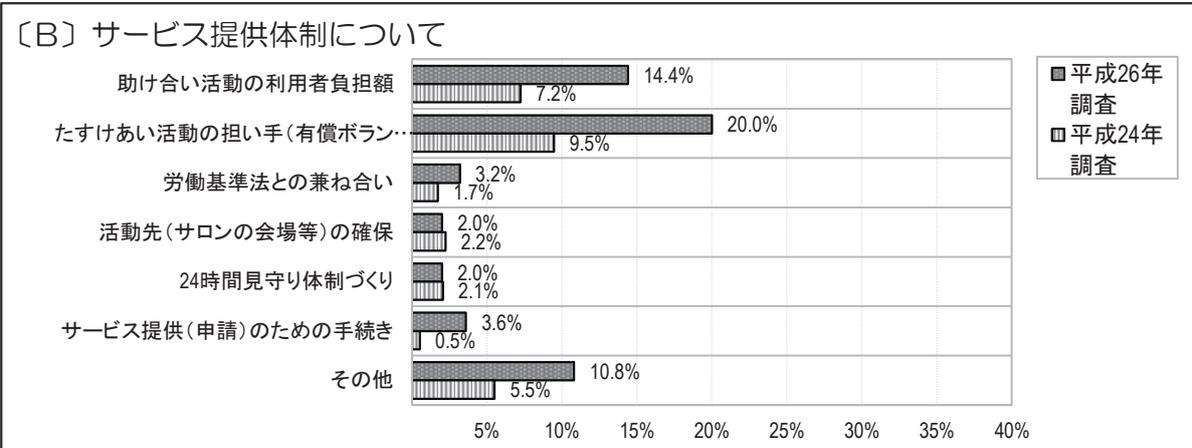
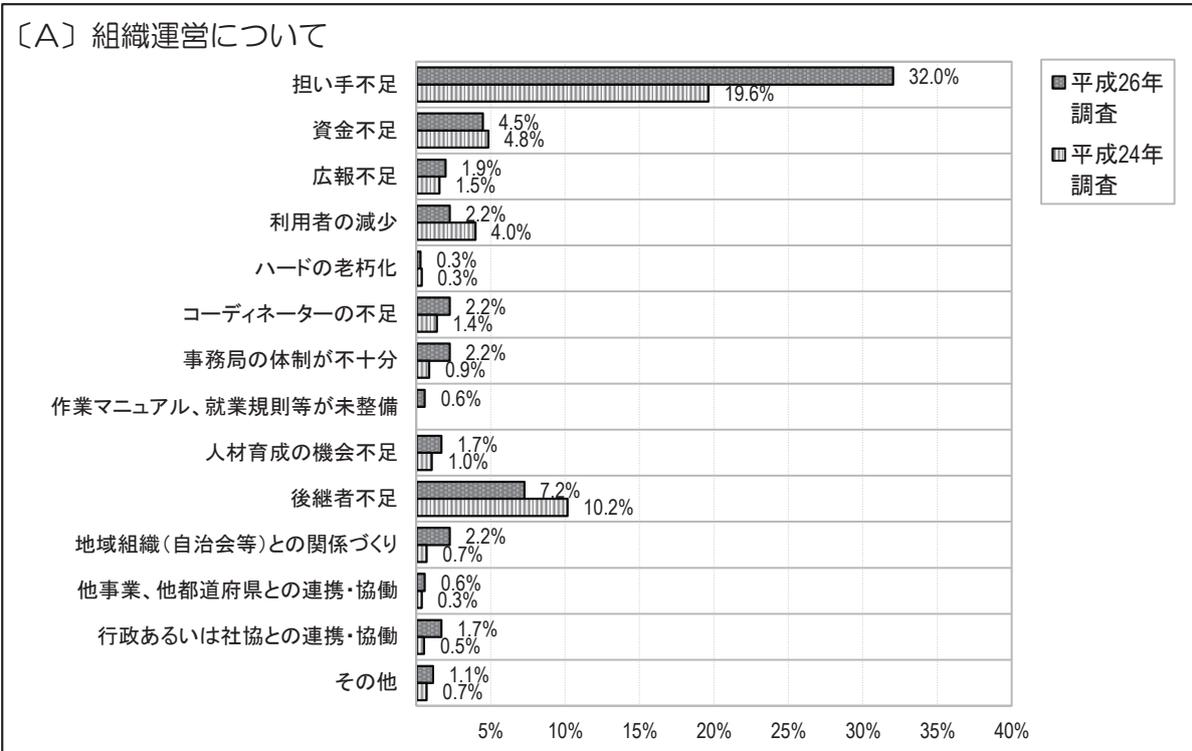
24. 現在直面している活動の課題（問24）

■ 図表54 現在直面している活動の課題



24. 現在直面している活動の課題（問24）

■ 図表55 現在直面している活動の課題（最も大きなもの）



25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- 「担い手」確保のため、個人的な声かけを行っている
- 【課題】協力会員(サポーター)の確保【取組み】■毎年、サポーター養成講座を実施する■協力会員と密に連絡を取り、協力会員を取りまとめるサブリーダーを設置■協力会員へボランティア活動としての意識付け。
- ■「担い手の不足」を解消するために、協力会員募集の養成講座を実施。活動中の協力会員にも参加してもらい、現場の声も直接聞いていただいた。
■また、平成27年度4月1日に、協力会員の登録促進と安定した運営を目指すべく、料金の改定を行った。(500円→600円※550円は協力会員の奉仕料、50円は事務費とする)
- ■「担い手不足」「広報不足」「利用者の減少」については、地域により登録者数の格差があるため、地域状況に合わせた説明会の開催や広報の強化をし、格差是正に努めている。■「作業マニュアル、就業規則等の未整備」については、現状と介護保険法改正の動向を踏まえ、見直しを図っている。■「ニーズをサービスに結び付けられない」ことについては、介護や急依頼・頻繁等の日常生活支援が必要な利用者には介護保険サービスやNPO等の社会資源の利用を勧めている。
- ■3つの組織の安定した運営→四半期に1度の代表者会の開催。
■スキルアップなどの研修→年2回の合同研修。
■事務局体制の強化→進捗管理、合意形成、企画立案などのサポート。
- ■コーディネーターを有償ボランティアとして募集。
■ホームページのリニューアル。
■同グループの法人と連携した人材育成、スキルアップ講習。
- ■サービス範囲に悩むことも多いが、町民の要望に寄り添いながら柔軟性を大切にしながら運営に努めている。
■経費面において、町や商工会との連携を図りながら、低コスト、効率を目指す工夫を検討している。(コスト比重の大きい商品券印刷代について単色刷りにする、規定デザインの利用、500→1000円券にするなど)
- ■サポート料金の支払いが困難な世帯については、サポート券の配布を行っているが、利用枚数に限度がある。
- ■マイナンバー制度への対応(個人情報保護も含めて)必要な規約をととのえ組織として共有■介護保険の変転にどうあわせ、かつ本来の自分たちの目的を失わず事業継続をはかっていくか、発足時から引き続いておこなっている任意活動の強化■階段昇降介助の多さ等、地域的課題について他事業所他機関への連携呼びかけ
- ■マンパワー確保について→現在活動している協力会員、他ボランティア団体会員等への直接的な声掛け。■生活支援内容(ニーズ)の多様化について→内部・外部問わず、積極的な研修会への参加によるスキルアップ。
- ■リーフレット、チラシ、ポスターを刷新し、地域包括支援センター等関係施設の窓口に置かせていただいているほか、区内掲示板への掲示を行っている。
■区内の住民参加型在宅福祉サービス団体との情報交換会の呼びかけ、実施。
- ■依頼会員の中で「相互援助」という意識に欠ける方に対しての伝え方→広報や、説明会などで、「相互援助」ということを強調して伝えている ■災害時の対応について(緊急時)→事故発生時のマニュアル、子どもの安全チェックリストを作成し、入説や事前打ち合わせの際に配布している。避難場所の確認をしている。
- ■介護保険制度改定に向けて影響がある地域支援事業の統合支援事業について研修会に参加しました。 ■新入会員が増えないことがヘルパー不足となり、課題となっていますがイベント時のPR活動や生活クラブの組込チラシを定期的に行っています。 ■介護福祉士等資格取得者が少なかった為、積極的に声かけを行わない3名の合格を確認しました。 ■事務所に併設している「ふれあい広場よつば」地域の居場所に携わるスタッフが不足しています。外部ボランティアのルール作りを行ない起用を検討しています。
- ■活動の担い手に少しでも多くの謝礼が支払えるよう、各種の助成金の申請をしている。
■広報紙の内容を充実させ、毎月全戸配布することにより、活動の周知を図っていく。
■少子高齢化の進む地域で、今後増えると思われる高齢者やひとり世帯の方を地域の何か一つの団体やサークルに参加していただき、孤立の防止や見守りにつなげていけるよう、アンケートを実施してニーズの把握に努めていく。
- ■活動範囲を広げるために地域ごとに担い手になってくれる人材が必要なので、色々な地域で支援講座を開いたりして、会の存在を周知してもらう。
■会の運営費を増やすために、利用料金の改定を行ったので、アフターケアを今までより密に行い、リピーターを増やせるようにしていく。
■食事サービスの配食で、厨房と配達地域の間地点での配達ボランティアの利用ができるよう検討している。
- ■気象注意報、警報、特別警報発令時や災害時の対応について市の所管課へ相談し、「対応マニュアル」の作成へ至った。
■担い手不足の改善に向け、市の広報誌への記事掲載内容について見直しの相談を行う。(現在は相談段階で具体的な取り組みはなし)
- ■協力員不足においては、協力員に知り合いを紹介してもらったり、他の事業のボランティアに声をかけたりしている。
■新しく協力員になった人に対しては、ヘルパー経験者に講師となってもらい簡単な学習会を実施している。
- ■協力会員が少なく、利用者の地域ニーズが増えてきているにも関わらず、ニーズが対応できないので、協力会員を増やす事が課題である。(改善のため各町内会等へのPR、関係団体にてプレゼンテーションなどを開催している。) ■サービスの質を保つため、専門性を確保するための研修会が必要。(改善のため鳥羽市介護保険サービス事業者連絡会等と、連携し介護の講習会等を開催している。)
- ■研修 ■会議 ■スタッフの役割分担の再構築

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- ■ 研修は特定事業所加算を4月に申請したこともあり、万全に行っている。
 ■ 要支援者、生活援助45分が多いため、28年4月が心配です（半数以上）。
 ■ 10人規模のデイが認められなくなれば（介保で）、継続不可能でこれが一番つらいところです（看護師に解雇を言わねばならない）。介護度が下がった方もおられて喜ばれているので、見捨てられるのは理不尽です。
 ■ 担い手の高齢化は防げないが、研修は意欲的に行っています。

- ■ 研修体制の充実。
 ■ 求人活動。

- ■ 現在、地区ごとの支援者の登録数に格差があるため、養成講座を開催し支援者を増やしていく方向に持っていきたいが、年1回しか実施できない状況であるので、今後は年2～3回開催できるように調整を図る必要がある

- ■ 現在のところ改善したいと思っていることはありませんが、会員が高齢化してきていて退会される方も増えてきている現状なので、若い方に入会していただくよう努力しているところです。
 ■ 送迎利用者に対しても無料で送迎してくれるのだから使わなきゃ損だという考えでなく、年金生活者が会費を出して送迎していることを周知せしめ、「お願いします」、終了時の「ありがとうございました」を言っていたかよう努力しているところです。

- ■ 広報と担い手不足を改善するために、パンフレットをリニューアルし全戸配布したり、年2回の会員向け広報誌を会員に送付する以外に、市内の関連施設やケアマネージャー等へも配布した。
 ■ 担い手向けの研修会を開催し、資質向上を目指している。
 ■ 公的機関や地域包括支援センターとの連携強化を図るため、情報提供を行ったり、報告、連絡、相談のできる関係づくりを心がけている。

- ■ 賛助会員のよびかけを強化している ■ 市との協働事業に参加(昨年より) ■ 担い手募集説明会の実施回数を増やしている ■ 市民活動センターのHPから活動紹介をする

- ■ 市町村が立ち上げる生活支援サービス事業・地域包括システム・他団体との連絡会等の情報が少なく、どう歩み寄るかが未確定。 ■ 組合員以外を対象とする開かれた活動へ進み切れない(員外利用問題) ■ 地域別拠点づくりや推進するためのリーダー的人材育成の不十分さ。(地域展開) ■ 収支構造の弱点 ■ 事業化されておらず、「組合員活動」としての限界 ■ 同じ目的を持つ他組織とのコミュニケーション不足 ■ 活動者(担い手)、特にコーディネーター人材の不足 ■ 事務局職員の専門性不足 ■ 他事業との協力不足 ■ 二つの組織が併存することの混乱(有効な戦力として相乗効果を引き出せない)

- ■ 支援の対象者を主として成人～高齢者としているため、子どもさんに対する支援ができていない(担い手不足、専門性、体力の不足等)こと。
 ■ 市の担当課には伝えている。

- ■ 資金不足、寄付を呼びかける方法を考慮中です。
 ■ 男性応援者募集を月一回のニュースで呼びかけてはいるが、効果は今ひとつです。
 ■ 応援者のスキルアップ講座として「認知症講座」「料理講習会」を行った。

- ■ 資金不足・助成金の支出等実施事業の見直し、寄付金収入の増額等に向けた検討 ■ 広報不足・広報紙の発行、コミュニティFM、メールマガジン等を活用したPR、地域組織の会合等での情報提供など ■ 行き場のない方への支援・支援関係組織との連携対応、情報収集

- ■ 事務局体制強化 ■ ひきこもり不登校の若者への自立支援の強化。若者の居場所づくり→就労体験やコミュニティ活動への参加事業実施

- ■ 自治会単位での活動(団体登録)の推進、出前講座の実施。
 ■ 企業の社会貢献活動として登録していただき(活動費は寄付)、活動(サービス)の拡大、事業のPR。

- ■ 実務においてOJT
 ■ 認知症対応の知識技術
 ■ 介護職員による、利用者の健康管理(技術、知識)の向上
 ■ 職員間の意思の疎通→連携→人間関係→統一した支援業務

- ■ 若い人材の育成 ■ 新しい担い手の発掘のためのPR活動 ■ 利用者負担額の為の料金検討委員会を発足した
 ■ 介護保険制度改正による新制度の受け皿となるための勉強会

- ■ 数年に1度担い手の養成研修を行っている。
 ■ 活動をPRするため、認知症サポーター養成講座等でチラシを配っている。

- ■ 生活支援サービスとしての位置づけに対し、身体介護的な依頼もあり。これらに対しては別途料金を設定(500円/時間up)で対応しています。 ■ 介護予防訪問介護には困難事例も少なくなく、これらが地域密着型の助け合い活動となると、担い手減少が見込まれます。

- ■ 説明会、登録会の頻度を増やしている ■ 広報を積極的に行う

- ■ 組織運営について、本会広報紙に協力会員募集呼びかけを掲載したり、協力会員による知人への勧誘を行っている。
 ■ サービス提供体制について、協力会員への助成、1時間につき200円を平成23年度から行い、介護保険等のヘルパーとの賃金差の改善に取り組んでいる。

- ■ 他センターとの情報交換を行う。
 ■ 委託元である行政と連携を取り、未納者への声かけを行う。
 ■ 研修会の参加者を増やすため、プログラムを工夫する。
 等

- ■ 対象に子育て世帯を追加 ■ 利用料金の改定 ■ ニーズの多いサービス内容の充実(通院の付き添い、入院の付き添い) ■ 手数料の徴収(サービス提供額の20%)

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- ■担い手（サービス提供者及びコーディネーター）の活動環境（報酬や情報）の改善。
■担い手の力量向上（研修や事例検討）の場づくり。
- ■担い手→広報活動の強化。
■利用会員への事業の理解を促進し、協力会員との良い関係を構築できるようにしている。（協力会員に長く続けていただける環境整備）
- ■担い手に対して感じている不安を少しでも減らせるよう、新たに養成講座のカリキュラムを増やしたり、スキルアップ研修会で支援に役立つことを学んでもらえるように取り組んでいる。
■長時間の利用者には料金の負担が大きくなると思う。市に対して補助金を出すようにできないか等の働きかけを少しずつしている。
- ■担い手の確保については、広報誌を中心に募集を行っている。また、現在活動されている担い手からの紹介をいただくように、研修会で声を掛けさせていただく。■困難事例については、地域包括支援センターや行政に相談をさせていただき、関係者との連携に動いている。
- ■担い手の研修等の充実。
■相談から活動までの手続きの簡略化。
- ■担い手の高齢化（若い方がなかなかボランティア活動たすけあい活動の担い手として興味を持ってくれない。また活動の時間が取れないなどで、新しい方が増えないため）が進む中、広報活動の仕方を思案中です。他団体さんがどのような対策を取っておられるか知りたいです。
■介護サービスではない、家事援助のみを活動内容としていますが、地域のニーズが多様化していて要望に応えきれないケースが増えてきています。コーディネーターさん達がよく話を聞き、できるところは援助し、できない要望には地域の社協、ヘルパーさんなどの紹介をいただいています。
- ■担い手の高齢化、サービスのマンネリ化を打破する為、理事による検討委員会を立ち上げ、常時ヘルパーの募集の掲示や利用者確保のための広報活動（チラシ配布）等に取り組んでいる。
■介護職員の資質向上のため、事業所内研修を定期的実施している。
■住民のニーズ把握のためにできる限り関係機関との連携をとるように努力している。
- ■担い手の専門性を高めるため、高齢分野以外の研修も積極的に行っている。また、介護サービスは介護保険でできるケースが多く、需要は減少しているので、家事援助についての研修や、利用者との関係作りについての研修を行っている。
■担い手不足に関しては、広報誌やホームページにアップしているが、区内でも遠方の地域の方には登録してもらいにくくなっている。
- ■担い手の発掘 ■担い手の研修 ■日頃からのコミュニケーションにより担い手の声を吸い上げる
- ■担い手を確保するため、年4回登録説明会を開催している。最近比較的若い世代の登録が若干増えている。
■研修体制を充実させた。登録者には基礎研修の受講を義務付けて基礎知識を身につけてもらっている。
- ■担い手不足については、介護保険のヘルパーで家庭の事情等で辞める方に声をかけ、一時的な有償ボランティアとして登録してもらっている。資格もあり、安心して仕事依頼ができる。
■助け合いサービスを行っていることを知らない方が多いので、ホームページの作成を検討している。
- ■担い手不足については、特に担い手が必要な地域（エリア）に絞って、募集チラシなどをポスティングしている。
■有償ボランティアあって労働ではないという位置づけで、報酬を最低賃金より低く設定しているため、介護保険のヘルパーとは同じ業務を行わない（家事援助のみで介護を行わない、介護保険優先など）。
■関係機関、団体との連携を強め、お互いができない部分を補完し合うようにしている。
- ■担い手不足解消のため、担い手の養成講座を実施。
■生活支援サービス実施団体の支援と連携を図る為、連絡会を実施。
- ■担い手不足解消のために、講演会を企画。
■ニーズに応じて、求められるサービスを開発。
- ■担い手募集や事業についてPRできる場があれば、積極的にPRをする。
■担い手不足については、ボランティアセンターや地域の民生委員と連携をとりながら、担い手を増やすよう努力。
- ■団体の継続のため、事務局スタッフの業務内容などをわかりやすくする努力をしている。
■協力会員（担い手）の意識が自分のボランティア活動の域を出ないままである為、地域の福祉の担い手である自覚を持てるよう働きかけている。
- ■当法人の活動内容に関する認知度を上げ、困ったことがあったら相談すると良いというようにしていきたい。
■法人スタッフに対する積極的研修の実施と必要な支援の充実、多組織との積極的交流。
■都会型の高齢化先進地域である。先行モデルが少ない中で、迫りくる超高齢化社会にどのように取り組むかが最大の課題。
■平成27年より改正された介護保険の諸制度への取り組みも大きな課題である。
■これらの諸課題に対する解決策を見出すのは、一つのNPOでは不可能で、地域運営協議会という協議体での情報共有、課題共有の中から今後の方向を見出していきたい。
- ■配食での活動が赤字傾向であるが、利用者数は増えてきている。活動者に協力いただき時間（活動時間）を0.5h減らしている。■食材費が高くなっているため自家用野菜を使ったり寄付していただいた野菜を使用している。
- ■法人の目的、理念を継承するための学習会を増やしている。
■諸活動への担い手づくりや理解の拡大のため、ボランティア登録の促進、ボランティア層の再構築を目指している。

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- ■民生委員、児童委員の定例会や社協実施の研修会でファミリーサポート活動の説明をし登録のお願いをした。
- ■養成講座の内容の充実。
■市広報、社協広報などにおけるPR活動。
- ■来年に向けて介護保険訪問介護、介護予防訪問介護を行う予定で準備しておりますが、担い手の人間教育を始めております。そして当方の理念に合った担い手を育て又増やしていきたいと思っております。■一方で利用者はこれから募集していきます。利用者との心と心のケアで結ぶケア体制を築いていきたいと思っております。■居場所作りの一環として囲碁教室、茶道教室(どちらも指導者付)で場所があれば(会場を借りる資金体制が整えられれば)介護予防につなげていきたいと思っております。現在行っていますが資金不足で(助成金少額でした)思う様に継続するのに困難を要しております。
- ■利用者、担い手の募集のため、チラシ、パンフレットの作成。
■パンフレット、チラシ等を公共機関、病院等に配布。
- ■利用者確保(増大)
■ヘルパー(担い手)の高齢化、人材確保
- ■老人クラブの総会に出席させていただき、宣伝する。
■紹介のための掲示物を作った。
■利用者の方のお家を訪問し、どんなサービスを必要とされているのかお聞きしている。
- ①ヘルパー不足:若いメンバーが特に不足している。原因としては訪問のため1回1Hで様々な制約がある割に、経済的な側面から長続きしない。
②収支のバランスをとる苦勞:介護報酬が減少のため。
<対策>
■チラシをメンバーで当番を組んで毎月配布し、説明会を開催。
■活動費は県最賃を守る必要があり、そのため毎年上がるものの収支が下がっているため、ケア以外の活動についてはボランティアで活動してもらうよう共有した。
- 2015年の介護保険法改定を見据え、助け合いの会の今後のあり方について、活動に関わる組合員・職員が検討していくために2014年度は、介護保険制度改定に関する学習会を、コーディネーター全体会その他、活動する奉仕会員の研修会でも実施した。それらを踏まえて、2014年11月に、3つのブロック別に意見交換会を行い以下のテーマで話し合った。①法改定により、軽度者へのサービスが市町村の地域支援事業に移行されることにより、地域ではどのようなニーズが増えるのか?②助け合いの会の活動が広がっていない現状とその理由について2015年度は、各市町の動向を把握し、活動を活性化するために、しくみの見直し検討を進めていく。
- 28年4月開始予定の総合事業への参入意向調査が市町村よりあり、事務局、理事会、総会の場で参入の具体的なイメージを立て、検討して予定。
- AI1に対しては、口コミ、チラシなどいろんな手法で対応していますが、今はいいとして5年後のことが心配です(高齢化のため)。たすけあいの事務局は人材確保に努めていますが、何せ賃金が低いのでなかなか難しいです。
- H26年1月に立ち上げた共生型居場所、コミュニティカフェは順調にリピーターが増えつつある。生涯学習の観点での取り組みに重点を置いている。
- H29年春から完全実施予定の生活支援事業の担い手養成講座の開催。
- NPO団体なのでわからないが、包括から予防の委託件数が他事業所よりも多い。介護度により対応に差はつけていないが、予防の収入は少なく今後の運営がとて難しいです。
たすけあい活動をもっとたくさんやっていきたいが、時給が安いので働くモチベーションが下がるとの意見もあり、一般事業所との格差で常に悩んでいます。しかしワーカーズとして自分達が使いやすいサービスを確立していき、いずれ自分達も利用しやすいサービス作りを実践しています。地域の高齢者を地域で支えていけるよう努力しています。
- PR不足と関係者から指摘されることが多いため、広報誌、ホームページ等に掲載するとともに、民協定例会やボランティア関係者の集まりなどで、事業のPRに努めている。
- サービスの質に差が生じないよう、新人協力会員に対して説明をすることや、利用者に対して専門性のある支援は難しいことを周知するようにしている。
- たすけあい活動の利用者からの依頼内容が介護保険事業と同等の内容が求められ資格のある者が求められず。資格のない者が入る先がぎざられている為、資格をとるよう助成しています。ケア内容によっていただく料金をかえていないので利用者にとっては使いやすいと思っております。ヘルパーも資格ある、なしで時給に差をつけていません。ヘルパーが働きやすい環境の為、退職するヘルパーはほとんどいません。
- ホームページで、採用のページを作成し、随時募集している。また、地域でのイベント等の集会でも、パンフレット、ヘルパー募集のチラシを配布し、説明している。
- ボランティアがいろんな活動をされているため、活動範囲が限られたり、利用者とボランティアの居住地区が遠く、移動距離が長い。ボランティア確保のため、いろいろな場でお声かけするが、なかなか進まないのが現状である。
- メンバーが年齢が高くなり、勉強会をしようと思うのが面倒がり、交流会の方を望む。しないよりいいが、技術向上が皆で共有できない。今年は何回か、介護、認知症などのビデオ学習等を取り入れ、参加を促す。
- 以前はカセットテープに録音をしていたが、時代の流れと共にCDへ移行してきた。朗読ボランティアは高齢化もあり、CDの作成にあたってPCを使うなどの作業ができず、挑戦もしてみたが無理で、現在は業者に委託してCD化している。この分について自分たちでできるように機器を使いこなしていくことが課題である。

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- 運営の基盤となる会員確保が喫緊の課題。増加し続ける依頼会員に対応するために、特に提供会員の確保が必要とされる。対応策としては、従来の広報活動に加え、研修受講の見直しを図る。研修受講に際してのハードルを下げるため、受講しやすいスケジュール組みを行ない、研修受講者の増加を目指す。
- 家事支援での依頼が多く、受け入れ対応しているが、収益となると単価が低く収入が下がっている他に、利用者の家族負担軽減の為に通所利用や施設への入所による利用者減少の為に、事業所加算として収益に繋がるように、ヘルパーの質向上のために毎月の研修会や、介護福祉士への取得に努め、健康診断等を行い質の高いヘルパー事業所として取り組んでいる。
- 課題：担い手不足（担い手の高齢化による実活動の減、新規入会者が伸びない、就労等での退会）
取組：
■地域に密着した媒体での住民参加型助け合いの広報や地域への出張入会説明会の実施。
■継続会員のモチベーションを上げる（会員研修やコーディネーターからの声掛け等）。
- 課題：利用内容が多様化し、話し相手を含む“見守り”の利用が増加してきた。また、家族の意向が強くなってきた。
利用日に協力会員が忘れて行かなかったことがあり、その時間にもし利用者が倒れていた時の責任は誰が取っ
たらいいかあいまいになってしまう。
取組：
■本活動は地域の助け合い活動である等、ご家族に対しての説明を繰り返し行う。
■活動日には、必ず協力会員に連絡を入れること。
- 介護保険との賃金格差については、登録に見えた時に説明をし納得のうえ申請してもらっています。支援内容の
多様化については、当会だけで完結させず、協力できる機関と一緒に動くようにしています。
- 介護保険の収入でたすけあいを行なっている。年々、収入が下がってきており27年度は利用料をあげました。
- 介護保険外サービス(有償ボランティア)の見直し(料金、賃金体系、サービス内容等)
- 会員の高齢化、若い会員の勧誘、新会員不足、会のPR活動、講習会など、活動資金不足、賛助会員の募集、販
売活動(バザーなど)
- 会員の高齢化で担い手が不足して存続が危ういので、新たな利用会員を入会できなく他の会へ紹介してい
る。
- 会員募集のチラシを市内の公共施設や地域の店舗等に掲示をしてもらうことや、活動を紹介するパネル展を開
催することで、周知を呼びかけていく。
- 会員募集のチラシを市内の全自治会で班回覧することや、一般市民も参加できる認知症サポーター研修講座を
通じた広報活動を行っていく。
- 改善のために必要とされる取組(今現在は具体的取組なし)■介護保険法改正に伴い利用者と担い手の料金設
定の見直しをする。■他の事業者との競合が想定される中、活動の幅を広げていくか、若しくはそれぞれの事業
所との協力をしてニーズにあったサービス提供ができるように社協としてどのように取り組むかなど体制づくり
について検討■介護保険法「地域包括ケアシステム」での介護保険がメインの地域支援事業として社協の住民参
加型(助け合い部分)を収益事業強化に向けて取り組んでいく場合はサービス内容、費用等大幅な事業改善を必
要とする。
- 各関連団体間との情報発信が不足している。積極的につながりを持ち、協働の取り組みを委員会で考察中で
す。
- 活動が20年近くになるので、若い世代の人たちへ活動を引き継ぐこと。
- 活動が低迷してきたので、主組織を変えた。
- 活動に対する行政(市)の理解と支援の依頼。特に児童、園児の預かり保育については町内の5つの小学校、3
つの幼稚園を対象として実施(車による迎え)しており、その人件費、ガソリン代等について支援の要請を行って
いる。
- 活動の担い手の高齢化により、活動の量や質が低下していく事に危惧を感じつつも、年齢を重ねるからこそ得ら
れる信頼度や熟練度がある。しかし、次の世代を育て、高齢者や障害者を支えていく視野を広げていかなけれ
ば社会が不安定になる、という思いで若い世代の人たちに呼びかけ、研修の充実やキャリアアップ制度等、働き
やすく希望の持てる職場づくりに取り組んでいる。
- 活動は続けてはいるものの、活躍の場が少なく、講演会等でも要約の依頼があれば受けていきたいが、サービ
スとしての知名度も低いので、今後は行政等にも活動を知ってもらうことが必要。
- 活動を周知するためには、NPO法人取得する必要は感じているが、運営の理解をするスタッフの意識が不足し
ているので、ゆるやかなボランティア活動が心地よいとする感がある。ただこのままでは、消えてしまうのではな
いかと心配である。
- 研修の機会を作り、参加、呼びかけを行う。
- 研修の見直し、強化を考えていく。
- 現行の生活支援サービスについては、担い手の不足・高齢化等で軽微な生活支援にしか対応できない状況に
なってきている。地域ケア会議では、総合事業について協議しているが、社協が行っている住民参加型サービ
スを土台にして、訪問Bに移行をして欲しいと言われている。社協としては、地域で登録している協力員の活用は難
しく、生活支援サービス講座等に参加された目的意識の高い方を登録して派遣する制度に変更したらどうかと
思っている。(検討を始めた段階ですので、取り組みと言えるかどうかわかりませんが参考と言う事で記載しま
す。)

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- 現在、依頼会員から年会費をいただいていない。財源は、社協の住民からいただく一般会費のみであり諸経費がかかる為、今後は、他所の状況を調べ、運営面と財政面について見直していく必要性がある。
- 現在、介護保険で不足する家事援助や身体介護を受けるためのサービス利用が主である。会員制の住民参加型であるが、ボランティアの確保ができておらず、徐々に実績も減少傾向にある。実施主体は地区社協であるがボランティアのコーディネートやサービスの周知活動等の人材不足状態である。現在のボランティアに対する支援もきていないため、人材の発掘や研修等の必要性がある。NPO法人化などを検討し、住民参加型で利用しやすい仕組みづくりを行い、生活支援事業の展開を図る。人材発掘やボランティア研修等を行い、ボランティアの拡充を行う。
- 現在の配食サービスボランティアも高齢により、今後の配食サービスを続けるため50代～60代の担い手が必要となりますから、ボランティア加入していただくよう募集しています。
- 現在活動していただいているボランティアの高齢化率が高くなってきているので、仕事を退職された方を誘っている。
- 広報、PR活動
 - 広報等を利用し、町民にPRしていますが、なかなか利用していただけないのが現状です。活動内容を具体的に細かく指定したことで条件にあう要件が少ないと考えます。間口を広げてちょっとした困りごとがあれば、ひとり暮らし、年齢等に関わらず、助けにいける体制づくりをめざしています。
 - 広報不足を補う為に、施設等などへの宣伝を行っています。（施設入居者さんの外出のお手伝いや受診の支援）
 - 行き場のない方への支援として、行政から受託し平成27年4月より生活困窮者のための自立支援センターを設置し、就労準備支援、家計支援等を実施している。
また、生活福祉資金等の貸付事業の他、地域の方から食品を受付し、生計困難者に対し食品の提供を行う「フードバンク運営事業」を実施している。
 - 高齢・独居、認知症気味の方の緊急連絡先の把握と、コーディネート時の同席をお願いする。健康状態に注意する。
 - 今年で被災して4年がたち借り上げ住宅などで被災者の皆さんが今年移動で大きく変わります。被災者の皆さんの慣れない所でしっかり交流ができる場所があればと思っております。
 - 最近5年ほど前より会員よりの提供が少しありなぜか不思議です（利用者）。
 - 市全体としての取り組みであるが、地区によって協力会員数の偏りがある。自治会への促しが必要である。
 - 市内40の地区社会福祉協議会と連携しながら、住民主体の取り組みに向けて事業を展開しています。
 - 市内で活動している住民参加型在宅福祉サービス団体との情報交換。
 - 市役所に情報を求めても回答はありません。
 - 支援の必要性の掘りおこしが必要ですが、なかなか理解が広がりません。
■ 同じような活動をしている団体と協力するとともに、共同開催事業を実施する。
■ 公的機関において支援の必要性を伝え、支援を受ける機会を増やす提言を続けている。（県、保健所、一部町）
- 支援を必要とする対象者のニーズに対して、本会でサービス出来ない内容については他事業所等で対応できる場所を探して紹介している。
- 事業スタート以来、報酬額の変更がなく、最低賃金にも届かない。提供側の善意で、活動を継続している状況。担い手不足解消のためにも、報酬アップを考え、他市状況の聞き取りを実施。今後、報酬アップについて検討していきたい。
- 社会福祉法人と共同で、新たな事業を立ち上げようとしている。※全ての事業を社会福祉法人へ移譲。
- 住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域で支える担い手（協力会員）を社協だより等にて募集して説明会、相談会を実施しています。
- 助けあい組織をJA協力組織の女性部に加え、担い手不足を軽減しております。
- 将来に向けて安心して活動していくための体制づくりとして、32のプロジェクトチームを作ってそれぞれの課題を検討していく。
■ 活動費等検討PJ。
■ 介護保険改正に向けてのPJ。
■ 活動効率アップPJ。
- 常にスタッフを募集していますが、スタッフが足りません。スタッフの高齢化で担い手が確保できにくい。利用者のニーズも多いが十分に対応できません。研修を多く行っています。人伝えでスタッフを集めています。
- 状況を見ながら活動は控えている。
- 新興住宅（33年）のため年齢層が偏り、これまでは良かったが今後は一番必要な担い手の年齢層が不足する（50～60代前半の担い手となる人口が不足しているから）。声かけ、広報誌による募集、自治会広報誌による募集など努力はしているがなかなか集まらない。
- 人材、資金不足等、総合事業も考慮して対策を講じたいが、当市はH29年度開始予定のためか、問い合わせても未だ情報提供ないため決定できず。
- 人材が不足しているため、定期的に広報活動を行っている。また、現在活動している方の知人に声をかけてもらっている。

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- 人材育成一団塊の世代が中心で始めた活動ですが、大半が65歳に達した後継者としての若い層の育成に取り組んでいますが、助け合い活動より介護保険に視点が向きがちになり、バランスを取る為には助け合い活動の単価を上げざるを得ない状況です。また、若いヘルパーさんが育っておらず、65歳を過ぎたヘルパーさんにも頑張ってもらっています。広報活動により若い人材の発掘に力を入れています。
- 人材不足。後継者がいない。有償ボランティアなので法人税納付があり、確定申告や雑務に追われる。
■改善策は後継者を探し、育てる以外ありません。
- 人材不足で日程調整がむずかしい→ボランティア研修等を行い、ボランティアの人員を確保する。
- 生協の福祉活動を担っている活動を見直し、土台作りから考えていくことにしたため、現状運営など考えながら進めています。課題の改善についてはこれからとなります。この活動が持続していくために必要な人材を育成し、生協との連携を図りながら進めることで、青空を中心に生協全体で福祉に関心を持てるような体制を目指しています。
- 他の事業(新たな)展開を模索、例えば空屋についてどんなかかわりができるか等
- 他の送迎サービスとの連携を密にして、行き場のない方へも対応できるようにサービスを充実させていきたい。そのために定期的な話し合いができるよう働きかけている。
- 多様な生活支援サービスのニーズに応えられるような体制づくりと人材の育成、たすけあい活動の担い手の確保、育成が課題です。担い手の意識の改革(助け合い＝無償？有償？いつも議論になるところです)。
- 多様化する生活支援の内容に対応することと、担い手の質の向上のため毎年2回研修を実施している。(例：見守りサポーター)
- 担い手、後継者不足が一番の課題。研修会、勉強会等を行ない人材を確保していきたい。
- 担い手が高齢者となり、PRをしても若い人が会員となってくれない。会員、依頼者も年々減少している。パンフレットなどを公的機関に配布し、会員を定時募集している。
- 担い手のスキルアップ
- 担い手の高齢化。若い担い手の募集を呼びかけている。ポスター、広報、パンフレットなど。
- 担い手の高齢化で、新しい人は入らず人手不足が深刻です。
- 担い手の世代交代を緩やかにするための担い手の募集活動と事業PR。
- 担い手の増加につながるよう、事業の普及啓発に力を入れている。
- 担い手を集めるための広報活動。
- 担い手不足→「はじめて講座」(説明会)の開催、対応困難な事例の増加→事例検討会、研修
- 担い手不足・・・色々手をつくすがなかなか解決できない
- 担い手不足が課題。改善のため、活動者からの紹介等を呼びかけている。
- 担い手不足と協力会員の高齢化 広報活動 協力会員募集チラシを作成。地域の公共施設等に置いている。また、関係機関等へも送付し、地域に向く際は、活動のPRをしている。柏市の広報へも定期的に掲載している。(一番効果があると思われる。)
- 担い手不足について、活動をしてくださる方がいないか個別に声かけを行ったり、また広報誌などにも掲載して広く呼びかけている。
- 担い手不足について、今までの周知活動に加えて区内全域へ新聞折り込みチラシを配布した。
- 担い手不足について、地域の地区社協の協力を得て情報提供をお願いしている。
- 担い手不足のため、広報紙に毎回募集を出している。
- 担い手不足の解消については、養成講座の回数を増やすこと、広報活動に力を入れることで対応していく
- 担い手不足を解消すべく、他団体の説明会を視察し、説明会の改善を実施
- 担い手不足を解消するために、介護予防講座(体操教室)等の場に出向き、元気な高齢者に事業をPRした。
- 担当職員が専任ではない為、この事業に十分な時間がとれず体制が不十分な部分が出てきてしまったり、コミュニケーション不足になりがちである。訪問に行った時は、利用者の状況把握のためのシートを作成し、共有するようにしているが管理業務に手いっぱい個別の利用者のニーズにそったサービス提供ができていないか十分に状態を把握できているかといったところに不安は残る。
- 地域住民が参加する会議で、サービスの内容を説明する。また、在宅福祉アドバイザーや民生委員、校区社協関係者、ケアマネジャー等と連携をとり、加えてコーディネーターがアウトリーチを行うことで、制度の狭間に陥った課題(必要なニーズ)に対してサービスが提供されるよう支援している。
- 地域組織との関係作り。商業地域、町内会加入率30%で町内会活動が活発でない地域に「サロン」を開設し3年目を迎えた。回覧を回したり、町内会総会でも「さろん情報」を受信しているが、あまり関わりを持ってこない。運営委員会に名前を記しているが残念な状況である。地域活動の大切さ、必要性はわかってくれていると思う。昨年の来館者は1300名程だが、大半は町内会の利用者となっているが、今後も情報発信はポストインや町内会回覧等は続けていきたいと考えます。
- 地域福祉活動として地域に足を運ぶ機会があった際に、近隣同士の助け合い活動の必要性についての説明や協力要請を行うようにしている
- 昼食提供と施設運営のための1人1日300円(am9:30～pm3:30)の利用会費でやっている。ボランティアは無償である。利用される高齢者は軽度の認知の人が8割。昼間独居になる人がほとんどで、昼間見守りのための宅老所である。法人化も考えないことはないが、法人化することで規制がかかり、今のような対応の仕方(専門職は私1人)、自由に本人主義で他のボランティアの負担も考えないで運営するのは無理なのではないかと思い、実施していない。だから、いつまでできるのかが不安。

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

- 町内30地区で地区別住民懇談会を実施し、防災福祉マップの作成、地域福祉についての講演や、見守り活動についてのワークショップ等を行い、地域の実情や住民の皆様から意見をいただき地域福祉活動を展開している。行政や民生児童委員、地区福祉会、区長等地域の方と連携をして支援を行っている。
- 聴覚障害者にとっては、手話通訳のサービスがあることを知らない方もいるので、その方々にも広く広報できることが課題である。
- 調理、宅配者用備品の確保（エプロン、ジャンパーetc）。各種助成金の申請で対応している。
- 提供者の高齢化が進み、後継者の不足に悩んでいる。改善のための方策があれば教えて欲しい。
- 当初は40名近い利用者も、介護サービスの多様化や民間の給食サービス等も増え、年々減少している。利用決定まではもちろん申請と利用決定の手続きが必要になるが、他のサービスまでまかなえるなら現在のサービスも終了していく方向も検討材料である。
- 当団体の活動は、各地域のファミリーサポートセンターの活動が充実していれば終了しても良いと思っている。当市の支援はファミリーサポートセンターで補えると思うが、隣村等の活動が不十分で当団体の利用がある。現在、自己資金のみで無償で運営しているので、終了するかどうか考え中であり、活発に広報はしていない現状にある。
- 当団体は、住民相互の助け合いで活動で困りごとを助け合い解決するのを目的にしており、介護や配膳などは行っていない。
- 当法人は、介護保険事業、障害福祉サービス事業等の公的サービスと支え合い事業の両事業を実施している。財源は、公的サービスによる事業収入が中心であり、支え合い事業費は単独事業としては赤字にならざるを得ない。今後、地域支援事業や支え合い事業の割合が増加する予測であり、その中でいかに収入を確保していくかが大きな課題となっている。
まず今年度中に、地域支援事業に係る組織体制を構築するとともに法人全体の賃金体系を再検討し、地域支援事業に関わるコーディネーターやヘルパー賃金を収入に見合う額に見直すことを予定している。
- 当連合では、日常生活で何らかの軽微な生活支援を求めている高齢者や身体の不自由な方に、主に高齢者のボランティアが中心になって支援する「支え合い事業」を実施しています。
今月の社会状況の中、とても大切な事業と考えておりますが、当連合会は市内の商店事業者が基盤となって組織していることから、支え合い事業の管理運営に専任できる体制がなく、現在まで非常勤の事務員2名が交代で担当している現状です。そのため、これまで以上に事業及びサービス等の充実を図ることに課題があります。また、当連合会の支え合い事業は、高齢者の生きがい対策や商店街の活性化にも資することを目的に賛同していただける市内加盟店において買い物ができる独自のポイント交換制をとっていることから、汎用性がありません。
先ごろ、当市の社会福祉協議会職員から、現在介護保険制度の見直しの一環で、2年後をめどに要支援の在りかたの抜本的な改革が始められていると聞きました。
そこで今後、行政をはじめ社会福祉協議会や、その他関係団体とも充分調整を図りながら、よりよい方法で移行・統合ができれば、これまで以上にサービスの充実が図れるとともに、ボランティアの活躍の幅も広がるものと考えています。
- 特定非営利活動法人として、二つの介護施設（認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所）を運営し、自家用福祉有償移送業務、市有の老人憩の家施設の指定管理受託の事業及び活動を展開しているが、継続的安定運営を推進しながら、法人の定款で目指している「子供たちの健全育成を図る事業」への取り組みが課題となっている。
- 入会時の賛同金額を引き下げ、入会しやすくし会員を増やすようにしている。
- 認知症の方の通院付添や見守りなどが増えているため、認知症高齢者に対する正しい知識等について研修を計画している。
- 認定NPO法人をとり寄付優遇が受けられるが、寄付をしていただくための広報等にさく時間がない。普段の活動が忙しいため。
- 配食などボランティアの高齢化で荷い手不足で広報やみえる化（宣伝）が必要ではないかとWAMの助成金で「食を通して地域でつながる」のテーマで講演会やカフェやイベントをしている。地域ケア会議にも参加している。
- 抜け漏れのないサービスを目指しているが、住民参加型のサービスの場合は人によって気が付くところが異なったり、私情が入ってしまう場合もあるため、研修会等で意識統一を図るようにしているが、なかなか難しいところもあると感じる。
- 貧困者について赤字覚悟でサービス提供している。
- 便利な家事代行屋だと思われ、たすけあいの関係が築けないケースが増えているため、活動の理念について地域住民や関係者への周知や広報を行う必要があると考えている。具体的には、①市内のたすけあい連絡会の立ち上げ②たすけあい団体共通リーフレットの作成③ケアマネジャー向け勉強会の開催（地域包括支援センターと協同）等を行った。
- 毎年行っていますが、単価が低いと公的社会保障に加入すると皆の賃金が支払いできない。本人と会社負担が多すぎる為、加入者が少ない。
- 民生委員、児童委員の定例会や地域の方との会議等で利用の促進を図る。また社協だよりやホームページでも情報を発信している。
- 利用者がどんどん減り、各居宅事業所を通信や実績を届けながら依頼しているが、全然紹介がない。地域の民生委員と連携しているが、個人情報に難しく繋がらない。施設で利用されている方、家族はアットホームでよいと言ってくれるが、地域へ発信しても利用者増とはなっていない。

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）

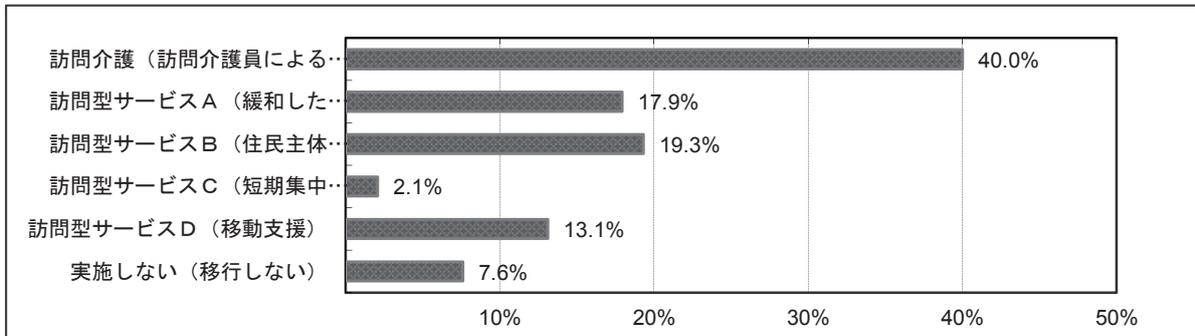
- 利用者から利用料はいただくが、その他交通費等はいただきずやっている。本年初めて(15年目にして)赤字。少し余裕のある利用者や会員から賛助会費や寄付をいただき何とかやっている。
- 利用者が増えているため、担い手の確保が課題である。ボランティア養成講座などの受講生などへの声かけや地域のサロンのボランティアの方など声かけをしていく予定。
- 利用者が増加する一方で担い手とのコーディネートをする役員の負担が大きすぎる。携帯を2機使用しそれぞれの負担を決めるようにしました。
- 利用者ニーズが増え、当団体のみでの対応ではサポートが困難となっている。そのため、地域の社会資源の活用、発掘などを検討している。
- 利用者の拡大。同窓生等への利用働きかけ、イベントの開催。
- 利用者の個別の依頼件数が減り、保育園や学校の送迎などの定期的な依頼が増えている。その為、同じ協力会員(担い手)へ依頼することが多く、協力会員全体の58.8%は活動できていない。そういった現状をふまえ、センターで託児の場を設けお子さんと接する機会をもってもらい、いつでもサポートができる体制づくりに心掛けている。
- 利用者負担額の値上げと賃金アップを考えている

26. 訪問型サービス、通所型サービスへの移行予定（検討中含）（問26）

移行予定については、訪問型サービスへの移行予定（検討中含）が「訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）（40.0%）」、通所型サービスへの移行予定（検討中含）は「通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）（35.4%）」が多くなっている。

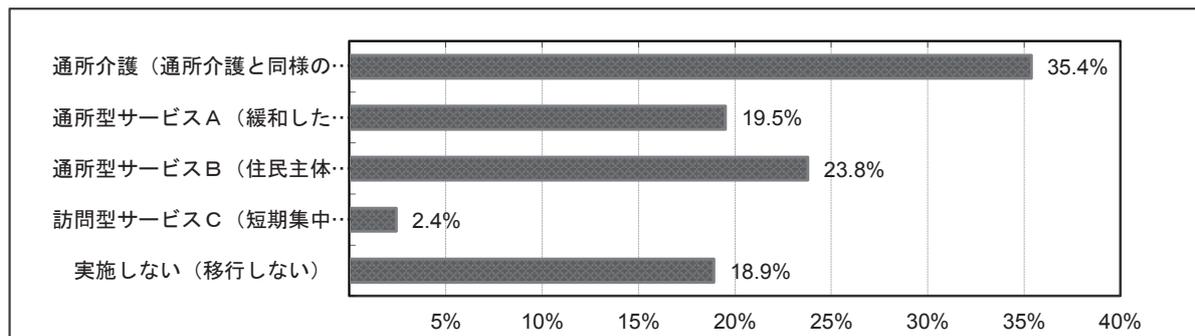
■ 図表56 訪問型サービスへの移行予定（検討中含）

選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		290	-
1	訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	116	40.0%
2	訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	52	17.9%
3	訪問型サービスB（住民主体による支援）	56	19.3%
4	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	6	2.1%
5	訪問型サービスD（移動支援）	38	13.1%
6	実施しない（移行しない）	22	7.6%



■ 図表57 通所型サービスへの移行予定（検討中含）

選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		164	-
1	通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	58	35.4%
2	通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	32	19.5%
3	通所型サービスB（住民主体による支援）	39	23.8%
4	訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	4	2.4%
5	実施しない（移行しない）	31	18.9%

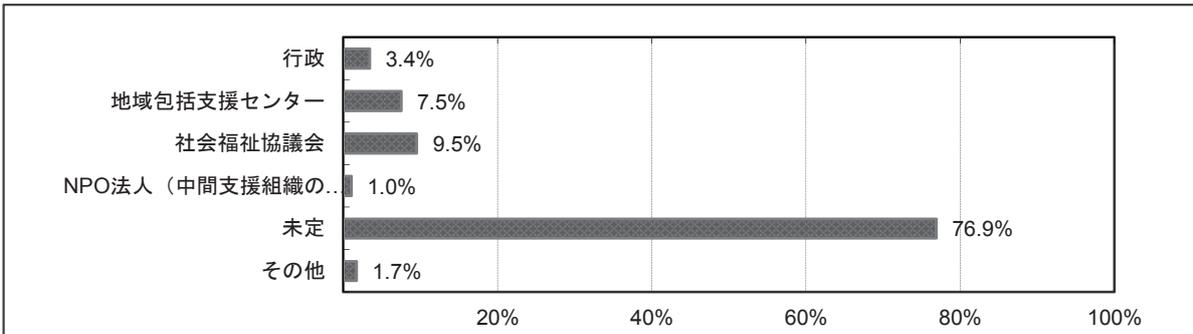


27. 市町村における「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(問27)

市町村における「生活支援コーディネーター」については、「未定」の回答が多いが、所属が明確となっている割合でみると、社会福祉協議会が44%、地域包括支援センターが35%であり、両者で約8割となっている。

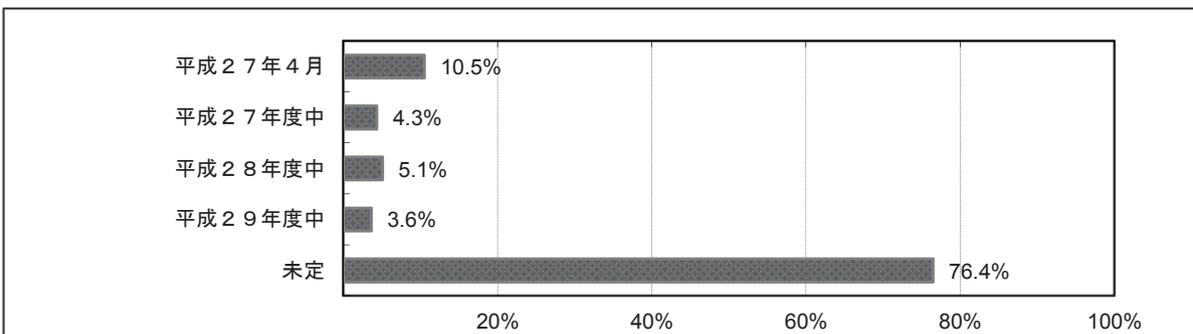
■ 図表58 生活支援コーディネーターの所属

選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		294	-
1	行政	10	3.4%
2	地域包括支援センター	22	7.5%
3	社会福祉協議会	28	9.5%
4	NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	3	1.0%
5	未定	226	76.9%
6	その他	5	1.7%



■ 図表59 生活支援コーディネーターの配置時期

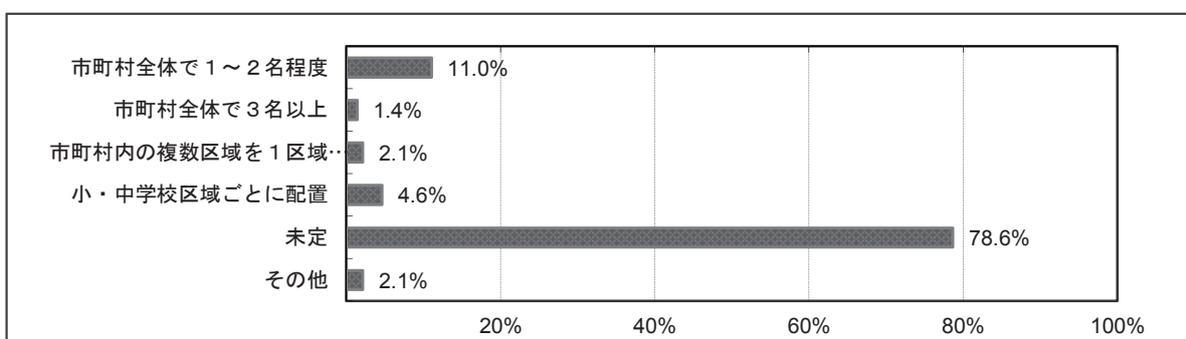
選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		276	-
1	平成27年4月	29	10.5%
2	平成27年度中	12	4.3%
3	平成28年度中	14	5.1%
4	平成29年度中	10	3.6%
5	未定	211	76.4%



27. 市町村における「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(問27)

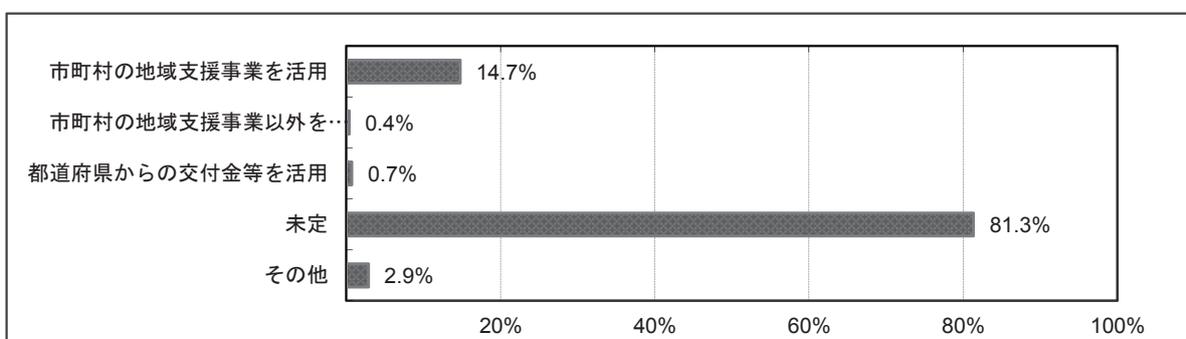
■ 図表60 生活支援コーディネーターの配置体制

選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		281	-
1	市町村全体で1～2名程度	31	11.0%
2	市町村全体で3名以上	4	1.4%
3	市町村内の複数区域を1区域として配置	6	2.1%
4	小・中学校区域ごとに配置	13	4.6%
5	未定	221	78.6%
6	その他	6	2.1%



■ 図表61 生活支援コーディネーターの財源

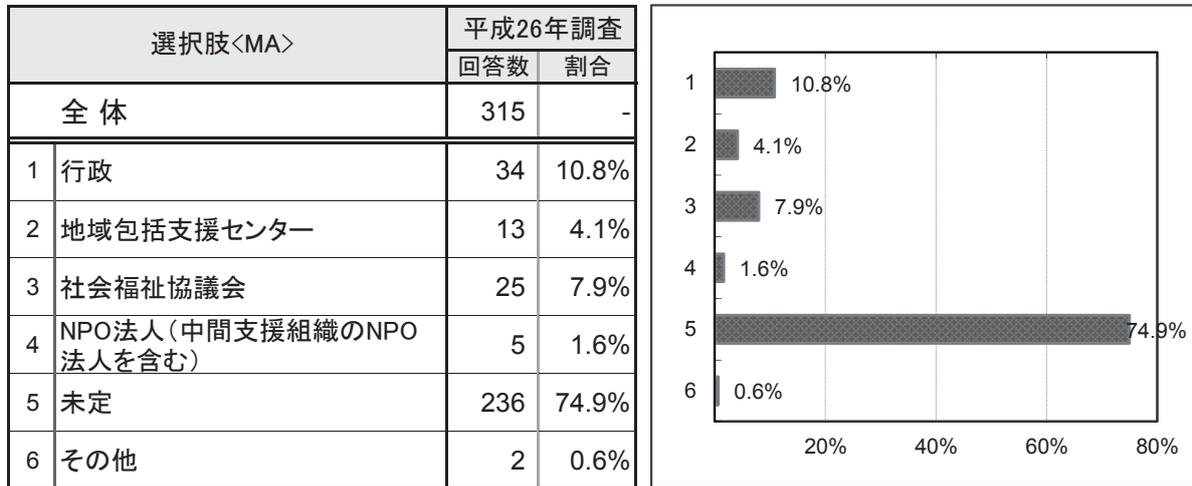
選択肢<MA>		平成26年調査	
		回答数	割合
全体		278	-
1	市町村の地域支援事業を活用	41	14.7%
2	市町村の地域支援事業以外を活用	1	0.4%
3	都道府県からの交付金等を活用	2	0.7%
4	未定	226	81.3%
5	その他	8	2.9%



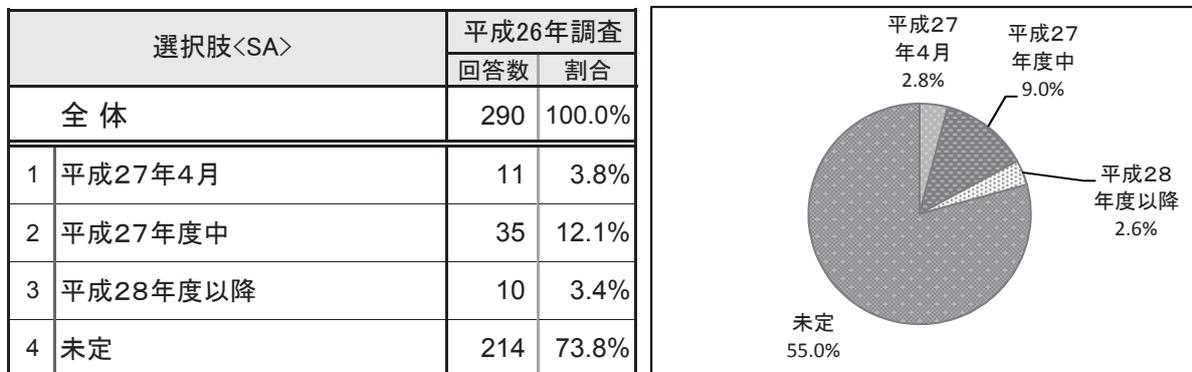
28. 市町村における「協議体」の設置状況（問28）

市町村における「協議体」の設置状況については、「未定」の回答が多いが、設置主体が決まっているところの割合で見ると、行政が44%、社協が34%となっている。

■ 図表62 協議体の設置主体

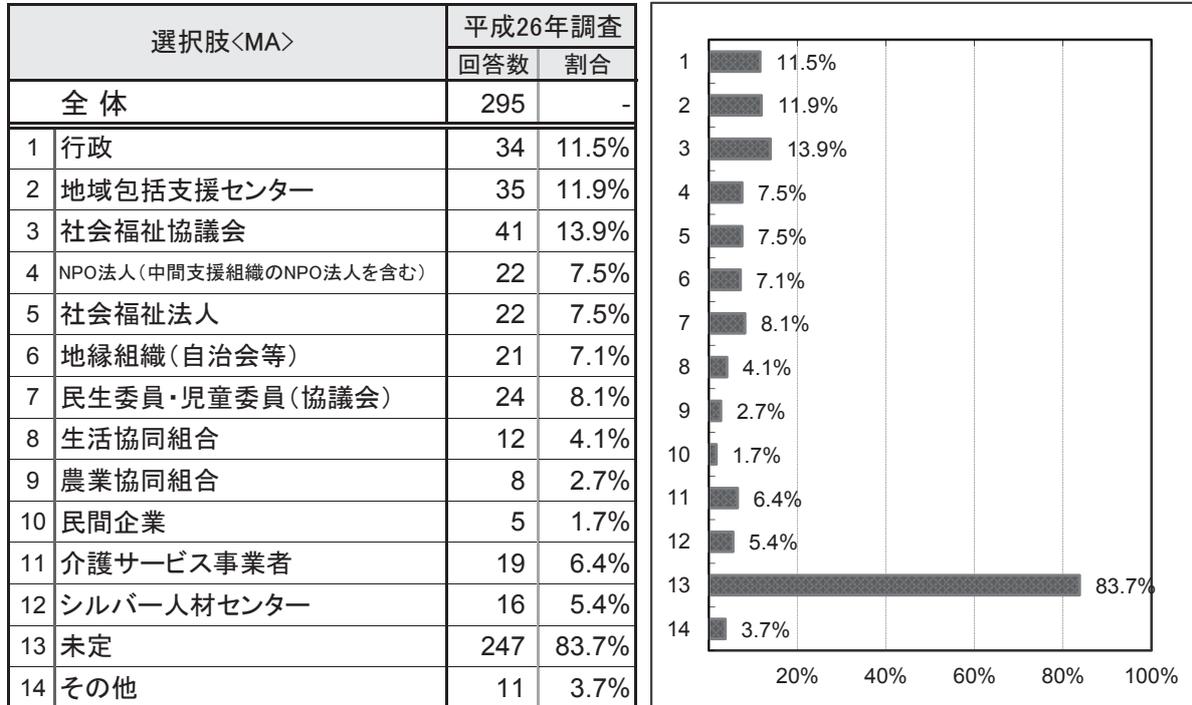


■ 図表63 協議体の設置時期

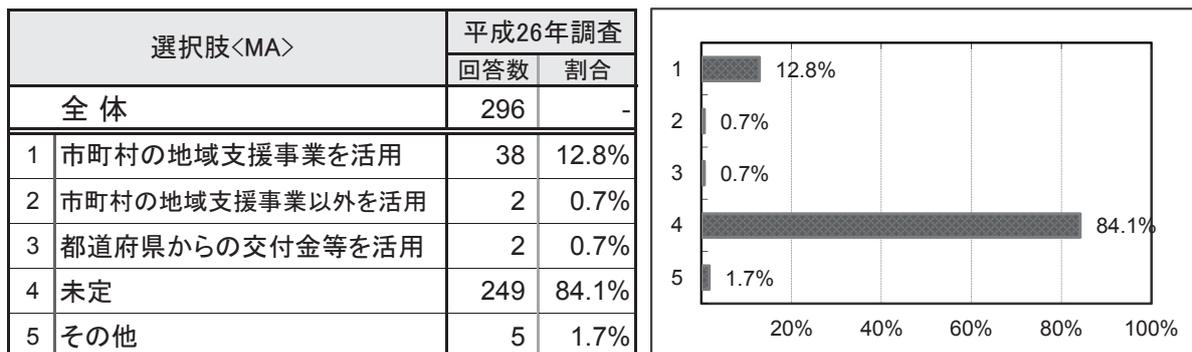


28. 市町村における「協議体」の設置状況（問28）

■ 図表64 協議体の構成団体



■ 図表65 協議体の財源



29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）

1. 地域生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)	記入数:95
○ ■行政が現在生活支援コーディネーターを募集中■当団体が生活支援のサービス候補の一つとして検討されるのではないかと思われるが、期待に応えられるほどの支援員数がまだ集まっていないのが課題である	
○ ■社会福祉協議会や地域包括支援センターが担う可能性が高いので、地域単位の集まりに参画して、動向をみている。■生活支援団体によるネットワークで、行政や社会福祉協議会等との話し合いの場を持ちつつある。■これまで取り組んできた活動が、より必要になってくると考えているので、その活動の発展につながるような方向に話をしていきたい。	
○ H27年度から地域支援事業の包括的支援事業として当社協に委託されているため、利用会員と協力会員の調整だけでなく、資源開発、ネットワーク構築の強化に努めなければならないと感じている。(各関係機関との連携の強化が必要)	
○ H27年度新たな地域支援事業を、A県内で最初に開始するとのこととB町から、新たに始める訪問型サービスの委託団体の一つとして私達の団体へも打診がありました。会の仕組みを崩さず、引き受けられるかどうかは検討を要するので、保留として返事をしました。	
○ コーディネーターの配置はほぼ決まっているが、どのような関わりを持てるかは不明。積極的に関わりたいと考えている。	
○ コーディネーターの乱立。資源開発や人材のマッチングなど、コーディネーターが複数異なる機関で置くことにより、連携が取りづらくなる。	
○ コーディネーター料をきちんと支払って欲しい	
○ サービスの棲み分けを踏まえた上でのコーディネート。	
○ サービス利用につなげた方が良い対象者がいれば、社会福祉協議会につなげる。	
○ フォーマル、インフォーマルなサービスの情報をきちんとつかんでいるコーディネーターでなければ一部のサービスに片寄るのではないかと感じている	
○ ボランティア団体、サービス事業所(地域支援事業等)間における役割、既存のケアマネ、地域包括支援センターとの連携方法などが不明確。要支援の利用者に対する多様なサービスが実際に機能するのか、サービスの切り捨てにつながらないのかが疑問。	
○ まだよくわかりません。	
○ よくわからない。	
○ ワーカーズ・コレクティブとして地域を支える立場で市町村からの指示を受けるだけでなく、必要なサービスを考え、地域作りを考える団体をはじめ、まちづくりユニット(15団体)と地域支え合い構想を検討しています。昨年9月に立上げ6回の会合を開催し6月に情報交換の場として茶話会を予定しています。	
○ わかりません。	
○ 会員相互の助け合いの会であり、コーディネーターなど専門職員はいない。誰もが入会できる。	
○ 各団体よりコーディネーターが選出された場合、実施後の連携体制をどうするかが課題。	
○ 機会があれば関連する研修は全て受講しています。	
○ 協議体はシルバー人材センターで構成すると決定したが、進捗状況は把握できていません。今のところ全くかわりはありません。	
○ 具体的な方針が未定のため、コメントできません。	
○ 県と協働して各市町村に働きかけている。県主催の研修企画の策定。	
○ 見えない	
○ 見守り体制の充実。	
○ 現在のところ詳細が示されていないためわからない。	
○ 現在の在宅福祉サービスのコーディネーターも長年の経験があり、地域生活支援コーディネーターとしても対応できるのではないかと思われる。	
○ 現在は制度事業のサービス提供責任者が、制度外事業のコーディネートも兼ねているが、今後はコーディネーターを分けて労務、人件費の削減を考えて行くことになる。	
○ 現在検討中	
○ 現時点では何とも言えない。	
○ 現時点として地域等の連携はなく、生協内のみでの助け合い活動とした(今年4月より)。活動範囲が他生協と重なっていることもあり、引き続きあいち生協で対応できない場合はサポートをお願いする。当面は生協内だけの活動となる。	
○ 現状未定	
○ 現段階では、行政から具体的な考え方が示されていないため、影響や課題を言える段階にない。	
○ 行政から具体的な事項が示されていないのでわからない	
○ 行政に配置された生活支援コーディネーターからは、今のところコンタクトはない。	
○ 行政の意向決定後となる為、現在のところ特になし。	
○ 行政の行う総合事業との調整が必要となる。	
○ 行政の指導、働きかけがない。	
○ 行政より社会福祉協議会が委託を受け、実施している。■地域の生活課題発見のための方策■適切な圏域■核となる人材の発掘	

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）

- 今のところなし。
- 今のところ未定です。
- 今の段階ではわかりません
- 今後、社協として取り組んでいきたいと考えております。
- 市からの働きかけ(情報)は一切ありません。
- 市社協としてサロンコーディネーターの活用も含め、人材育成にかかわっていく必要がある。
- 市町村からの方針、計画は打ち出されていない。
- 市町村から具体的に示されていないため、現段階では不明である。
- 市役所の働きを待ってだと思ふ。
- 支え合いの人材不足、養成が必要
- 自治体より詳細の内容が示されていないため未定。
- 社会福祉協議会が推進している地域福祉推進委員会活動が、今後行政の中でどのように位置づけられるかにより、社会福祉協議会の職員体制が大きく変わる。
- 社会福祉協議会が担う地域福祉業務が増加する中において、スムーズな業務の運営が行えるよう、職員体制や担当業務の見直しを行う必要がある。
- 住民主体のサービスの推進にどれだけ理解があるか、地域資源や人脈をどれだけ把握し繋がっているかによって、サービスの推進に違いが出ると思います。
- 助け合い活動を17程行っているが、介護保険が始まってから必要性が少なくなっているため、特に影響は出ないと思います。
- 詳細が未定。
- 詳細はまだわかりません。
- 情報が入ってきません。研修実施を県が市町村に指導しているらしいとは聞きます。
- 情報の共有をはじめとした連携
- 情報提供なし
- 情報不足でわからない。
- 専門性が生かされるのか、必要視しているのか。
- 地域のニーズを把握するために、包括支援センターへの訪問を行ない、会の活動を周知してもらふ。そこからの介護保険で対応できない部分の依頼を受け入れられるようにしている。
- 地域支援センターが指定管理者を受けて行っているが、指定管理者がすべて社会福祉法人より選ばれている。NPO法人に仕事がまわってこない。自社(社会法人)にすべて流れていると思う。選ぶ時(指定管理者)入札方式にするのが良いと思う。
- 地域住民の日常生活に対する支援体制として生活支援サービスを担う生活支援サービスコーディネーターの必要性は感じています。社協としては、地域福祉事業在宅福祉事業等公的サービスを実施しており、少数人員の社協ではこれ以上の事業を行うことは厳しいと思います。
- 地域生活支援コーディネーターの紹介により利用希望者が増加することが予測される。利用希望者増に対して、協会会員(担い手)をどう確保していくかが課題である。
- 地域生活支援コーディネーターの配置人数に関して、市が提示している人数が1人とされている。しかし、10万人という人口規模を考慮した時、コーディネーターの業務量に無理が生じるのではないかと推測される。
- 地域生活支援コーディネーターが多様なサービス(ボランティア含め)を把握することで効果的な支援が可能だが、どこまで把握できるか不明。
- 地域福祉コーディネーター業務(CSW)と重なる部分が多いので受託できれば人件費を多少賄うことができサービス内容を充実することができる
- 地域包括支援センターが中心となり、居場所づくりを協議検討中。
- 地域包括支援センターに配置等が聞かれる中、地域よってのバラつきが大きい現状では、期待よりも不安が大きくあります。
- 地区担当職員(コミュニティソーシャルワーカー)との役割と位置づけ
- 町主体でH27.4.24(月)生活支援サービスの充実に関する研究会 H27.5.17(火)地域ケア会議 を開催し、コーディネーター協議体設置に向けて町が準備を進める中、社会福祉協議会として参画している。
- 当社協の事業運営している「有償家事援助事業」は、稲城市の数少ない支え合い事業の一つである。限られた地域資源の中で、今後「地域包括ケアシステム」を構築していくために、利用者のニーズ、地域特性等を事業運営していく中で把握していくことが課題。
- 当生協は、サービス提供責任者がコーディネーターも兼ねている。介護保険と自主事業を理解しコーディネートできているが、差別化しないと利用料金やサービス内容で、利用者の不満が出る可能性があると思われる。
- 当団体のケアマネを推薦したいところですが、日常業務に支障をきたすため迷います。まだまだ当市ではコーディネーター養成講座の話は出てきていない。
- 当団体は、町福祉課や県庁との連携で地域への地域支援事業を導入させるため綿密に折衝している。SCの選出を含め適正な人材を推進している。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）

- 当地域が属する自治体が具体的な動きがなく、情報も入っていないために、関わりが持てていない。実際には、包括支援センター（横浜では地域のケアプラザ）に所属すると思われるが、今は無償と言われている地域の末端で直接住民に接するコーディネーターへの賃金が支払われることを願っている。
- 市から何の連絡もありませんので生活支援コーディネーターとして活動したい希望はあるのですが未だ未定です。
- 特に影響はないと思う。（団体としては、独自に協力体制を整えて、活動しやすくなるよう働きかけていきたい）
- 特に影響はないと思うが、事務所の家賃を助成してくれれば、その範囲内で訪問型サービスBをやっていければと考えています。
- 特に影響や課題はないと推察される。
- 表記体制が構築されると、住民参加型福祉サービス団体の役割はさらに重要となると考えている。但し、仕組みはコミュニティブロックを単位とした分権的なシステムになるのではないか。
- 不明。
- 法人としては人材不足。
- 本年5月8日にC市社会福祉協議会より当コーディネーターが来訪。今年度から、行政から支援があり1名誕生したとのこと。今後、当連合会の支え合い事業も含めて蕨市全体の支え合い事業が発展できるよう意見交換をしていきたいと考えています。
- 未定ですので回答できません。
- 未定といわれている。
- 未定のためわかりません
- 利用者の紹介や、協力員の発掘の面において、影響があると考え。
- 利用者を紹介してもらったり、お互いに情報交換をしていて連携をとっている。
- 連携が必要である。

2. 協議体

記入数:77

- （第一層）社会福祉協議会は参加するが、コーディネーターはNPOと伺っているので、どのような役割でどのように関わることになるか不明な点がある。
（第二層）未定。
- ■社会福祉協議会や地域包括支援センターが担う可能性が高いので、地域単位の集まりに参画して、動向をみている。■生活支援団体によるネットワークで、行政や社会福祉協議会等との話し合いの場を持ちつつある。■これまで取り組んできた活動が、より必要になってくると考えているので、その活動の発展につながるような方向に話をしていきたい。
- ■設置する圏域■構成団体
- 協議体の設置に伴い、関係機関との連携、情報共有が強化されるように努めなければならないと思う。（協議体をしっかり機能化させる）
- 2014年度下期に協議体についてD市E区でモデル事業が実施され、当該地区(第3地区活動本部)からも、協議体に参加した。その他の市町村での協議体のあり方については現在把握できていません。
- H26年にF市NPO法人連絡協議会が発足したが、まだ充分な活動がなされていない。NPO間の交流が今後必要。
- これまで有償、無償、事業者問わず生活支援的なことをしている団体の連絡会はなかったもので、まずできることに価値を感じる。その先は全く見当がつかない。
- すべてマンネリ化していて改善する方式はないと思う。話し合っただけでは不満。外部の指導者を入れ、組織化しないとまずいと思う。
- どの団体、グループをつなげるのか。
- まだよくわかりません。
- また動きがなく、情報も入ってこないが、長い間地域で連携して活動してきた協議会や連絡会が同じような機能を持っているので、モデルとしていち早く実践をしていけるようになることを期待している。
- よくわからない。
- わかりません。
- 一般公募がありましたら、手をあげ積極的に参加したい。こちらはまだ何の話もない。動きが遅いと思っています
- 既存組織（地区社会福祉協議会等）との役割と位置づけ
- 協議体に入る予定です。
- 協議体の一員になりたいと思う。（長年培ってきたグループの特色が活かせる提言が出来ればと思っています。誰でもが安心して暮らせる福祉のまちづくり、地域づくりを目指して、活動しているグループとしての気持ちで
- 協議体のメンバーとして参加することになっているが、活動への影響はまだわからない。
- 協議体の機能を果たすため、コーディネーター（生活支援）の資質が問われる。
- 協議体への参加の仕方。
- 協議体への出席、情報共有等連携を図っていく必要がある。
- 協議体も適正に公正に判断できる所で設置してほしい
- 協議体より出た課題等を社協事業にも反映させていきたいと考えております。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）

- 協議体設立に携わってきて27年3月に協議体を結成できたが、構成メンバー間の情報量の温度差が大きく、当面学習会で情報の共有を図っていく。
- 協力、参加の意思はある。が、公平、中立なものになるのか全く見えない。
- 具体的な方針が未定のため、コメントできません。
- 県と協働して各市町村に働きかけている。
- 現在、様々なサービス供給主体が地域に存在しているため、効率的に住民ニーズに対応し、また新たな社会資源（必要であるが圏域に欠けているサービス）開発を行っていくためには、協議体の設置は必要であるとする。当方においてもメリットが大きいものとする。
- 現在のところ詳細が示されていないためわからない。
- 現在検討中
- 現状未定
- 現段階では、行政から具体的な考え方が示されていないため、影響や課題を言える段階にない。
- 構成団体に入った場合の役割、人材の確保も課題。多様なサービスの主体の機関との関係。協議体自体がどのように機能するのかが不明。
- 行政からの情報は特になし。
- 行政から具体的な事項が示されていないのでわからない
- 行政が今後設置予定であり構成員についても現在検討中
- 行政の意向決定後となる為、現在のところ特になし。
- 行政より委託された地域包括支援センター内部の異動により、今後どのように話が進められていくか、また事業所がある地域だけで進めなければならないか不透明である。
- 今のところなし。
- 今の段階ではわかりません
- 今後は行政との話し合い推進する。
- 在宅福祉サービスセンターが訪問型サービスBとして行政から認定をもらえれば、大きな影響はないと思われるが、他事業所で訪問B型としてたくさんの方が手を上げれば影響は大きい。
- 参画することは必須である。
- 市社協として積極的にかかわっていく必要がある。
- 市町村から具体的に示されていないため、現段階では不明である。
- 市町村の中には研修会を立ち上げ実施する予定の行政もあり、1～2市町村では、研修会への参加の呼びかけがありますが、殆どはまだ見えていません。
- 支援が必要な人の情報等を把握する上で、貴重な機会となると思う。
- 社会福祉協議会が運営する事業で、既に設置している協議体を核として、関係者のネットワーク化を図り、平成27年度中の設置を進める必要がある。
- 社協などに頼ってしまうと広い意見での住民参加がむずかしくなると思う
- 社協を協議体に入れてくれるのか？未定である。ちなみに市役所は平成29年から始動予定である。
- 住民参加型ささえ合い活動を主にしている団体は当法人のみです。この協議体に私たちが参加しないと地域包括ケアシステムは成り立ちませんが、市からは未だ何もアプローチなしです。
- 住民主体のサービスの推進にどれだけ理解があるか、地域資源や人脈をどれだけ把握し繋がっているかによって、サービスの推進に違いが出るという理由で、支援体制の整備に差が出るのではないかと思います。
- 助け合い利用者は少ないため影響は少ないと思います。利用者は今のままで良いと答えた人も多数いました。利用者負担金等が早めにわかると対応ができます
- 詳細が未定。
- 上記の流れで、協議体への参加要請があれば、参加予定です。
- 情報提供なし
- 生活支援、介護支援の他に生活困窮者自立支援のコーディネーターも考えておりますが、行政からは連絡が入っておりません。積極的に行動していきたいのですがどのようにしていったら良いのかどこへ働きかけたらいいのか教えていただきたいです。
- 積極的に関わっていく。
- 積極的に協議体の運営に参加していく。
- 全く指導がない。
- 他の事業でも協議体を作ろうとしておりダブってしまう。双方の人材不足の問題と、それぞれの協議体との連携がどうなるのかが課題となる。
- 多くの団体が入る必要がある。ただ行政は地縁関係を重視している。
- 担当制でなく、組織としての対応。
- 地域で自発的に活動に取り組んでいくことは分かりますが、小規模社協においては公的サービスを充実し地域住民にサービスすることが大切だと思います。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）

- 地域には様々な協議体があるので、既存の協議体を活かして発展させていくことが必要だと考える。ただし協議体は共有する場であり、その構成の中で必要に応じたネットワークを組みやすい協議体であるよう役割を明確にしたほうが良いと思う。
- 地域の中で会の周知は進んできているが、これから地域ぐるみで課題を解決していく為に前向きに関わって行きたいと考えています。エリアの区切りが地域包括支援センター毎になると、エリア際に位置した団体は隣のエリアとも関わりたいと考えるが人を念出することは少し難しくなると思います。
- 地区社会福祉協議会が協議体と連携する必要がある。高齢者の地成内での福祉的課題を共有し検討し新しい資源へとつなぐことが可能となってくる
- 町で生活支援をしているボランティア団体で、NPO法人格を持っているのは当会だけなので、肩書だけ立派な人はいない。また今まで通り行政のアリバイ作りの協議体では困ります。影響は特にないと思います。
- 町主体でH27.4.24(月)生活支援サービスの充実に関する研究会 H27.5.17(火)地域ケア会議 を開催し、コーディネーター・協議体設置に向けて町が準備を進める中、社会福祉協議会として参画している。
- 特に影響や課題はないと推察される。
- 不明。
- 本活動を他地域へも広めたいが、その動きがない(一方的に推進はできない)。
- 未定。
- 未定ですので回答できません。
- 未定といわれている。
- 未定のためわかりません

平成 26 年度「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」

<ご記入いただく上でのお願い>

- ・はじめに、下欄の団体情報に関する欄からお書きください。
- ・問 1 から最後の問まで順番にお答えください。途中矢印 (→) があれば、矢印に従ってお進みください。なお、貴団体に該当しない設問の回答は不要です。
- ・回答は原則として **平成 27 年 3 月 1 日時点** の状況でお答えください。(3 月 1 日で捉えにくいものは回答可能な時点 (平成 26 年 4 月 1 日など) で結構です)。
- ・回答は、当てはまる番号に○をつけていただくものと、自由に記述していただくものがあります。自由に記述していただくものや、「その他」にお答えの場合は、内容を具体的にお書きください。
- ・設問が活動の実態と合わない場合は、お手数ですが欄外にその内容を書き足してください。
- ・社協、生協、農協等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス団体(活動)そのものについて記入してください。
- ・「担い手」とはサービスを提供している方を指しており、団体によっては協力員、ヘルパー、ワーカー等の呼称があると思いますが、全て「担い手」として考えてください。
- ・「公的サービス」とは介護保険サービスや障害福祉サービスなどの法制度内でのサービスを総称したものとしてお考えください。

<アンケートの提出について>

- ・本調査票は、以下ホームページからダウンロードでも入手できます (Word 形式)。
<http://www.zcwvc.net/>
- ・アンケート提出方法は、FAX・メールにより可能です。
- ・ご記入いただいたアンケート用紙は、**平成 27 年 5 月 29 日 (金)** までに下記の <アンケート提出先> にご提出をお願い申し上げます。
- ・ご提出いただいたデータやご回答の内容は、統計的に処理するためのみに使用いたしますので、個々の団体のデータが公表されることは一切ございません。

<アンケート提出先>

ワンダークラフト株式会社【担当：新川・脇田】
住所：住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-1-10 JNビル 5階
FAX：03-3552-1896 E-mail：zcwvc@wonder-craft.co.jp

<アンケート内容の問い合わせ先>

(社福) 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア市民活動振興センター
【担当：金谷内・古橋・水谷】
住所：〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-4656 FAX：03-3581-7858
E-mail：sankagata@shakyo.or.jp

<報告書について>

- ・本調査にご回答いただいた団体に、報告書を2部郵送いたしますので、次頁に住所等のご記入をお願いいたします。
- ・なお、調査結果は後日 PDF ファイルで Web 上に掲載する予定です。

最初に下記の項目についてご記入ください。

団体名：			
電話番号		F A X 番号	
住所	〒		
代表者 職名・氏名：		ご記入者 役職・氏名	

【団体の組織体制・運営について】

問 1. 団体として事業を開始した年月をご記入ください。

西暦	年
----	---

問 2. 貴団体の運営形態について、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. 住民の自主的な会員組織である（ボランティア団体・NPO 法人含む） | |
| （注）親団体がある場合でも、次のア～エの条件に当てはまる場合は、上記 1 に○をつけてください | |
| ア. 親団体に事務局を置くが、自立した組織として活動している | イ. 組織として独自の意思決定を行っている |
| ウ. 会計、役員会が親団体とは別である | エ. 親団体とは別に団体独自の規定がある |
| 2. 市区町村社会福祉協議会が運営している | |
| 3. 生活協同組合が運営している | |
| 4. ワーカーズコレクティブである | |
| 5. J A（農業協同組合）が運営している | |
| 6. 行政設置による第 3 セクター（福祉公社・事業団等） | |
| 7. 社会福祉施設が運営している。 | |
| 8. ファミリー・サポート・センターである | |
| 9. その他（具体的に | |

問 3. 貴団体は法人格を持っていますか。

持っている場合、それはどのような法人格ですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|--|--------------|
| A 法人格をもっている | B 法人格をもっていない |
| ↓ | |
| 1. 特定非営利活動法人 →いずれかに○を（①. 認証をうけている ②. 申請中である） | |
| 2. 認定特定非営利活動法人 →いずれかに○を（①. 認証をうけている ②. 申請中である） | |
| 3. 社会福祉法人 →いずれかに○を（①. 社会福祉協議会 ②. 社会福祉協議会以外） | |
| 4. 財団法人→いずれかに○を（①公益財団法人・②一般財団法人） | |
| 5. 社団法人→いずれかに○を（①公益社団法人・②一般社団法人） | |
| 6. 生活協同組合 | |
| 7. 農業協同組合 | |
| 8. 有限会社 | |
| 9. 株式会社 | |
| 10. その他（具体的に： | |

問 4. 貴団体は事務所をお持ちですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | |
|----------------------------|
| 1. 持っている |
| 2. 親団体の事務所・施設等の中に事務所を借りている |
| 3. 持っていない |

問5. 貴団体は活動拠点の形態について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 独自の活動拠点を持っている
2. 親団体所有の施設・拠点を継続的に借りている
3. 親団体所有の施設・拠点を活動時のみ借りている
4. 自治体等の施設・拠点を継続的に借りている
5. 自治体等の施設・拠点を活動時のみ借りている

問6. 貴団体の広報活動について、当てはまる番号全てに○をつけてください。

1. 広報誌・機関紙
2. 専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）
3. 活動を紹介するページがある
4. 公民館等でチラシやポスターを掲示している
5. その他（具体的に： _____)

【会員の状況について】

問7. 貴団体・活動の自主的な有償助け合い活動（以下「たすけあい活動」）では会員制（サービス利用者・提供者ともに団体・活動の会員であること）を採用していますか。

1. 会員制を採用している
2. 会員制を採用していない

問8. 貴団体のたすけあい活動の登録者数（サービス利用者・提供者の両方の合計数を指す）をご記入ください。

□	□	□	□
---	---	---	---

人

問9. 貴団体に登録されているたすけあい活動の「担い手数」（サービスを提供している方の数）について、下記表にその人数をご記入ください。

※「公的サービス提供者」と兼務している場合も「担い手数」として数えてください。

	女性	男性	合計
20代			
30代			
40代			
50代			
60代			
70代以上			
合計			総計 人

問10. 貴団体の担い手と利用者のバランスはどのような状態ですか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 担い手が不足している傾向がある
2. 利用者が少ない傾向がある
3. 担い手と利用者のバランスはちょうどよい
4. その他（具体的に： _____)

問11(1). 担い手の募集にあたって、貴団体として実施しているもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|----------------|----------------|
| 1. パンフレット、チラシ、ポスター | 2. ホームページ | 3. 他団体の広報誌 |
| 4. 個別に声掛け | 5. 登録者による紹介 | 6. 担い手養成講座・研修会 |
| 7. 広報誌 | 8. 地域ラジオ・FMラジオ | 9. 説明会、交流会 |
| 10. ハローワーク | 11. 掲示板 | |
| 12. その他(具体的に: _____) | | |

問11(2). 担い手の募集に最も効果があったと考えられるものを、上記11(1)の番号の中から1つお答えください。

番

問12. 担い手への研修機会について、貴団体が実施しているもの全ての番号に○を付けてください。
また、開催頻度(出席頻度)等についてもご記入ください。

[内部研修]

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 学習会、勉強会、研修会等 | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 2. 交流会 | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 3. 新人研修 | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 4. ミーティング、定例会の際に | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 5. ケースカンファレンス | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 6. 外部から講師を呼んで研修 | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 7. 他団体と共催により研修会を開催 | (頻度: 年・月・週に _____ 回)
(共催の相手先: _____) |
| 8. その他(具体的に: _____) | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |

[外部研修等]

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 9. 社協主催の研修会に参加 | (頻度: 年・月・週に _____ 回) |
| 10. 地域包括支援センター主催の研修会に参加 | |
| 11. 地方自治体主催の研修会に参加 | |
| 12. 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加 | |
| 13. 資格取得支援 | |
| 14. その他(具体的に: _____) | |

問13. 担い手に対する研修内容について、貴団体として実施しているもの全ての番号に○をつけてください。

- | | | | |
|-----------------------|-----------------|---------------|----------|
| 1. 高齢者・障害者理解 | 2. 認知症理解 | 3. 介護職員初任者研修 | |
| 4. 介護(ヘルパー2級養成講座を除く) | 5. 介助技術 | 6. 調理 | |
| 7. 食品衛生(食中毒) | 8. 移送サービス | 9. 掃除 | 10. 救命救急 |
| 11. 災害時高齢者・障害者等生活支援 | 12. 医療・感染症 | | |
| 13. リスクマネジメント(ヒヤリハット) | 14. 傾聴 | 15. コミュニケーション | |
| 16. 接遇(マナー) | 17. レクリエーション | 18. 育児・子育て支援 | |
| 19. 法人理念 | 20. 行政・社会情勢等の動き | | |
| 21. その他(具体的に: _____) | | | |

【サービス、活動事業の内容について】

問14. 貴団体が行っているサービスについて伺います。

そのサービスが住民相互の支え合いによる「たすけあい活動」、介護保険や障害福祉サービス等の法制度内での「公的サービス」、いずれにも該当しない「その他」のどの形態で実施されているか、回答するもの全てに○をつけてください。

サービスの種類	たすけあい活動	公的サービス	その他
1. 家事援助			
2. 介護			
3. 入浴			
4. 食事（配食や会食）			
5. 外出援助			
6. 車による移送サービス			
7. デイサービス			
8. サロン活動			
9. 宅老所			
10. 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援			
11. ショートステイ・宿泊			
12. グループホーム			
13. 小規模多機能型居宅介護			
14. サービス付き高齢者向け住宅			
15. 住宅改修			
16. 相談・助言			
17. 話し相手			
18. 子育て・保育サービス			
19. 教育サービス			
20. 財産管理・保全サービス			
21. ケアマネジメント（居宅介護支援等）			
22. その他事業〔上記以外を記述ください〕			

問15. 貴団体が実施するサービスのうち、**平成25年度**の「たすけあい活動」、「公的サービス」のそれぞれ利用者数（実人数）及び活動時間（回数）についてお答えください。

※1 概算でも構いません。複数サービス利用者は各サービスそれぞれ1人とカウントしてください。

※2 時間での記載が難しい場合は回数でご記入ください。

※3 実施していないサービスについての記載は不要です。

(1) 家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	時間 (回)	時間 (回)

(2) 外出援助・移送サービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	時間 (回)	時間 (回)

(3) 配食サービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	1日： 回 (食) 週： 回 (食) 月： 回 (食)	1日： 回 (食) 週： 回 (食) 月： 回 (食)

問16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合はお答えください。

活動の担い手の区別について、当てはまる番号に○をつけてください。

- | |
|---|
| <p>1. 別々の者が行っている。</p> <p>2. 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している。</p> <p>3. 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない。</p> <p>4. 両者を行っていないので、答えられない。</p> <p>5. その他 ()</p> |
|---|

【財政について】

問17. 【活動実績のある団体のみご記入ください。】貴団体の平成25年度の収入および支出の総額は、いくらですか。また、その内訳の割合が分かればあわせてご記入ください。

※社協、生協、JA等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス事業（活動）そのものについて記入ください（概算額で結構です）。

1. 収入総額	_____	万円
(収入の内訳)	たすけあい活動の利用料収入	_____万円
	会費収入	_____万円
	介護保険に関わる収入	_____万円
	障害者総合支援法制度等収入	_____万円
	行政からの事業委託収入	_____万円
	助成金収入	_____万円
	寄附金収入	_____万円
	その他	_____万円
2. 支出総額	_____	万円

問18. 「たすけあい活動」と「公的サービス」の両者を実施している場合のみお答えください。

「公的サービス」の収益を「たすけあい活動」にどの程度充当していますか。「たすけあい活動」に係る支出全体に占める割合等をご回答ください。

1. 充当していない
2. 1～2割程度を公的サービスの収益から充当
3. 3～5割程度を公的サービスの収益から充当
4. 5割以上を公的サービスの収益から充当
5. その他 (_____)

問19. 「たすけあい活動」に行政・民間からの補助金や助成金を受けている場合のみお答えください。

「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等をご回答ください。

1. 行政・民間からの補助金や助成金を充当していない（全て自主財源で充当）
2. 1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当
3. 3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当
4. 5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当
5. その他 (_____)

問20. 「たすけあい活動」で提供するサービスについて、1時間当たり（または1回当たり）の利用料及び担い手の受取り額はいくらですか。なお、「サービスの内容にかかわらず利用料は定額」の団体は「1」の欄に、「サービスの内容によって利用料が異なる」団体は「2～7」の欄にご記入ください。

<記入上のお願い>

※1. 無料の場合は0と記入してください。

※2. 内容や距離等の関係で一律に金額を出せない場合は、平均となる金額を記入してください。

(単位：円)

	利用料	担い手の受取り額
1. 内容にかかわらず定額	円/1時間 (円/1回)	円/1時間 (円/1回)
2. 日常生活のお手伝い (家事援助等)	円/1時間 (円/1回)	円/1時間 (円/1回)
3. 介護・介助	円/1時間 (円/1回)	円/1時間 (円/1回)
4. 給食・配食	円/1食	円/1時間 (円/1回)
5. 移送	円/1回	円/1時間 (円/1回)
6. いきいきサロン・ミニ デイ (たまり場)・コミュ ニティカフェ	円/1回	円/1回
7. その他 ()	円/1時間 (円/1回)	円/1時間 (円/1回)

【課題等】

問21. 貴団体が活動するうえで、**日常的に協力・連携関係がある団体全てに○をつけていただき、あわせて具体的な関わり方（連携内容）**を記入してください。

団体名	○印	具体的な関わり方（連携内容）
1. 社会福祉協議会		
2. ボランティア・市民活動 振興センター		
3. NPO 法人		
4. 地方自治体		
5. 民生委員・児童委員（協 議会）		
6. 自治会・町内会・女性 会・青年会（連合会）		
7. 老人クラブ		
8. 公民館		
9. ボランティア団体 （法人格をもたない）		
10. ボランティア連絡会		
11. 生活協同組合		
12. 農業協同組合		
13. 企業		
14. 労働組合		
15. 商工会議所		
16. 青年会議所		
17. 小・中学校		
18. 高等学校		
19. 大学・専門学校		
20. 警察		
21. その他（ ）		
22. その他（ ）		
23. その他（ ）		

問22. 都道府県や市町村等、一定のエリア内で住民参加型在宅福祉サービス団体間の連絡会等がありますか。あれば、その圏域の該当するものに1つに○をつけ、名称ならびに所属の有無についてもご記入ください。

圏域	連絡会名	所属の有無
都道府県・市町村・地区 その他 ()		所属している／所属していない
都道府県・市町村・地区・ その他 ()		所属している／所属していない
都道府県・市町村・地区・ その他 ()		所属している／所属していない

問23. 公的制度について、お考えになっていることがございましたらお書きください。

[介護保険等、高齢者施策]
[障害者総合福祉法等、障害者施策]
[子育て支援施策]
[生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策]
[その他]

問28. 貴団体が活動している市町村（複数の市町村がある場合には、主たる活動市町村）における「協議体」の設置状況について、ご記入ください。

※市町村から具体的に示されていない場合は、全て「未定」を選択してください。

設問	回答
(1) 協議体の設置主体	1. 行政 2. 地域包括支援センター 3. 社会福祉協議会 4. NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む） 5. 未定 6. その他（ ）
(2) 協議体の設置時期	1. 平成27年4月 2. 平成27年度中 3. 平成28年度以降 4. 未定
(3) 協議体の構成団体 (該当するもの全てに○)	1. 行政 2. 地域包括支援センター 3. 社会福祉協議会 4. NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む） 5. 社会福祉法人 6. 地縁組織（自治会等） 7. 民生委員・児童委員（協議会） 8. 生活協同組合 9. 農業協同組合 10. 民間企業 11. 介護サービス事業者 12. シルバー人材センター 13. 未定 14. その他（ ）
(4) 協議体の財源	1. 市町村の地域支援事業を活用 2. 市町村の地域支援事業以外を活用 3. 都道府県からの交付金等を活用 4. 未定 5. その他（ ）

問29. 貴団体が活動している市町村（複数の市町村にまたがる場合には、その全て）における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」について、貴団体の活動への影響や課題についてご記入ください。

1. 地域生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）
2. 協議体

～ご協力ありがとうございました～

平成 26 年度
「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」報告書

平成 28 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4656 FAX 03-3581-7858
E-mail sankagata@shakyo.or.jp
HP <http://www.sankagata.net>